

第 1 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

| | |
|---------------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (3月5日) | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 4 |
| ○出席議員 | 5 |
| ○欠席議員 | 5 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 5 |
| ○事務局職員出席者 | 5 |
| ○開会の宣告 | 6 |
| ○表彰状伝達 | 6 |
| ○議会運営委員長報告 | 6 |
| ○招集者挨拶 | 6 |
| ○開議の宣告 | 7 |
| ○議事日程の報告 | 7 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期の決定 | 7 |
| ○諸般の報告 | 8 |
| ○町長の説明 | 10 |
| ○報告第35号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 19 |
| ○議案第177号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 20 |
| ○議案第178号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 25 |
| ○発議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 29 |
| ○議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 32 |
| ○議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 34 |
| ○議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 37 |
| ○議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 38 |
| ○議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 40 |
| ○議案第184号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 42 |
| ○議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 44 |

| | |
|----------------------------------|----|
| ○議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 47 |
| ○議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 49 |
| ○議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 51 |
| ○議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 52 |
| ○議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 54 |
| ○議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 55 |
| ○議案第192号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 58 |
| ○議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 63 |
| ○議案第194号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 64 |
| ○議案第195号及び議案第196号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 74 |
| ○議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 76 |
| ○議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 77 |
| ○議案第199号及び議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 78 |
| ○議案第201号～議案第211号の上程、説明、質疑、委員会付託 | 80 |
| ○請願・陳情について | 90 |
| ○散会の宣告 | 90 |

第 2 号 (3月6日)

| | |
|---------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 91 |
| ○本日の会議に付した事件 | 91 |
| ○出席議員 | 91 |
| ○欠席議員 | 91 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 91 |
| ○事務局職員出席者 | 91 |
| ○開議の宣告 | 92 |
| ○一般質問 | 92 |
| 吉田孝司君 | 92 |
| 長田守弘君 | 118 |
| 古川文雄君 | 136 |
| 今泉文克君 | 148 |
| ○休会について | 163 |
| ○散会の宣告 | 163 |

第 3 号 (3月16日)

| | |
|--|-----|
| ○議事日程 | 165 |
| ○本日の会議に付した事件 | 165 |
| ○出席議員 | 165 |
| ○欠席議員 | 166 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 166 |
| ○事務局職員出席者 | 166 |
| ○開議の宣告 | 167 |
| ○追加議案の報告 | 167 |
| ○産業厚生常任委員長報告(議案第177号)及び報告に対する質疑、討論、採決 | 167 |
| ○産業厚生常任委員長報告(議案第178号)及び報告に対する質疑、討論、採決 | 169 |
| ○産業厚生常任委員長報告(発議第22号)及び報告に対する質疑、討論、採決 | 170 |
| ○予算審査特別委員長報告(平成30年度鏡石町各会計予算審査について)及び報告に対する質疑、討論、採決 | 172 |
| ○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 179 |
| ○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 182 |
| ○各常任委員会委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決 | 183 |
| ○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について | 187 |
| ○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について | 187 |
| ○決議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 187 |
| ○日程の追加 | 191 |
| ○意見書案第12号及び第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 191 |
| ○閉議の宣告 | 194 |
| ○町長挨拶 | 194 |
| ○閉会の宣告 | 195 |
| ○署名議員 | 197 |

鏡石町告示第14号

第11回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月28日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成30年3月5日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

不応招議員（なし）

第 1 号

平成30年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成30年3月5日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 35号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第179号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第180号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第181号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第182号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第183号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第184号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第185号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第186号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第187号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第188号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第19 議案第189号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第190号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第191号 鏡石町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第192号 鏡石町保育所条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第193号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第194号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第25 議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第197号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第198号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第199号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第30 議案第200号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第31 議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算
- 日程第32 議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第36 議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第37 議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第38 議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第39 議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第40 議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第41 議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第42 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|----------------|--------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども 課長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 会計管理者 兼室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 農事務局長 | 柳沼和吉君 | 教育委員会 委員長 | 力丸次雄君 |
| 農業委員会 会長 | 菊地榮助君 | 選挙管理 委員会委員長 | 大河原八郎君 |
| 監査委員 | 根本次男君 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|------|-----|------|
| 議会事務局 局長 | 小貫秀明 | 副主査 | 藤島礼子 |
|-------------|------|-----|------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。
ただいまから第11回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎表彰状伝達

- 議長（渡辺定己君） ここで、会議に先立ち、全国町村議会議長会から大河原正雄君が在職15年以上として自治功労者表彰がされましたので、その伝達を行います。
〔表彰状伝達〕（拍手）
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
6番、長田守弘君。
〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕
- 6番（議会運営委員長 長田守弘君） それでは、報告いたします。
第11回鏡石町議会定例会会期予定表。
平成30年3月5日月曜招集、日時、日、曜、会議内容の順で報告いたします。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。
〔町長 遠藤栄作君 登壇〕
- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第11回鏡石町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
ただいまは会議に先立ち、長年の議員活動のご功績により、全国町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されました大河原正雄議員は、まことにめでとうございます。この受賞を契機に町発展と町民福祉の向上のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。
おめでとうございます。
さて、本日ここに、第11回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しいところをご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

3月もあすで啓蟄を迎え、日一日と春らしくなってきました。今週日曜日の11日には、東日本大震災から丸7年と、いまだ風評被害も続いておりますが、必ず払拭できるものと思っております。本町の駅を中心としたコンパクトな町の特性を生かし、子供から高齢者までが元気につながる取り組みを推進し、さらに輝き、住みやすく、そして進化し続ける町を進めてまいりますので、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

今定例会につきましても、報告1件、新条例制定2件、条例の一部改正13件、条例の廃止1件、町道の認定1件、平成29年度各会計補正予算7件、平成30年度各会計予算11件、合わせまして36件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号より運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、11番、木原秀男君、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から3月16日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり3カ月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、平成29年11月分、平成29年12月分、平成30年1月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、平成29年11月分につきましては、平成29年12月25日月曜日午前9時54分から午前11時59分まで、平成29年12月分につきましては、平成30年1月25日木曜日午前9時55分から午後2時6分まで、平成30年1月分につきましては、平成30年2月23日金曜日午前9時51分から午前11時56分まで。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月の全ての検査時におきまして、次の4名の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成29年11月分、平成29年12月分、平成30年1月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は、添付資料のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、9番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○9番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会報告書、大河原正雄。

平成30年2月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、平成30年2月15日木曜日、午後3時30分開議。

第1、会期の決定。1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、11番、浅川町選出の議員、12番、天栄村選出の議員であります。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

第4、議案第2号 須賀川地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例。

第6、議案第4号 平成29年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第3号）。

第7、議案第5号 平成30年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算であります。

なお、5議案全て可決承認をされております。

詳しくは配付の資料にお目通しをいただきたいと思っております。

以上で組合報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、4番、古川文雄君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 古川文雄君） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会の報告をいたします。

議事日程第1号、平成30年2月9日金曜日、午後1時30分開議。

第1、会期の決定、1日限り。

第2、会議録署名議員の指名、5番、生田目議員、6番、大倉議員、8番、溝井議員でありました。

第3、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

第4、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて。

第5、議案第3号 平成29年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）。

第6、議案第4号 平成30年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算。

以上、4議案とも、原案のとおり全会一致で承認、可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元の配付資料のとおりであります。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、5番、菊地洋君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君 登壇〕

○5番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地 洋君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

平成29年12月、公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、平成29年12月25日月曜、午後2時開会。

議事日程第1、会期の決定。1日限りでございました。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第9号 公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

以上、議案第9号は、可決、承認をされました。

なお、詳細につきましては添付書類にご参照いただければというふうに思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第11回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今月11日で東日本大震災、そして原発事故から丸7年が経過します。県では、平成24年産米から始まった米の全量全袋検査について、2年後に抽出検査に移る方向性を示されました。これは年間約1,000万袋の検査費が60億円にも及んでいる一方、国の基準値を超える米が過去3年でゼロだったことや、生産農家も高齢化による負担が訴えられていることから、第三者委員会の意見を踏まえて見直しを進めているもので、県や民間によるアンケート調査では、見直しを求める声が年々ふえる一方、継続すべきとする声も多くあることから、これまで十分に蓄積されたデータに基づいたしっかりした方向性を決定してほしいと思います。

1月7日に行われた成人式は、華やかな中にも厳粛に式がとり行われ、165名がめでたく成人を迎えられました。新成人の皆様には、一人一人がみずからを律する強い意志と社会人としての自覚と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思います。

第196回通常国会が1月22日に召集されました。安倍首相は施政方針演説で「日本は、少子高齢化という『国難』と呼ぶべき危機に直面している。あらゆる日本人にチャンスをつくることで、少子高齢化もきっと克服できる。今こそ新たな国づくりのときだ」と述べ、「50年、100年先の未来を見据えた」国づくりを強く訴えています。今国会で成立を期す働き方改革に関しては、誰もが能力を発揮できる柔軟な労働制度への抜本的な大改革だと示し、人

づくり革命では、来年10月の消費税率引き上げに伴う増収分を活用して、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へ転換すると決意が述べられました。また、新年度予算案の歳出総額は97兆7,128億円で6年続けて過去最大を更新しており、高齢化による社会保障費、防衛費とも最大となっております。今後3月末までの成立を目指し、国会での予算委員会等の論戦が続けられています。

総務省が公表した平成29年の人口移動報告によると、東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）への転入者が11万9,000人と22年連続で転入者が転出者を上回る転入超過となり、東京一極集中が加速している状況となりました。全市町村の76.3%は転出超過で、転出超過40道府県のうち福島県は8,395人で最も多い結果となりました。総務省によると、15歳から29歳の東京圏への転入が多いことから、景気の上向きに伴い、進学や就職を機会として若い世代が流入しているといわれています。政府が掲げる、まち・ひと・しごと創生法における東京一極集中是正に係る施策については、まだまだ不十分であり、これからの課題となっております。

政府における平成30年度の経済財政運営については、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本として、600兆円経済の実現を目指すこととされ、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「ひとりづくり革命」を車の両輪として2020年に向けて取り組んでいくとしています。

平成30年度の我が国の経済は、海外経済の回復が続く中、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれ、物価についても景気回復により需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれています。

さて、今回も新たな感動を与えてくれた、2018年平昌冬季オリンピック大会は、先月25日全ての競技を終え、閉会式が行われました。日本のメダル獲得数は、金4個、銀5個、銅4個の計13個となり、冬季五輪大会では最大のメダル数となりました。オリンピックでメダルを獲得するまでの長い道のりと厳しい練習は、私たちには想像もできませんが、競技終了後の選手の涙や表情がこれまでの苦難と厳しいプレッシャーをあらわし、メダル以上の感銘を受けました。そんな中でもスピードスケート女子500メートルで日本女子初となった金メダリスト、小平奈緒選手の国境を越えた韓国選手に対する友情、気遣いは感動的なシーンでありました。スポーツだけでなく、日本と韓国が真の友好国となれるよう期待したいものがあります。私たちに熱い感動と感銘を与えてくれた選手たちのひたむきで真剣な姿に、本当にありがとうございますと感謝したいと思います。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、原発事故関連対策として、第二小学校校庭内の埋設土の中間貯蔵施設への搬出作業も完了し、これで仮置き場からの全ての除染土壌搬出は終了となりました。なお、新年度

には第一小学校校庭にある埋設土の搬出業務を早期に実施する計画であります。

また、原発事故による放射能汚染に伴う自家消費野菜等については、これまで継続して検査を行っておりますが、今年度現在までの国の基準値を超えるものは検出されておられません。今後も引き続き町民の安全・安心な食生活の確保のため測定業務を進めてまいります。

道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業につきましては、今年度実施対象の鏡石1区・2区・3区の堆積物撤去がほぼ終了し、堆積物は仮置き場において管理しております。今後、新年度の実施地区及び廃棄物の最終処分場への搬出について調整を進めてまいります。

公園施設長寿命化事業としての町民プール改修工事につきましては、計画どおり順調に工事が進んでおり、間もなく再オープンとなりますので、また多くの皆さんにご利用いただきたいと思っております。

地域づくりの核となる、鏡石まちの駅かんかんてらす設置事業については、内部改修及び屋根外壁工事も順調に進んでおり、厨房備品や家具、家電の設置、デジタルサイネージの準備を進めております。先月には、鏡石まちの駅運営委員会から、これまでの議論を重ねてきたまちの駅の運営に関するご提言をいただきました。この提言をもとに、鏡石町観光協会を管理運営団体として運営委託を予定しており、新年度4月以降の早期オープンに向け、町民の皆様はもちろん町外からも多くの方に利用いただける、親しまれる施設となるように努めてまいります。

今年度町制施行55周年記念事業として面積を拡大して実施しました田んぼアート事業につきましては、きらきらアートまでの観覧者数が3万2,771人と昨年度に比べ7,923人増の1.32倍となり、盛況に終了することができました。1月の実行委員会において、新年度のデザインは「うさぎとかめ」をメインテーマとすることが決定され、今年度と同様にアニメーターの湖川友謙先生に依頼する予定となっております。オープン予定のまちの駅「かんかんてらす」と連携し、さらなる誘客を進めるため積極的にPRしてまいります。

町制施行55周年記念事業であるオリジナルナンバープレートは、8月1日の交付開始から本年1月末現在で原動機付自転車の合計23件を交付したところです。今後は、岩瀬牧場の量産型トラクターをデザインに盛り込んだ小型特殊自動車のナンバープレートを追加し、農業に携わる方々の意欲の高揚と、引き続き交通安全の啓発と町民の郷土愛の醸成に努めてまいります。

町立保育所の民営化については、1月27日に開催した保護者説明会で皆様の理解が得られたことから、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会が、新年度の4月1日開所に向けた公私連携型保育所、鏡石保育所の設置届を県に提出いたしました。なお、今定例会に鏡石町保育所条例を廃止する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、町税の収納状況につきまして、本年1月末における一般会計の収納率は、現年度分83.91%と前年同期に比べ1.27ポイントの増となっております。

次に、収納率向上対策として取り組んでおりますコンビニ収納業務については、昨年12月末現在、件数で7,451件、納税額で1億1,036万1,000円と全税額の約11.5%を占めております。全国のコンビニ、そして24時間対応という便利さから、その効果が確実にあらわれているものと分析しており、税の公平・公正の確保のため、今後もさらなる収納強化対策を講じてまいります。

固定資産評価替えに係る調査事業につきましては、平成30年度の固定資産評価替えのための土地評価並びに路線価の設定がおおむね完了し、現在最終的な調整をしております。評価替えの価格の傾向としましては、住宅地においては若干の上昇傾向が見られますが、農地等におきましては、横ばいや若干の下落傾向となっております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、学校支援地域本部事業（通称、学校応援団）につきましては、2月末の時点で延べ545名のボランティアにより、支援件数48件、延べ111回にわたり、幼稚園、小・中学校の活動支援を行ってまいりました。

コーディネーターによるきめ細かなサポートにより、地域の人々が個々の特性を生かした教育活動によって、地域の教育力や地域コミュニティの再生が図られているものと考えているところであり、ボランティアとして参加いただいている皆様に感謝申し上げるとともに、地域ぐるみで子供たちを育てるという意識をさらに高めてまいりたいと思います。

生涯学習文化協会と公民館の共催事業として、いきいき学級やジョイフルライフ講座、おとなの講座（通称、男性専科）を初め、公民館事業として開催したアドベンチャークラブなどの事業も予定どおり全事業を終え、2月までに閉講式を行ったところです。種々の学習・講座を通して、町民の皆様が生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、生涯学習の環境と体制づくりに努めてまいりたいと思います。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、特定保健指導のウォーキング教室や筋トレ教室を実施し、運動の習慣化を図っております。さらに糖尿病性腎症予防の取り組みとして、特定健診結果で糖代謝や腎機能の低下が見られる方への個別相談会を1月下旬に開催いたしました。また、健康と長寿についての理解を深めていただくための健康セミナーを随時開催しており、今年22日には「笑顔で達者に生きるコツ」というテーマで開催することとしております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福

社の充実として、第8期高齢者保健福祉計画及び平成30年度から平成32年度の第7期介護保険事業計画を関係機関、団体の皆様からご意見をいただき策定をいたしました。今定例会に介護保険料の見直しに伴う介護保険条例の一部を改正する条例を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。また、食からのアプローチとして実施している高齢者食生活改善訪問事業、ハッピーイートプログラム事業については、管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室、さらには幼稚園・保育所での食育教育にも取り組んでいるところであります。

児童福祉の充実として、子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営、認定こども園運営支援、町立幼稚園の管理運営及び私立幼稚園運営支援など総合的な子育て支援策の推進に努めてまいりました。また、認定こども園整備事業における認定こども園ぶどうの木園舎増改築事業については、2カ年事業として国・県の交付金が決定し、2月3日起工式が行われたところです。

障がい者福祉の充実においては、第4期障がい福祉計画に基づき、障がい者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実にも努めるとともに、平成30年度から平成35年度の鏡石町障がい者計画及び平成30年度から平成32年度の第5期障がい福祉計画を関係機関、団体の皆様からご意見をいただき策定をいたしました。

医療保険制度の適正な運用として取り組んでいる国民健康保険について、新年度から運営が都道府県単位の広域化されることから、スムーズに移行できるよう準備を進めております。そのため新年度予算におきましては、国民健康保険事務費納付金等、新制度に合わせて編成したところであります。

4つ目の「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります」として、水田農業の推進については、平成30年産から生産数量目標の配分がなくなりますが、年々減少していく主食用米の需要に応じた生産に努め、米価の安定を進める必要があることから、福島県から提示された生産数量（面積）の目安をもとに、経営安定対策に向け、各農家に生産数量（面積）の目安の提示と各種の制度についての説明会を2月19日から4日間、町内8カ所で開催したところであります。引き続き、国の制度を活用した経営安定対策に取り組み、農業経営が継続されるよう情報の提供と主食用米に頼らない水田のフル活用に向けた支援に努めてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、8団体での地域活動が順調に実施され、今年度から新たに施設の長寿命化の活動にも取り組み、6,534万円の事業費を交付いたしました。新年度の実施に向けましても、事業計画がスムーズに推進されるよう引き続き支援してまいります。

6次化推進・販路拡大プロジェクト事業として実施している農産物PR支援事業では、東

京都千代田区、世田谷区や沖縄県北谷町などで町農産物の販売PR活動を支援し、生産農家の皆さんみずからの販路拡大に向けた活動支援を実施したところであります。

農業人生応援プロジェクト事業にあつては、10月交付の1名に加え、新たに2名に農業次世代人材投資資金を交付する予定としており、若い農業者の育成と人材育成に向けた取り組みを進めてまいります。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」の鏡石駅東第1土地区画整理事業については、第1工区における造成工事や道路整備工事は順調に進捗し、一部の工事を残してほぼ完了しております。現在多くの住宅建設が進んでおり、事業効果が感じられる状況となってまいりました。なお、県道関連工事において、一部工事のおくれが生じたことから繰越明許をお願いするところであります。今後は第1工区の完了を踏まえ、新年度におきましては、第3工区に着手すべき予算を提案してまいりたいと考えております。

道路網の整備・安全対策事業につきましては、久来石行方蓮池西線改良舗装工事、高速道路跨道橋点検・修繕事業、生活関連道路の補修工事・側溝整備事業などがほぼ完了し、また完了に向けて進捗中であります。

次に、水資源の確保と供給事業としての上水道第5次拡張事業については、繰り越し事業として進めている鏡石浄水場建設工事実施設計業務委託は、昨年12月末の完了に向けて進めておりましたが、浄水処理や建築関係、防災調節池等の精査及び検討に時間を要したため、契約期間を3月下旬まで延長し、引き続き関係機関と協議しながら進めております。また、新浄水場への配水管布設については、南高久田地内の配水管布設工事は完了し、JRを越えて西側への配水に係るJR東北本線推進工事測量設計調査業務委託及び緑町地内配水管布設工事測量設計業務委託については、年度内完了に向けて進めております。

駅東第1土地区画整理事業関連では、区画整理事業の推進に合わせて上水道の配水管布設工事及び下水道の管渠築造工事が進められ、国道4号拡幅関連事業では、拡幅事業の進捗に合わせ、支障となる上水道施設の移設などについて年度内完了に向けて工事を進めております。

次に、新年度予算の概要について申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、本町を取り巻く極めて厳しい財政状況を認識し、国・県の動向や住民ニーズ等の情報収集と各種事業の必要性や今後行政が担うべき役割を検証した上で、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らした持続可能な財政構造の確立に向け、各種補助制度や交付税措置などの有利な起債等を有効に活用しながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画における施策評価を行うとともに、町の将来像である、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向け、

5つの柱を基軸に各種事業への重点的かつ効果的な配分に努めたところであります。

なお、一般会計、特別会計、企業会計を合算した総額につきましては、101億509万円で前年度比2.1%減となりました。

平成30年度の各会計の予算額を申し上げますと、一般会計61億9,300万円、国民健康保険特別会計13億623万円、後期高齢者医療特別会計1億566万6,000円、介護保険特別会計9億7,800万、土地取得事業特別会計3,005万2,000円、工業団地事業特別会計4,713万7,000円、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計1億3,960万円、育英資金貸付費特別会計511万3,000円、公共下水道事業特別会計5億880万円、農業集落排水事業特別会計7,110万円、上水道事業会計7億2,040万1,000円。

次に、一般会計の歳入歳出予算の概要について申し上げます。

歳入として全体の約25%を占める町税については、震災以降景気の回復に伴い増加をしていますが、地方の景気回復については足踏み状態であり、依然として厳しい経済状況であります。個人町民税は5.5%増の4億7,517万円、法人町民税は12%増の1億1,999万円、固定資産税にあつては4.5%減の8億3,030万円と町税全般で前年度並みの15億4,495万円を計上したところであります。

地方交付税は、臨時財政対策債を含め、前年比6.2%増の20億7,049万円を計上しておりますが、このごみ処理場建設事業に係る震災特別交付への増加が主な要因であり、普通交付税については8.9%減の10億1,900万円となっております。基金からの繰入金については、財政調整基金から2億8,075万円のほか、文教施設維持整備基金、東日本大震災復興交付金基金、ふるさと鏡石ありがとう基金などから、全体で3億7,831万円を計上しております。

町債については、臨時財政対策債を除き2億3,970万円を計上したところであり、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら、基金取り崩しなどの措置を講じることにより財源を確保したところであります。

一方歳出面におきましては、引き続き徹底した事務事業の見直しと経常経費の圧縮を図りながら、町政運営の基本方針を示す第5次総合計画のもと、各種事業の重点的かつ効果的な配分に努めた予算編成としたところであります。

主要事業につきましては、被災者支援事業、原子力災害対策関連事業、防災関係事業、進化する鏡石実行プロジェクトとした4分野と、第5次総合計画における行政分野別施策として5分野の事業に取り組むこととしております。

被災者支援事業としては、災害援護資金貸付事業500万円、原子力災害対策事業としては、道路等側溝堆積物撤去、処理支援事業5億4,262万7,000円、原子力災害対策補完事業9,170万6,000円、ふくしま森林再生事業2,163万4,000円、食品等モニタリング事業649万1,000円、防災関係事業としては、第9分団小型動力ポンプ積載車購入事業802万円、Jアラート新型

受信機更新事業400万円、進化する鏡石実行プロジェクトとしては、駅に降りてみたくなる事業3,711万5,000円、通りを歩いてみたくなる事業209万1,000円、住んでみたくなる事業100万円などに取り組むこととしております。

次に、第5次総合計画における行政分野別施策としては、町民参加と行財政運営分野では、公共施設等維持管理事業1,882万5,000円、ふるさと鏡石ありがとう事業648万3,000円、町税等収納率向上対策事業288万3,000円、教育・スポーツ・健康づくり・文化振興分野では、中学生の各種検定、教育活動補助事業112万9,000円、語学指導等外国青年招致事業及び児童国際化推進事業882万6,000円、幼稚園施設整備事業1,952万5,000円、体育協会、かがみいしスポーツクラブ支援840万円、健康増進事業予防接種事業6,993万8,000円、母子保健事業1,589万1,000円、福祉・安全安心・コミュニティ形成分野では、在宅高齢者福祉事業1,118万5,000円、生き生き幸せ食生活応援団事業481万8,000円、保育施設運営補助事業3億1,708万8,000円、認定こども園整備事業1億4,582万5,000円、障がい者福祉関連事業2億8,994万円、地域コミュニティ形成事業5,446万5,000円、産業振興分野では、農業振興地域整備計画総合見直し事業540万円、6次化推進、販路拡大プロジェクト事業390万円、農業人生応援プロジェクト事業560万円、基盤整備調査事業（高久田地区）279万1,000円、県営ため池等整備事業（梨池下地区）4,227万円、都市整備・都市開発分野では、鏡石駅東第1土地区画整理事業1億1,093万4,000円、社会資本整備総合交付金事業9,621万3,000円、公道及び生活関連道路整備事業6,715万円、第5次上水道拡張事業3億7,093万5,000円、などに取り組む予定であります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第35号 専決処分した事件の承認につきましては、損害賠償等請求事件の代理人委任に係る補正予算を報告するものです。

議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、介護保険法の改正により都道府県条例で定めることとされていたものが市町村の条例で定めるとされたための条例制定であり、議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定については、新年度オープン予定の鏡石まちの駅の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものであります。

議案第179号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定及び議案第180号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の定義の明確化など所要の改正を行うもの、議案第181号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児・介護休業法の改正に伴い関係規定を改正するものです。議案第182号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、減収補填制度を規定している各省

令の改正により適用期限の延長について関係規定の改正を行うものであり、議案第183号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新年度から国民健康保険が県単位に広域化されることに伴う改正であります。

議案第184号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、第7期介護保険事業計画に伴う保険料率の改正をするものであり、議案第185号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第187号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護サービスの基準について国の省令に基づき条例の改正を行うものであります。

議案第188号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う住所地特例の取り扱いの見直しに関する所要の改正であります。

議案第189号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の改正に伴い道路占用料の額を改正するものであります。

議案第190号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市公園法の改正に伴い、これまで国が定めていた運動施設の敷地割合に対する限度を市町村の条例で定めることとされたことによる一部改正。

議案第191号 鏡石町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学校教育法施行令の改正に伴い、組織名、所掌事務等の改正を行うものです。議案第192号 鏡石町保育所条例を廃止する条例の制定については、新年度から町社会福祉協議会への保育所移管に伴い条例を廃止するものであり、議案第193号 町道路線の認定については、成田地区ほ場整備事業地内の区画道路について町道認定を行うものであります。

議案第194号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う整理予算であります。主な歳入は、法人町民税2,200万円の増額、歳入減額としましては、震災復興特別交付税2億4,431万9,000円、道路等側溝堆積物撤去業務に伴う福島再生加速化交付金1億4,045万3,000円、ふくしま森林再生事業補助金3,179万1,000円を減額するものです。主な歳出は、児童手当事業実績に伴う1,296万円、須賀川地方保健環境組合ごみ処理施設更新事業分賦金1億1,426万8,000円、道路等側溝堆積物撤去業務委託料2億5,754万2,000円、町民プール機械設備改修工事实績に伴う3,050万円、ふくしま森林再生事業の4,328万円などいずれも減額補正であり、総額4億5,156万8,000円の減額補正予算であります。

今年度繰越明許費につきましては、ふくしま森林再生事業として2,572万円、国道4号拡

幅事業に係る地方特定道路整備事業として1,576万5,000円など3事業で総額4,590万3,000円を設定するものであります。

議案第195号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び議案第196号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、年度末の事業確定に伴う補正予算であり、議案第197号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、繰越明許費を設定するものであり、議案第198号 鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）については、貸付金の確定等に伴う補正予算、議案第199号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、年度末の事業確定に伴う補正予算及び繰越明許費を設定するものです。議案第200号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、年度末の事業費確定に伴う補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、報告第35号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） おはようございます。

まず、議案書1ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第35号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度一般会計補正予算（第6号）といたしまして、平成30年1月25日付で専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）でございます。このたびの補正予算につきましては、赤沼不動産株式会社から訴えのありました損害賠償請求事件に係る弁護士への訴訟代理人委任の委託料に伴う補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に金額の増減はございません。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

次のページに第2表が掲載されております。

第2表債務負担行為補正の追加でありまして、事項につきましては、平成29年（ワ）第

342号損害賠償等請求事件訴訟代理人委任委託料、期間、契約締結の日から判決言い渡し、その他事件解決後3カ月以内まで、限度額については、謝金と訴訟の遂行上、必要と認めた経費とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、6ページからの事項別明細により説明をいたします。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○総務課長（柳沼英夫君） 以上、報告第35号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第35号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第35号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎議案第177号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由のご説

明を申し上げます。

8 ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、平成26年、介護保険法の改正により、平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されたため、事業主からの申請に対し、町が事業者を指定する場合の人員や運営に関する基準を条例で定めるためのとすための制定するものであります。

9 ページをお願いします。

本条例につきましては、目次によって、1章から4章、条建てによりまして、33条建てになっております。

第1章、総則でありまして、第1条、趣旨でありまして、この条例は、介護保険法第47条第1項第1号並びに法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。なお、基本的には国の規程省令が示されている基準と同一の基準を定めるものであります。

2条が用語でございます。

3条におきまして、基本方針があります。この基本方針におきまして、1項で利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うような事業指針でございます。

次のページをお願いいたします。

4条におきまして、申請者の要件でございます。申請者につきましては、法人とするもので、なお、鏡石町暴力団排除条例第2条第3項に上げる者につきましては除くものとする、町独自の定めでございます。

第2章におきまして、人員に関する基準を定めておりまして、第5条では従業員の人数につきまして定めているものでございます。第2項におきましては、利用者の数が35を超えた場合にはその数が1以上従業員がふえていくというふうな規定でございます。

第6条におきまして、管理者を規定しておりまして、常勤の管理者を置かなければならないと、2項におきましては、主任介護支援専門員を置かなければならないという規定をしております。

第3章におきまして、運営に関する基準を定めておりまして、7条におきましては、内容及び手続の説明及び同意について規定しておりまして、第7条の1項におきましては、当該提供の開始については利用申し込み者の同意を文書で得なければならないという規定を定めているものでございます。なお、4項におきましては、電子情報等の使用に関する規定でございます。

12ページをお願いします。

第8条におきましては、提供拒否の禁止事項を定めております。

第9条におきまして、サービス提供困難時の対応という形で規定をしております。

第10条におきましては、受給資格者の確認という形で、有効期間を確認するというふうな規定でございます。

11条におきましては、要介護認定の申請に係る援助を行うという形で規定をされております。

また、第12条におきましては、身分証をする書類の携行ということで、詳細につきましては、提示を求めたときにはそれを携行していなければならない規定を設けております。

13条におきましては、利用料等の受領の規定でございます。につきまして、2項、3項であります。

16条におきましては、指定居宅介護支援等の具体的な取り扱いにつきまして、第1号から第30号まで定めております。なお、1号におきましては、介護支援専門員に居宅サービスの計画の作成についての関する業務を担当させるというような内容で、主なところについてご説明申し上げたいと思います。

次のページをお願いしたいと思います。

10号におきましては、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者または家庭に対して文書により利用者の同意を得なければならない規定が定められております。

また、15ページになりますが、15号におきまして、介護支援専門員につきましては、利用者宅に月1回程度の面接あるいは訪問を行う、記録をとるというふうな規定を設けてございます。

次のページ、17ページをお願いしたいと思います。

17条におきまして、法定代理受領サービスの報告ということで規定しております。

18条におきましては、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、19条におきまして、利用者に関する市町村への通知の規定、20条におきましては、管理者の責務について規定しております。

また、次のページ、18ページにおきましては、第21条としまして、事業所の運営規程につきまして、1号から6号の方針等からの各項目を定めるという規定になっております。

22条におきましては、職員の勤務体制の確保について定めております。

25条におきましては、掲示という形で、重要事項の掲示を定めております。

次に、19ページの26条におきましては、秘密保持に関する規定を定めております。

27条におきましては、広告等に対します虚偽または誇大なものであってはならないような

規定をしております。

28条におきましては、居宅サービス事業所からの利益収受の禁止事項について定めております。

29条では、苦情処理の関係につきまして定めております。

次のページ、20ページをお願いしたいと思います。

30条におきましては、事故発生時の対応について定めております。

32条におきましては、記録の整備という形で、記録整備のほうにつきましては町としましては、2項におきまして完結の日から5年間を保存しなければならない規定を定めたものでございます。

次のページ、第4章でございますが、基準該当居宅介護支援等に関する基準ということで、33条におきまして、準用規定を設けております。

附則としましては、1項としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。なお、2項としましては、管理者の経過措置としまして、平成33年3月31日までの期間までについては、延長することができる規定でございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

今、議案第177号について担当課長から丁寧な説明があったところでありますが、条文全ての大事なところ、あるいは附則まで説明いただいたわけでありまして。その中で、附則の1として、この条例は本年4月1日から施行すると。ただし、第16条第14号の規定は、同じくことしの10月1日から施行するとあるんですが、これ条文を見ますと、15ページなんですけど、利用者の服薬状況あるいは口腔機能等の話なんです。これについては何で、単純に考えまして、これだけとりわけ10月1日から施行すると書いてありますので、何でこの項目だけは10月1日なのかなというふうに思ったところであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 吉田議員のご質疑にご答弁申し上げます。

附則におきます医師、歯科医師等の情報提供の期間に対する10月1日施行につきましては、県からの連絡事項でありまして、多分推測するには周知期間等も含めながらの経過というふうに理解していただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま担当課長から説明いただきましたが、周知期間のための半年の猶予だというふうに私は理解いたしました。これ、同様のといたしますか、似たような案件で、議案第187号、これから今後上程されることになると思うんですが、こちら2本については同じような規定があるんですが、これもあるんですけども、これは4月1日から施行するというふうになっておるんですね。この今申し上げたことを考えてみても、確かに県からのお達しでそれに倣わなくちゃならないのか、倣う義務とかはあるのかないのかわかりませんが、周知期間を行って施行するというのも大事でしょうけれども、条例ですから、もう条例を出して、そしてこのもつでやっていくんだということを出していくのも、私は大事なのかなというふうに思いますので、その辺このあたりはどういうふうになっておるのか。県からのお達しだということですけども、もう少し詳しく説明いただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番、吉田議員の再質疑についてご答弁申し上げます。

本条例につきましてはの施行期間につきまして、10月1日からという形と185号関係の議案についての整合性についてのご質疑だと思います。

本条例につきましては、初めて県から町のほうに移管されたといえますか、権限が委譲されたという関係からの周知かというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第177号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第178号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、根本博君。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） それでは、ただいま上程されました議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定につきましては、国の地方創生拠点整備交付金事業を活用し、鏡石町コミュニティセンター1階部分をまちの駅として改修を進めており、平成30年3月末に施設整備が完了することから、鏡石まちの駅の設置及び管理に関する規定を定める条例を制定するものでございます。

23ページをお開きください。

鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

第1条は、鏡石まちの駅の設置に係る法的根拠及び設置の目的である町の観光交流拠点づくりとにぎわいの創出、地域コミュニティの活性化について規定し、第2条では、まちの駅の名称を鏡石まちの駅「かんかんてらす」とし、位置を鏡石町コミュニティセンターと同じ位置である鏡石町中央245番地と規定するものでございます。

第3条では、まちの駅の施設を、コミュニティカフェ・飲食スペース、キッチンスペース、菓子製造室、物販スペース、待合フリースペース、待合ホール、管理事務所（総合観光案内所）とし、各施設の用途及び機能を規定するものでございます。

第4条では、第1条に基づき、地域コミュニティ活動活性化に関する事など、まちの駅で行う事業について規定をしております。

次のページをお開きください。

第5条では、施設等を利用する場合の許可及び不許可の事項を規定し、第6条では、許可

における許可の変更及び取り消し、中止を命ずることができる事項を、第7条では、施設の利用に当たって禁止行為を規定するものでございます。

第8条では、まちの駅の各施設に係る利用料金を規定し、第9条では、利用料金の不還付、第10条では、利用料金の減免に関する事項を規定するものでございます。

第11条では、利用者が故意または過失により施設等を破壊等により損害を生じた場合は、町に賠償することを規定し、第12条では、まちの駅の設置の目的を効果的に達成するために、管理運営上、必要があるときと認めたときは指定管理者に施設の管理を行わせることができることを規定し、その業務及び町長にかわり指定管理者が行うことができるものについて規定したものでございます。

次のページをお開きください。

第13条では、利用料金の收受等として、指定管理者がその利用料金を指定管理者の収入することができるものと規定するものでございます。

第14条においては、条例の施行に関して、別途規則で定める委任規定を設けるものでございます。

27ページの別表につきましては、施設の利用料としまして、各利用区分ごとに利用料を規定するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいまの議案第178号については、やはり担当課長から丁寧な説明をいただきました。その中で1つ質問させていただければと思います。

本条例は、鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例案でありますので、管理に関する規定がしっかりと規定されていなければならない条例であります。拝見しますと、あるいは先ほどの町長の説明、あるいは以前の全協の説明にもありましたとおり、この施設については町が直営でやり、なおかつ、これを事業については町観光協会に委託するんだというふうな説明を承っておったところではありますが、指定管理者による管理がなされるんだろうということ考えております。

したがって、この条例も第12条においては、指定管理者による管理、1項についても

指定管理を念頭に置いた記載がなされておるんですが、もうちょっとやはり指定管理をする前に、やはり条例でありますので、この町の建物でありますから、直接町が管理する場合の規定も盛り込まれていなければならないと、私は考えております。といいますのは、かなり他の条例も私、見たんですが、町の建物の管理については基本的に町長が管理すると、管理規定が書いてあるんですね。それにしたが、しかし、これを指定管理者に管理させることができるというふうな規定を、そのような規定が書いてあるのが大多数の条例であります。

この条例の案を見ますと、町長が管理するんだと、基本的に。しかし、指定管理者に管理させる可能性もあるんだというようなことが見えてこない条例になっている。もう指定管理ありきの条例になっていますね。例えば指定管理されて、今後この事業をなされてうまくいったとすればいいんですが、万が一その指定管理者が受け入れられない、あるいはもう指定管理するところがないといった場合に、町が管理しなくちゃならない。そのときにこの条例では、町が果たしてこれ、この条例にのっとって管理できるのかということになるわけです。したがって、私、申し上げましたとおり、町長による管理規定を入れておいた上で指定管理制度を入れなければ、片手落ちの条例じゃないのかなというふうに思いますので、その辺の見解を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） それでは、2番議員の質疑に対してご答弁申し上げます。

こちらのほうの設置及び管理に関する条例につきましては、地方自治法のほうで公の施設については、町ですから町長が設置すると、これが基本的な条項になっています。これに基づきまして、町長が行う業務として、第4条の事業、さらには第5条からの利用の関する許可、制限、禁止行為などを定め、さらには第12条までの利用の減免等が町長が行う管理業務という形になっています。それを受けまして、第12条のほうでは指定管理者のほうに、これはそこまで基本として規定しておりまして、そのほかでは、第4条の事業、さらには第5条、第6条の利用の許可に関する業務、第8条に利用料金の徴収に関する条文、さらには第10条で、利用の減免に関する業務という形で、本来は町、町長が行う分を第12条のほうの第2項のほうで、こちら業務が行えるという形で規定しておりますので、基本的には町長がこのまちの駅の設置を行いながら管理をしていくという形になりまして、それに当たっては先ほど申したように、管理運営上、必要があるときは指定管理者に管理を任せるということも規定を第12条で規定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、課長から答弁をいただきました。地方自治法、私この条文はつきり読んでいないので、何とも大変失礼申し上げるかもしれませんが、これ町の施設なわけですよ。鏡石まちの駅というのは、要するに町の所有物、財産だと私は思っていますけれども、その設置者、よくあるのには言葉でいう設置者と管理者という言葉があるのかなというふうに私は思っております。設置者が管理者を兼ねる場合もあるでしょうし、設置者が管理者を決めて、その管理者に任せることもある、建物ですね、あるわけでありまして。ですので、この場合、設置者は町長であるというのは間違いのないわけでありまして。しかし、管理者をどうするんだというふうな規定はまたやっぱりしっかり条文の中に盛り込んでおかないと、私はいけないのかなと。例えばですが、私も公務員の経験ありますので、私もその公の施設の管理者になったことがあるんです。そのときの設置者は当時の首長でありました。要するに首長が設置者になり、担当課長なり、あるいはそういう所長等が管理者になるのが通例であると、私は思っておりますけれども、この鏡石まちの駅の管理者は誰なんだというふうなイメージがなされていない。設置者が管理者を兼ねるといふことであるならばいいんでしょうけれども、それもはっきりわからない状態で、そういううやむやな状態でその本来の管理者でない指定管理者を決めるというのは、私は筋違いじゃないのかなというふうに思いますので、その辺の見解もう一度伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 根本 博君 登壇〕

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回のまちの駅でございますが、こちらは町の施設ということで町長が設置します。あわせて管理も基本的には町長が行うということで、この条例は規定しております。

よって、今回、12条で指定管理者という管理の規定をしていますが、こちらは指定管理者に管理を委託する委任することができるという条文の規定になっています。ですので、基本的にはこの条例の中では町長が設置者、管理者という形で規定しているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第178号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨をご説明申し上げます。

現行の鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例におきましては、その第7条第1項第2号におきまして、勤労青少年ホームにおける政治活動が許可されていない状況にあります。そのため、町内の公共施設を利活用した政治活動（政治団体等を通じた議員活動を含む）が著しく制約されている現実がございます。したがって、町長が認める範囲内においては、むしろ勤労青少年ホームにおいて一定程度の政治活動を行うことが可能となるよう、利用許可の制限に相当する要件を緩和することを目的として、この条例を制定するものでございます。

次ページの議案書2ページをお開きいただければと思います。改正する箇所をご説明申し上げます。

鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例（昭和55年12月22日条例第28号）の一部を次のように改正するものであります。

第7条第1項を次のように改める。

（利用許可の制限）

第7条 町長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、青少年ホームの利用許可を制限することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

と記載がございます。なお、今申し上げたとおり、私が提出しました議案、発議の内容におきましては、「認められる」というふうに書いて提出いたしましたので、「た」を「る」と直していただいた上、ご審議いただければというふうに思います。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、菊地洋君。

〔5番 菊地 洋君 登壇〕

○5番（菊地 洋君） ただいま上程をされました発議第22号につきまして、2点ほどお尋ねをさせていただきたいと思います。

提案理由の中に、「一定程度の政治活動」というふうにあります。この概念についてお尋ねをしたいと思います。

それからもう一点は、なぜ今この一部を改正することを発議されるのか。

この2点についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま菊地議員からご質疑いただきました2点につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず1点目、一定程度の政治活動についての内容であります。

これにつきましては、これといった定義というものはございませんが、もともとの条例のほうを見ますと、第7条第1項第2号に何て書いてあるかと申しますと、「特定の政党その他政治団体等の宣伝及び活動またはこれに類推される行為を行うおそれがあると認めるとき」というふうなものでございます。通常こういったものにつきましては、他の市町村の公の施設におきましても認められているというのが通例で通常であります。しかし、こういったものが本町においてはこれまで禁止されてきたと。町長の許可が得られなかったというのがこれまでの我が町の状態であります。といいますのも、やはり政治活動、特定の政党その他政治団体等の宣伝及び活動につきましては、いわゆる反社会的なその活動を行っているような、言葉が悪いんですが、ちょっとやはり適切でないような政治活動も含まれているのかなとい

うふうに思います。したがって、そういったものを除く普通、通常、政治活動については認められてしかるべきだと思っておりますので、一定程度のと申しますのは、通常、公に迷惑をかけることのないような政治活動であるのかなというふうにお考えいただければと思います。

2点目についてであります。

今なぜこの条例改正案を提出したんだというような質疑だったと思っております。

これにつきましては、以前から私もうずっと思っておりました。といいますのは、平成27年8月30日の選挙で議員になって以降、一生懸命政治活動、議員活動を行ってきたんですが、その中で一度この勤労青少年ホームを活用させていただいて議員報告会を行ったことがございます。これにつきましては、特例といいますか、認めていただいたんですが、今後そういった活動では使用できないというふうなお話を承っておりましたので、それはなぜかなといったときにこの今申し上げました当該の条文に抵触するんだということでありました。しかし、私としてはやはりこういったものがやはり不適切なちょっとやはり条例改正を要する必要があるんだと、ずっと思っておりましたし、なおかつ、こういった公の場所が使えないと。ほかの例えば公民館等の場所を使えるんだというふうに認識はしておりますけれども、一番、私として、あるいは町民の利便性を考えると、勤労青少年ホームの利便性が一番いいものですから、やはりこういったところで使えるようにしたほうがいいのかというふうに思っておったと。また、私は参加できませんでしたが、私たちの選挙が行われたときにこの場所で討論会が行われたと。立候補者の演説会が行われたという話も聞いておりますので、そういった点では認められているんだと。しかし、私のときに認められなかったと。これはやはりちょっと矛盾もあるんじゃないかと。そういったところがありますので、やはりこれはしっかりと今のときに議論しなくちゃならないんだというふうに思っておったわけでありまして、そしてまた、ことしは町長選挙、そして来年はまた町議会議員選挙があるという中において、勤労青少年ホームがやはりこれがさらに利活用しやすい施設になれば、さらに我が町の発展にもつながるのかなと思った次第でありまして、本条例改正案を提出させていただいたというところでありまして。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第22号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第179号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第179号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

28ページをいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、個人情報保護法の一部改正に伴いまして、個人情報の定義が明確化されたことによる所要の改正を行うものでございます。

次のページ、改め文をごらんいただきたいと思います。

まず、第6条につきましては、公開しないことができる情報を不開示情報としまして、略称を追加するものであります。

第6条第2号からは、不開示情報でございますけれども、第2号につきましては、開示請求された場合に不開示とする個人情報につきまして、氏名、生年月日、その他の記述等に、括弧書きにありますように音声、動作なども不開示情報に規定されたものであります。また、個人を識別はできませんが、個人の権利利益を害するおそれがある情報も不開示とする規定にするものであります。

ただし書きといたしましては、アの慣行、公表予定の情報、イの災害時等に生命、財産を保護するために必要な情報、ウとしまして、公務員の場合、職務遂行の情報について当該公務員の所属、氏名等の情報は除くとするものでございます。

第3号につきましては、法人や個人事業主に関する情報でございます、次のページのアにつきましては、法人等の利益を害する情報、イにつきましては、町の実施機関が法人から公表しないことを前提に提出された情報については不開示とするものでございます。

第4号につきましては、犯罪の予防等に関する情報、第5号につきましては、町が県や国

との協議、検討中の情報でございまして、開示することで意見交換や意思決定に影響が出る場合は不開示とする規定でございます。

第6号につきましては、町や国・県が行う事務事業で開示することにより適正な遂行に影響がある場合は不開示とする規定でございまして、アの検査や試験等に関する情報で、事実の把握が困難になる場合から、エの人事に関する情報、オとして、国・県が経営する企業に関する情報を規定するものでございます。

整理されたもので、第7号及び第8号を削除するものでございます。

第7条第2項といたしましては、開示請求に係る公文書で個人情報の部分を除くことで、部分開示できる場合には開示、部分開示しなければならない規定を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条の2につきましては、公文書があるかないかを答えるだけで、不開示情報を開示することになってしまう場合については、開示請求を拒否できる規定が追加されたものでございます。

第8条第3号につきましては、開示請求書に記載する必要事項について、規則で委任するものでありますが、実施機関が開示するものであり、実施機関が定めると改正するものでございます。

第10条第2項、電磁的記録につきましては、閲覧や写しの交付では対応できないものもあると思われるための改正であります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第179号 鏡石町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第180号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第180号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

32ページになります。

このたびの改正につきましては、個人情報保護法の一部改正に伴いまして、個人情報の定義の明確化、さらには要配慮個人情報が規定されたことによります所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条の第1号でございますが、個人情報の定義についてより細かく規定されたものでございまして、アとイに分割となりました。アにつきましては、改正前から規定されておりましたその他の記述を細かく規定し、図画、図面、電磁的記録も個人情報に定義づけされたものでございます。イの「個人識別符号が含まれる」でございますが、基礎年金番号やパスポート番号、住民票コードなど、個人とひもづけとなるとしまして個人情報として追加するものでございます。

同条1号の2につきましては、要配慮個人情報として、差別、偏見等が生じないように特

に配慮が必要とされる個人情報を規定するものであり、身体、精神障害の有無や健診結果、診療、調剤の履歴なども個人情報に含まれることとなります。

同条3号については条ずれの修正であります。

第6号については不要の箇所の整理、第7号については番号法第26条で定義をするための追加規定でございます。

第6条第2項第6号につきましては、想定される実施機関以外の町の機関がないことから削除をするものであります。

同条第3項については、定義で略称を定めたことによる規定の整理、同条第4項も同様に定義で要配慮個人情報を定めたことによる規定の整理であります。

第7条第2項第4号については、想定される町の機関がないための実施機関に改正するもの。

第7条の2につきましては、第2項の保有特定個人情報の括弧書き、省略を削除し、第1項に括弧書き、略称を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第7条の3を第7条の4としまして、第7条2の次に、第7条の3として情報提供等記録の目的外使用の定義、規定を追加するものであります。

第8条第1項は文言の修正でございます。

第11条第1項につきましては、自己情報の開示請求について文言の整理を行うもの。

第12条につきましては、開示するのは保有している個人情報であるための改正でございます。括弧書きは開示しないことができる個人情報の略称を追加するものであります。

同条第2号中、開示請求者は最初に出てくる文言であるための略称の追加であります。同条第3号中「をした」を削り、個人情報に個人識別符号が含まれたことによる文言の追加でございます。エについては条ずれと国の機関の文言を修正するものでございます。

同条第4号につきましては、法人情報を含む個人情報であっても、個人情報の不開示については第3号で規定しているため、法人に関する情報の不開示についてのみ規定したものであり、請求された公文書に法人、個人事業主に関する情報があり、開示することで不利益が発生するおそれのある情報を不開示とする規定に改正するものであります。

第12条第7号、第8号につきましては、情報公開条例の規定と同様、審議、検討情報や事務事業に関する情報で、開示することで事業の遂行に支障が出る情報を不開示とする規定であり、次のページをお願いいたします。第8号アからオについては既存の規定をより細かくしたものであります。

第9号は改正により削除するものでございます。

第13条第1項については、部分開示の規定ですが、不開示情報及び当該保有個人情報へと

文言の改正をするものでございます。

同条第2項は条ずれ及び個人識別符号の規定を追加するもの。

第14条第1項については、開示請求書の略称を規定するもの。

同項第2号については、開示するのは保有個人情報のための文言の修正であります。

第15条第1項については、開示請求書の文言を2項、5項もあわせ修正し、請求に係る補正を求めた日数は算入しない規定が自己情報の利用停止規定に既にあることから、同様に規定するための追加であります。

第16条第2項については、テープでの開示を記録されている保有個人情報を提供できる方法へと改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

同条第3項については、汚損・棄損だけでなく、保存するのに支障がある場合は写しで閲覧できるように文言を修整するもの。

第18条第1項については、写しの作成及び総務に関する費用の負担について、実施機関が定める額に改正するものであります。

同条第2項については、文書ではない保有個人情報を開示する場合の費用について規定するもの。

第21条第1項については、第15条第1項と同じように、補正に要した日数は算入しない規定を追加するものであります。

附則第1項としまして、この条例は附則の日から施行するものであり、第2項の経過措置としまして、改正前に収集した第6条第4項の個人情報については、施行の際、保有するものについては改正後に規定する要配慮個人情報とみなすものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第180号 鏡石町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第181号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、柳沼英夫君。

〔総務課長 柳沼英夫君 登壇〕

○総務課長（柳沼英夫君） ただいま上程されました議案第181号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、非常勤職員における育児休業の延長及び再度、就職等を行うことができる規定を追加するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

育児休業等に関する条例の改めるものでございます。

第2条第1号につきましては、育児休業法第6条第1項第2号に規定します臨時職員については育児休業を取得できないため、第1号と改めて追加するものでございます。

同条第3号については、非常勤職員の育児休業につきまして、子供が1歳6カ月までだったものを第2条の4の定めに該当した場合については、子供が2歳になるまで取得可能とする規定を追加するものであります。

第2条の3第2号につきましては、地方等育児休業の略称を次条でも使用するための改正であります。

第2条の4につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合、つまり、特別の事情の場合を規定するものでございまして、子供が1歳6カ月になったときに規則で定める場合に該当した場合、規則におきまして、保育所等に入所できなかった場合や養育する予定の配偶者の死亡等により養育できなかった場合として定め、2歳まで取得ができるとする

規定を追加するものであります。

第2条の5は、第2条の条追加による繰り下げであり、第3条第7号については、育児休業法を再取得できる事由に第2条の4に該当した場合を追加するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第181号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第12、議案第182号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま上程されました議案第182号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

まして、提案理由のご説明を申し上げます。

39ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、福島県復興再生特別措置法並びに東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等の省令におきまして、復興産業集積区域での対象施設の固定資産税の課税を免除する対象期間の延長が行われたことにより改正を行うものであります。

第1条につきましては、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う所要の改正であります。

第2条につきましては、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う所要改正及び復興産業集積区域での設備投資などの事業に対する課税免除対象期間を、平成29年3月31日から平成33年3月31日に延長する改正を行うものであります。

第3条につきましては、条例文の整備の所要改正を行うものであります。

附則につきましては、本条例の施行について公布の日から施行するとしたものであります。

以上、議案第182号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第182号 鏡石町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第183号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 議案書40ページになります。

ただいま上程されました議案第183号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

このたびの国保条例の一部改正につきましては、平成30年4月から国民健康保険が市町村単位から都道府県単位へと広域化されることに伴う改正を行うものであります。

改正につきましては、まず第1章並びに第1条の見出し及び同条中におきまして、国民健康保険の保険者が市町村から都道府県となるため、町が行うべき業務も町が行う国民健康保険の事務と改めるものであります。

次に、第2章並びに第2条の見出し及び同条中におきましては、国民健康保険の保険者が市町村から都道府県となるため、都道府県でも運営協議会を開催することから、国民健康保険運営協議会の名称等について所要の改正を行うものであります。

第13条につきましては、基金の設置についてであります。国民健康保険制度の改正によりまして、平成30年度からは医療給付に係る医療費分が都道府県から保険給付費等交付金として交付されることとなり、町からは国保の運営資金といたしまして国民健康保険事業事業費納付金を県へ納付することになります。このため、基金の目的を保険給付に要する費用に不足を生じた場合に対応するためから、納付金の費用不足及び収納率の低下に対応するためにと所要の改正を行うものであります。

第14条につきましては、国民健康保険の広域化によりまして保険給付費の増減のリスクを県が担うこととなり、基金の必要額が減少することが見込まれるため、目標金額は設けないものとする改正を行うものであります。

附則につきましては、本条例の施行について本年4月1日から施行するとしたものであります。

以上、議案第183号につきまして、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま議案第183号につきましては、担当課長から説明をいただいたところであります。

先般の全協の中でも、私も幾らか提言させていただいたとおりになっているので、この点はよかったなど、対応していただいておりますことと思います。

その中で第2条に関してなんですが、これはちょっと事務的なことになってくると思うんですが、第2条はいわゆる国保運営協議会についての規定だったかなというふうに思っておりますけれども、今般、名称が第2条につきましては「事業の」と「に関する」というものが入られるということで、この辺の文言が入ることによって、いわゆる国保運営協議会の名称がどのように変わっていくのかなということでもあります。

また、通例ですと、こういった協議会の委員についてはスライドといいますか、そのまま引き継がれる形になるのかなと思いますので、その辺についての規定はどうなさるのかなということと、もう一つは国保運営協議会の委員についても非常勤の特別職公務員になっておるはずですので、そういった日当の関係の条例の改正等の必要性、そういったものについてお尋ね申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご質問にご答弁申し上げます。

国民健康保険運営協議会の名称についてであります。これにつきましては町が行うものということになりまして、このため名称は町の国民健康保険事業の運営に関する協議会というふうに変更になります。

また、委員数の定数あるいは費用弁償等につきましては従来どおりというふうに考えておりました。特に新たな制度を設けることというものではございません。大きなものにつきましては、町の保険税の率を算定するというのが、町としては運営協議会の大きな役割になるかというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

○2番（吉田孝司君） はい。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第183号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第184号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第184号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

[福祉こども課長 関根邦夫君 登壇]

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第184号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

42ページをお願いします。

このたびの鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては第7期介護保険事業計画、平成30年度から平成32年度において決定された介護保険料について、第6期介護保険料からの改正を行うものであります。

43ページをお願いします。

鏡石町介護保険条例、平成12年鏡石町条例第2号の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、平成27年度から29年度までの保険料率を定め、これを平成30年度から平成32年度までの保険料率に改めるものでございます。

同項第1号中につきましては、保険料の現率でございますが、2万8,800円を3万5,400

円に、同項 2 号、3 号につきましては 4 万 3,200 円を 5 万 3,100 円に改め、同 4 号につきましては 5 万 1,840 円を 6 万 3,720 円に、5 号につきましては 5 万 7,600 円を 7 万 800 円に改め、6 号につきましては 6 万 9,120 円を 8 万 4,960 円に改め、7 号につきましては 7 万 4,880 円を 9 万 2,040 円に改め、8 号につきましては 8 万 6,400 円を 10 万 6,200 円に改め、9 号につきましては 9 万 7,920 円を 12 万 360 円に改め、同条の 2 項中にあります 27 年を 30 年、29 年を 32 年に改めまして、第 1 号の被保険者の公的負担に対する低所得者の保険料軽減率を 2 万 5,920 円を 3 万 1,860 円に改めるものでございます。

なお、第 20 条につきましては、罰則規定におきます 1 号被保険者の「1 号」を削るものでございます。

附則につきましては、施行期日第 1 条につきましては 30 年 4 月 1 日から施行し、経過措置としましては、改正前の鏡石町介護保険条例第 2 条の規定は 30 年度以降の年度分から適用しまして、29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 184 号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第15、議案第185号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第185号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

44ページをお願いします。

このたびの鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年度介護報酬改定に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が平成30年1月18日に公布され、平成30年4月1日から施行されることにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、本条例の改正を行うものでございます。

45ページをお願いします。

鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鏡石町条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中につきましては、5節の中に共生型地域密着型サービスに関する基準、6節に指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準について改めるものでございます。

次に、趣旨、第1条ですが、これにつきましては、共生型地域密着型サービスの事業に係る介護保険法の第78条の2の2の第1項及び指定地域密着型サービスの事業に係る法に改めるものでございます。

第2条の6号を7号とすることにつきましては、定義の中の6号としまして、共生型地域密着型サービスについて規定を加えるものでございます。

第6条につきましては、これにつきましては定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきまして規定しておりまして、これらにつきましてはオペレーターの経験年数を、「3年」を「1年以上」に改めるものでございます。

なお、5項中につきましては、その勤務時間について「午後6時から午前8時まで」を削

除するものであります。なお、12号につきましては、新たな施設に介護医療院を加えるものでございます。

32条につきましては勤務体制について、これも同じく「午後6時から午前8時まで」を削るものでございます。

次に、47条につきましては、これも同じくオペレーターの経験年数を改めるものでございます。

59条につきましては、3章の2としましての地域密着型通所介護についての規定がここでありまして、次のページをお願いします、ここで条ずれ関係を直しておりまして、中段におきまして、第3章の2中、5節を6節とし、4節の次に、次の1節を加えるということで、第5節としまして共生型地域密着型サービスに関する基準としまして、第59条の21としましては、その共生型地域密着型通所介護の基準を新たにつけ加えるものでございます。これにつきましては、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、共生型地域密着型通所介護の指定はくれるという規定を設けたものでございます。

次に、47ページにつきましては、準用規定としまして59条の22を追加するものでございます。

次に、48ページをお願いしたいと思います。

48ページの61条につきましては、第4章の認知症対応型通所介護の従業員について規定しておりまして、この施設につきましても介護医療院をつけ加えるものでございます。

65条の1項につきましては、利用定員を決めておりまして、これにつきましては新たにユニット型のものを加えるということで、通所介護の利用者数の合計が1日当たり12名以下となる数を加えるという形で規定したものでございます。

次に、同じくこれにつきましても介護医療院についてつけ加えるものでございます。

第83条の第3項の施設につきましても、これは管理者を規定しておりまして、ここにも介護医療院を加えるものでございます。

同じく84条は代表者につきましても介護医療院をつけ加え、協力医療機関について103条で決めています。これについても介護医療院を加えるものでございまして、同じく第6章におきまして、認知症対応型共同生活介護につきまして、111条でございしますが、これについても介護医療院をつけ加えるものでございます。

管理者の規定でございしますが、111条に加えまして、117条の第7項を8項にして、6項の次に1項を加えるということで、7項としましては、指定認知症対応型共同生活介護事業者のほうの身体的拘束等の適正化を図るために次の掲げる措置を講じるということで、3号をつけ加えるものでございます。

次に、協力医院のほうにつきましても、125条の中で介護医療院をつけ加え、130条につきましては、第7章にあります地域密着型特定施設入所者生活介護をうたっておりまして、これらの従業員の人数につきましてもここで、130条の4項で介護職につきまして改めるものでございます。

なお、この施設の中の従業員数の中で新たに言語聴覚士をつけ加えるものでございまして、施設としまして、3号としまして、介護医療院ということで介護支援専門員を規定したものでございます。

6としましては、138条の6項として新たに加えるものについては、地域密着型特定施設入居者生活の事業者につきましても、身体的拘束の適正化を図るための3号を、同じくつけ加えるものでございます。

151条につきましては、第8章の地域密着型介護老人福祉施設入所者介護につきまして規定しておりまして、この中でも従業員の人数につきまして、指定密着型介護老人福祉施設及びユニット型につきましての人数につきまして改めたものでございます。また、施設につきましても、同じく介護医療院と従業員につきましては言語聴覚士を加えたものでございまして、同じく4号としましては介護医療院のほうに栄養士、または介護支援専門員を置くという規定を加えたものでございます。

それと同じく153条につきましては、施設の中に介護医療院を加えるものでございます。

同じく6項としましては、地域密着型の介護老人福祉施設のほうに身体的拘束の適正化を図る項目を3項目つけ加えたものでございます。

緊急時の対応としましては、165条の2としまして、新たに加えたものでございます。それと6号には緊急時における対応方法という形で加えております。

次のページをお願いしたいと思います。

同じくこの緊急時におけるところですが、ユニット型の指定地域密着型老人福祉施設についても、身体的拘束の適正化を図るための項目ということで3項を、50ページでつけ加えております。

次に、191条につきましては、第9章にあります看護小規模多機能型居宅介護についての規定でございまして、これの従業員の人数につきまして、新たに指定密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を登録できるというふうな規定をつけ加えたものでございまして、そこに同じく介護医療院も施設としてつけ加えております。

次に、191条の8項につきまして繰り下げまして、3項を繰り下げることによって、これらのサテライト型の従業員数を8項、9項、10項で人数を定めているものでございます。また、管理者につきましても、ここで介護医療院を加えておりまして、なお、2項におきまし

ては、本管理者は本体事業所のほうにも管理者をもって充てることができる規定を2項でつけ加えております。代表者につきまして介護医療院を加えている状況でございます。また、利用定員につきましては、サテライト型、小規模多機能居宅事業所については12名ということも加えております。

さらに、195条第2項第2号により規定をつけ加えておりますが、これについては診療所の有する病床については宿泊を兼用するということができる規定をつけ加えております。

次のページをお開き願いたいと思います。

次に、附則関係ですが、療養病床等の転換期限を延長する規定を、平成30年3月31日を平成36年3月31日に改めるものでありまして、これらに対するものを2条加えまして基準を改める内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、この附則につきましては平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第185号 鏡石町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第186号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第186号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

53ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、平成30年度介護保険報酬改定に伴うサービスの運営の基準について指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が平成30年1月18日に公布され平成30年4月1日から施行されることにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正を踏まえて、条例を改正するものであります。

53ページをお願いします。

この予防サービスについては、対象者が要支援1、2を対象とするサービスとなっております。

鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、平成25年鏡石町条例第4号の一部を次のように改めるといいます。

第5条につきましては、第2章におきます介護予防認知症対応型通所介護につきましての従業員の利用者数を定めておりまして、そこの施設の中に介護医療院を加えるものであります。

第9条につきましては、利用定員につきまして、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者数の数につきまして、1日当たり12名以下となるという数字を加えたものであります。

44条につきましては、第3章にあります介護予防小規模多機能型居宅介護につきまして規定しておりまして、これらにつきましても介護医療院を加える規定を設けているものであります。

72条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活につきましてはの管理者規定でありまして、そこにおきましても介護医療院をつけ加えるものでありまして、78条につきましては1項を加えるということで、この指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者につきまして、身体的拘束等の適正化を図るために掲げる措置を講じるということで、1号から3号を加えて規定するものでございます。

なお、この附則につきましては、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第186号 鏡石町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第187号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第187号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

55ページをお願いします。

このたびの条例の改正につきましては、平成30年度介護報酬改定に伴うサービスの運営基準について、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が平成30年1月18日に公布され平成30年4月1日から施行することによりまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正におきまして、条例を改正するものでございます。

56ページをお願いいたします。

鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、平成27年鏡石町条例第1号の一部を次のように改正するというもので、第2条につきましては、基本方針であります、ここに「指定特定相談支援事業者」というものを加えるものでございます。

第6条中にあります、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることができるというものに新たにつけ加えたものでございます。

3項としましては、指定介護予防事業者は、指定介護予防支援の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について病院または診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先等を当該病院または診療所に伝えるように求めなければならないというものをつけ加えるものでございます。

なお、第32条につきましては具体的な取り扱い方針としまして、14号の2としまして医師への提供義務を、また、32条の第21号にも、次に1号を加えるということで21号の2としまして、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない規定を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第187号 鏡石町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第188号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま上程されました議案第188号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

57ページをお願いいたします。

このたびの後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、上位法であります高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

第3条の改正につきましては、病院や施設に居住し国民健康保険の住所地特例が適用されている方につきまして、従前は75歳到達時に居住している市町村が所属する広域連合の被保険者となっておりますが、平成30年4月1日以降は住所地特例を引き継いで、従前住所地

の市町村が所属する広域連合の被保険者となるよう改正されましたため、その内容に合わせて改めるものであります。

附則の第2条につきましては、不要となりました条文を整理したものであります。

以上、議案第188号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第188号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第189号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第189号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

58ページをお願いいたします。

このたびの条例の一部改正は、国の道路法施行令の一部を改正する政令において道路占用料が改正され、福島県道路占用料徴収条例もこれに合わせ改正されたところであり、町条例においても国・県に準拠した内容で一部を改正するものであります。

59ページをお願いいたします。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.05」を「1.08」に改めるものであります。

第5条中、第5号から第3号を繰り上げ、第2号に次の1号を加えるものであります。

第5条につきましては占用料の特例等を規定したものであり、第3号として鉄道敷地等を加える内容であります。

また、別表を次のように改めるとして、別表中法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱、1本につき1年、350円と改めます。

以下、59ページから61ページまでの政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物までを占用料の改定をするものであります。

次のページをお願いいたします。

62ページ、後段になりますが、第1号様式から第5号様式までを削り、附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するものであり、第2号としまして経過措置を講ずるものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第189号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第20、議案第190号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第190号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

63ページをお願いいたします。

このたびの条例の一部改正は、国の都市公園施行令の一部を改正する政令におきまして、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限を参酌すべき基準として、地方公共団体が定める条例において委任されたことに伴いまして、本町の都市公園における運動施設の設置基準を定めるものであります。

第4条に次の1項を加えるものであります。

第2項、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合として条例で定める割合は、100分の50を超えてはならないとするものであり、第5条中、「前条ただし書」を「前条第1項ただし書」に改めるものであります。

附則として、この期日につきましては公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第190号 鏡石町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第21、議案第191号 鏡石町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、角田信洋君。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） ただいま上程されました議案第191号 鏡石町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。
64ページになります。

このたびの一部改正につきましては、学校教育法施行令の一部改正に伴い、就学基準に該当する障害のある子供は、原則として特別支援学校に就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して総合的な観点から、小中学校あるいは特別支援学校への就学を決定する仕組みにすることとされたことから、組織名を鏡石町教育支援委員会に改めるとともに、条例の一部の改正を行うものであります。

65ページから改め文になります。

まず初めに、組織名の変更によりまして、題名を鏡石町教育支援委員会条例とするものであります。

次に、第1条につきましては、設置でございますが、目的として障がい等により教育上特別の支援を必要とする者の適切な就学を図ることを規定し、名称を改めるものであります。

第2条第1項につきましては所掌事務についてでございますが、第1号では障害のある児童生徒等の障害に関する調査、検査及び診断に関すること。第2号では障害についての助言

及び指導に関すること、第3号ではその他就学について必要なことを定めるものでございます。

また、第2項中「審議会」を「支援委員会」に、「心身障害児の就学指導」を「障がいのある児童生徒等の就学先決定」に改めるものであります。

次に、第3条第1項、第5条見出し及び同条第1項から第9条につきましては、組織の名称が変わったことにより、「審議会」を「支援委員会」などに改める文言の整理を行うものであります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、次のページになります、経過措置として、改正前の条例の規定により任命されている委員は、残任期間中は改正後の条例の規定に基づく委員とみなすものであります。

また、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しまして、別表中「心身障害児就学指導審議会委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものでございます。

以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま上程されました議案第191号について質疑をさせていただければと思います。

さきの全員協議会の中でも詳しく説明をいただきました。今、担当課長からも再度詳しく説明があったところであります。

これは、私の手元には新旧対照表がありまして、これは2月26日の臨時全協のときの配付物であります。これを見ると、今回、一部条例改正案となっておりますが、この前も申し上げたとおり、ほとんど全てが改正をされていると。新しい条例をつくったほうがいいんじゃないかという、私が言ったのも記憶に新しいところだろうと思います。

そういう中で、この条例改正に当たって学校教育法の施行令の一部改正があったというふうに承りましたが、その中で、恐らく内容の充実といいますか、新たな今の時代に合った内容の変化を盛り込むということの内容かなと私は認識しておったんですが、その中において、この名称の変更、今回、我が町においては教育支援委員会というふうに名前を決めるということになったわけでありましてけれども、その名称の変更についての何か、ガイドラインとい

いますか、そういったものの説明があったのかどうか。あるいは、この名称をどのようにして決めたのかということでもあります。と言いますのは、これは教育支援委員会とありますけれども、教育委員会とちょっと紛らわしいかなと、単純に見て鏡石町教育支援委員会、紛らわしいんじゃないのかなというものが1つと、もう一つは内容がこれではわからないと。教育支援委員会というのは何なんだと、普通の教育委員会とどこが違うんだと、そういった点がやはり町民は理解しがたいんじゃないのかなと思います。むしろ、以前の心身障害児就学指導審議会のほうがわかりやすい。この前申し上げましたとおり、障害の「害」という字は、これは今、適切でないし、この辺は変更すべき点だと思うんですが、内容がわかりにくい、そういうふうな名前になってしまったんじゃないかというふうに感じます。そういった点を思いますので、先ほど申し上げた学校教育法施行令の一部改正の中で、名称変更あるいは名称決定に至ったいきさつについてお知らせいただければと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げたいと思います。

こちら教育支援委員会とした部分でございますが、こちらにつきましては、国の通知によりまして、就学審議委員会という名称を、早期から教育相談支援就学先決定のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるというような通知文が出されております。

また、教育委員会とは別としまして、やはり特別に指導が必要な子供に特定しました進学、さらには個人のどういった内容で障害の子供を支援していけばいいかというような別組織であると考えておりますので、そのような形で名称等を決定させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、担当課長から説明をいただきました。

ちょっと確認したいんですが、そうしますと、国の通知の中で教育支援委員会というふうな名前が適切であると、そういう名前にしなさいと、簡単に言ったら、そういった通知があったというような話だったと思うんですが、そうしますと、これはどこの市町村も教育支援委員会を名乗るということで、同じくなるということで考えてよろしいのか、よろしいんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） 2番議員の再質疑についてご答弁申し上げます。

教育支援委員会という名称でございますが、こちらはどちらの自治体でもそのような名称に現在なっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

○2番（吉田孝司君） はい。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第191号 鏡石町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第192号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議案第192号 鏡石町保育所条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、関根邦夫君。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第192号 鏡石町保育所条例

を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。

このたびの鏡石町保育所条例を廃止する条例の制定につきましては、平成28年7月に策定しました鏡石保育所民営化計画に基づきまして、平成30年4月1日から児童福祉法第56条の8の規定に基づき、公私連携型保育所制度を活用して社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会に移管することから、同条例を廃止する必要が生じたためであります。

67ページをお願いします。

鏡石町保育所条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

鏡石町保育所条例（昭和43年鏡石町条例第12号）は廃止する。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま192号で保育所条例の廃止ということで説明があり、また、全協でもこれらについては説明を何回かいただいていた。

これ条例の3570番だと思んですが、そこに鏡石町保育所という条例が載ってまして、今回、この条例の廃止によって、社会福祉協議会のほうと協定を締結して必要な土地、建物等は無償で貸し付けするというふうに説明を受けております。各団体ともこれは打ち合わせをして、ずっと歩んできて、現段階では公設民営、業務委託というふうな形で説明を受けております。

また、4月1日から民設民営ということで運営されるようになるわけですが、この条例を見てみますと、条例のところに鏡石町は保育所を設置するというふうな文言が一番最初に載っています。この条例がなくなると、鏡石町の保育所を設置するというふうな基本的な縛りづけというんですか、それが消えてしまうと思うんです。そして、なおかつ社会福祉協議会のほうに委託するということになると、委託ではなく、今度は完全に移るわけです。そうしますと、協定にもよるかもしれないんですが、ここには町の職員も派遣されるというふうなことになるというふうな説明を受けております。そうしますと、これはどこかで、その後の3560のところでも保育所の費用の徴収規則というのがあるんですが、これは町で保育所をつくっていて、社協がそれを徴収するというのはちょっとおかしい話で合って、やはり分離するのであれば、しっかりとこれはこの辺も変えていく必要があると思います。

あと、それから、軽微な修理については社協のほうでやって、大きいやつは町がやるというふうに今度はなりますよね、そういうふうに説明を受けておりました。町が保育所を所有しているというふうな根底が、この条例を廃止することによってなくなりますから、そこに町が費用負担したり職員を派遣したりするということは、その辺の条例とか、あるいはほかの規則とか、そういうやつの訂正あるいは位置づけというものをもう少し明確にしていかないと、町の保育所がなくなってしまうというふうなことになるかというふうなことが心配されますので、その辺の説明をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、保育所の施設を廃止してしまうと基本的に消えてしまうのではないかという観点でございますが、これにつきましては、設置につきましては社会福祉協議会のほうが県のほうに設置届をしまして、鏡石保育所という形で新たに運営をする形になりますので、町の事業としての保育所運営は撤退というか、する形になります。ただ、建物につきましては町の財産として残りますので、それにつきましては基本協定の中で結びまして、財産としてを社会福祉協議会のほうに無償で貸与するというふうな協定で、そこを解消してまいりたいと思います。

また、職員の派遣につきましては、派遣条例に基づきまして、町、社会福祉協議会が派遣先として指定されておりますので、派遣条例に基づきまして職員は派遣していくという形になろうかと思えます。

3点目の軽微な補修につきましては、建物につきましては町の財産でございますので、大家である町が協定に基づきまして、公私連携型ということで運営者のほうに投資負担をかけないという形で、協定の中でこういったものにつきましては町が施設整備を行うという形で、今後、運営していきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

10番、今泉文克君の再質疑の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 何となく、何回も伺っていますからわかるんですが、条例でうたっている保育所を設置するという文言がありますよね、その1番、第1条に。その文言もなくなるということですから、保育所というものを町が所有する、あるいは設置しておくというふうな姿はどこかでは出てこなくても、それはよろしいんですか。まるっきりそういう文言がなくなっているのに、保育所がなくなったのに、設置するというあれがないのに、町が金

を出すということは別に問題はないんですか、それは。

○議長（渡辺定己君） 答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉こども課長（関根邦夫君） 10番議員の再質疑について、ご答弁申し上げます。

条例がなくなって保育所が廃止され、町が保育所に対しましてお金を出すのは問題はないのかということでございますが、なお、保育所運営に関する経費につきましては、民設民営ということで他の町内の民間の保育所と同じ形で交付金という形で交付しまして、それによって運営をしていただくという形ですので、なお、規則の中で、民設である保育料につきましても、私どものほうで一括して徴収しております。それを徴収した後に交付金という形で別に分けておりますので、そちらのほうで対応しておりますので、問題ないかというふうに思います。なお、財産につきましては、町と社会福祉協議会、協定委託貸借契約等につきまして契約を結んで、その中で無償貸与という形をとってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、今泉議員からも質疑があったところで課長に答弁していただいたんですが、今泉議員が言っていることは委託契約、そんなことじゃないと思うんです。要するに保育所という建物自体が立っていると、これまで町の所有物として。今後も町の所有物だという話が先ほど出ていますから、その町の所有物であるという根拠が条例の中から消えてしまっているのかどうかということなんです。要するに、例えば、ほかの所有物は、じゃ、どうなっているんですか。例えば、この役場の庁舎あるいはさっきのまちの駅かんかん館、全部これ条例に載っているんじゃないですか。要するに、条例にないもので財産になっているものというのは、なかなか規定しにくいものだと思うんですが、その中に保育所が入ってしまっているのかどうかということだと思うんです。その辺、もう一度よく説明していただければと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉子ども課長（関根邦夫君） 2番、吉田議員の質疑に対しまして、答弁したいと思います。

保育所施設がなくなってしまうということで、その物自体がないのに貸し付けできるのかというふうな内容かと思えます。今までは行政財産としまして条例化されて設置されたものが、今回の条例廃止によりまして財産的にはなくなってしまうという形になりますので、そこを財産としまして、社会福祉協議会のほうと契約を結びまして、貸借関係によって無償で貸し付けするというふうな内容になりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、福祉子ども課長さんに説明いただいたんですけども、恐らく内容としてはそうだと思うんです。だけれども、これは決まりは決まりですから、これは条例は残さなければと思うんです。例えば、財産に関する条例とすれば財産規則とか、いろいろありますよね、これは財産の。私もこれよく読んでいないので不勉強で申しわけありませんが、いろいろ、これは例えば財産の交換譲渡、無償貸与に関する条例等がありますし、また、財産そのものをこの中で規定しているものとそうでないものと多分あると思うんです。ですから、この辺については私も不勉強でわからないんですが、今回、条例上は消えると、ただ、箱物自体は残ってしまうということで、その箱物は確かに町の財産であるとは思いますが、果たしてそれをどういうふうに取り扱うべきなのかと。要するに、条例上にない財産の取り扱いです。これは逆に言ったら、条例で定めなくてはいけないんじゃないですか。私はそう思いますが、その辺の見解をお伺ひしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 再質疑の答弁を求めます。

福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根邦夫君 登壇〕

○福祉子ども課長（関根邦夫君） 2番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

行政財産から普通財産になりまして、その貸し付けに対しましては条例等もございますので、それに基づきまして、契約等を締結しまして社会福祉協議会のほうにお貸し付けすることをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第192号 鏡石町保育所条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第23、議案第193号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

〔都市建設課長 小貫正信君 登壇〕

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第193号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

68ページをお願いいたします。

このたびの町道認定につきましては、成田地区ほ場整備事業区域内の道路でありまして、生活関連を含む道路を追加して整備が完了したことから、町道に切りかえて供用を行うものであります。

路線の認定が8路線でありまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

認定は8件であります。

認定番号1、路線名、成田529号線、起点、成田412番1先、終点、成田754番1先、延長45メートル、幅員6.0メートルから25.0メートル。

以下7路線が別表のとおりでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第193号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、2時45分まで休議といたします。

休議 午後 2時33分

開議 午後 2時43分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第194号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第24、議案第194号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第194号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、各基金積立金の増額及び須賀川地方保健環境組合ご

み処理施設更新並びに道路側溝堆積物撤去関係委託料の減額など、年度末事業費確定に伴う予算の整理及び繰越明許費に係る補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4億5,156万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,411万6,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定であります。

議案書72ページをお願いいたします。

72ページ、「第2表 繰越明許費」といたしまして、6款農林水産業費、2項林業費のふくしま森林再生事業ほか、2事業合計で4,590万3,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものであります。

詳細につきましては、76ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま補正について説明がありましたが、実は、この補正が4億5,000万という、かつてない補正額なのかなというふうに感じるところでございます。今定例会で4億5,000万も補正が生じるという、ただいま説明を聞きますと、幾つか工事のおくれとか、そういうものが原因の部分があったというふうにも聞いておりますが、そのうち何点かお尋ねいたします。

79ページに、ここで寄附金がございます。指定寄附金ということで、当初ここは2,200万ほどの予算を組んでおりまして、477万2,000円今回プラスということで、1,600万というふうな、これは何ページか後ろのふるさと基金、その増額も入っているようでございますが、ここで言うふるさと基金について、現段階までの、29年度の起債する金額、それは今この86ページか何ページかにあるみたいですが、この件数と、それから金額、あと種類があると思うんです、ランクがいろいろ、何万コースとか何とかというコースが。町としては、1つしかなかったんですけどか、幾つかあるような気がしたんですが、その種類が何段階が何件だったかというふうなことがまず第1点です。

あと、それから次の81ページの路線バス関係、一番上になりますが、これ訴訟代理人委託

が1,728万でことし計画されておりました。しかし、今回この390万ほど減額になって、負担金が少なくなりましたから、これは喜ばしいことなんです、しかし、1つは、こんなふうに大幅な減額になった理由、負担金が減ったからだということ、負担金というのはわかるんですが、なぜこんなに減ってしまったのかという、400万もですから、大変です。

あと、それからもう一点は、ここの部分で、当初計画の見通しはどうだったんだろうと。こんなふうに減ること自体が、なぜこんなに減ったんだか、予測、当初計画では1年前の話になりますが、できなかったのかというふうな予算の組み立ての問題点です。

あと、それから85ページになりまして、須賀川地方保健環境組合分賦金です。これが1億1,400万ほど、建設費の減額によって、これだけ減額したというふうなご説明をいただきました。鏡石町で1億1,400万ですから、これは天栄とか須賀川さんも含めたら、総合計金額がかなりの額になっていると思うんです。これ、どのくらい総合金額でこの建設の分賦金が減額になったのかというふうなことをお伺いしたいと思っております、組合全体で。

あと、それから次の87ページにいまして、道路側溝、今度ここが2億5,700万ほど、除染費用のところ、これらが大きく減額を占めております。これは仕事のおくれというふうなことなのか、それに対応できる業者がいなかったのか、入札が不成立だったのか、いろいろ原因があるかと思うんですが、こんなに大きくなるということは、当初計画の中で極端じゃないかなと、2億5,000も。それは、業者が見つからない、あるいは入札の問題もあったのかもしれないんですが、あと、その下の町民プールも3,050万ほど減額になっていますが、こんなにやっぱり業者がこういうふうな工事に着手できなかったというふうな部分です。

あと、それから89ページにいまして、社会体育施設管理費、これの備品管理が300万ほど減額になっている。購入の実績によるというふうなことなんです、実績はわかるんですが、どういうふうな見積もりと、それから最終的に購入価格とのすり合わせ、それがどうも見えてきていないものですから、その辺の説明を改めてお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、79ページの指定寄付金、ふるさと納税の件数、金額、種類等についてご答弁申し上げます。なお、補正につきましては、1月末という数字でやりましたけれども、これからの答弁については、2月末ということでご了解いただきたいと思います。

まず、件数でございますが、個人が534件、団体が3件で、件数は537件でございます。寄附金の合計ですが、個人が1,350万8,000円、団体が58万4,184円です。合計が1,499万2,184円でございます。ただ、これに教育資金ということで300万入っておりますので、こちらはこのふるさとありがとうございますからは除外させていただきます。

それで、今言いました最終金額としましては、1,409万2,000円ということでございまして、種類、返礼品の一番希望があるのは、35%が福島牛と。その次に、15%が牧場のしずくのお米、その後の13%がエゴマ、その後、12.4%が桃、それ以外については、リンゴが8%というように、大体農産物についてはそのような状況でございます。

次に、81ページの地方路線バス運行でございますが、原発の仮設住宅があったときには、仮設住宅間のバス運行という名目で補助が出ておりましたので、1,000万を切るような実績でございました。ですが、29年度におきましては、仮設住宅がなくなるということで、原発前の補助金に直しましたので、予算としては1,728万を計上させていただいたんですが、それ以外に路線バスを維持するための補助金が若干入りましたので、あと運行の実績によりまして、今回393万2,000円が減額になったところでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 10番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

85ページの須賀川地方保健環境組合分賦金1億1,426万8,000円の減額でございますが、須賀川地方保健環境組合は3つの構成市町村で成り立っております。まず、須賀川市が8億513万3,000円の減、当鏡石町が1億1,426万8,000円の減、天栄村が5,227万6,000円の減、合計しまして9億7,167万7,000円の減額というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 質疑に答弁いたします。

議案書の87ページでございます。

道路側溝等堆積物撤去及び処理作業業務委託、減額の2億5,754万2,000円ということで、大変大きい額であります。この内容につきましては、主に産業廃棄物として処理するための作業を仮置き場から搬出するというので、業者を探していかなければならないという作業がありましたが、この業者決定の交渉がまとまらないという状況が続きまして、翌年度にその分を実施するというので、及びもう一点は、実際に鏡石1区、2区、3区の堆積物を撤去しております。設計どおり撤去しておりますが、設計よりもその量が少なかったことによりまして減額が発生したということでございます。

続きまして、町民プール機械設備改修工事、3,050万円の減額でございます。これにつきましては、入札後執行した結果、非常に大きな入札、設計との差の中で落札されたということで、請け差による減額ということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

89ページになります。

今回の社会体育施設整備事業の中での管理備品の購入でございますが、こちらにつきましては、鳥見山陸上競技場の写真判定機の購入となっております。当初、設計額に対しまして637万2,000円の落札価格で機器を購入しておりますことから、請け差の分だけ減額となったところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の再質疑の発言を許します。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） ただいま説明いただいた内容は理解いたしました。

ただ、87ページの都市公園のところ、この町民プール、これ請け差ということで、3,050万ほど浮いたというふうなことで説明ございましたが、請け差で3,050万といたらかなり大きいんですが、これ総事業費の中でこんなに大きな差が出るというのは、そんなに下がった工事をしていただいて大丈夫なのかなというふうな心配を逆に今度してしまうんですが、そのところを改めてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 再質疑に対してご答弁申し上げます。

この工事につきましては、設備に係るものが大部分ということでありまして、中途の選定の中で大きな差が出たというふうなことで考えております。ご心配の点、大丈夫かどうかということではありますが、ただいま工程の最終段階に入っております。ご心配の点、大丈夫かどうかということではありますが、ただいま工程の最終段階に入っております。間もなく設備の試験が行われるという段階まで来て、プールにも試験のための水の張り込みが完了したという状況でありますので、工事については順調に進んでいるということで、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 私からも1点、ご答弁をいただきたいと思っております。

今、補正の中で今泉議員から、都市公園のプール、そちらも3,050万ということで、当初の金額より3,000万減額になったということで、部品等の購入価格が安くなったのでそういったことになったということでございました。

89ページの学校管理費のやはり防球ネット工事費も、当初よりも2,030万ほど安くなっております。トータルしますと2,120万ということですが、やはりそれらも設計の中で変更が生じてこういった2,000万減額になったのか。先ほど言ったように、何か物、物品等、部品等の価格が安くなったのでそういうふうなことになったのか。そういう点、ちょっと詳細にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 6番議員の質疑にご答弁申し上げます。

冊子のところでは、89ページの防球ネットの設置工事の部分でございますが、こちら実際的には7,700万円という予算を確保しておりましたが、設計額がちょっとはつきりしていませんが、6,000万程度だったと思います。その中で、落札価格が5,367万6,000円ということでの請け差部分と当初見ていた予算分の減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君の再質疑の発言を許します。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 先ほどから請け差、請け差ということでご答弁をいただいておりますが、最初から見積もりの段階での積算がやはりちょっと甘いんじゃないかなというふうな感じがしますが、その辺ご答弁をお願いします。これ、都市計のほうもあわせてお願いします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 再質疑にご答弁申し上げます。

プール関連予算につきまして、予算が甘いのではないかということに対する答弁でございます。これらの施設に関しては、福島県支援機構に委託をして、専門業者による設計を行っておるところでございます。という観点から、専門機関の設計でありますので、その設計については妥当な設計だったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 教育課長。

○教育課長（角田信洋君） 6番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

防球ネット工事におきましても、福島県支援機構の中での請求となっておりますが、こちらにつきましても妥当な設計だと、予算だと感じておりますが、ただ当初、やはりできる限りの設備をしていきたいという中での予算取りになっておりますので、若干多めに予算が確保されているところだと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 詳細についてお聞きする前に、今の設計見積りの件です。2カ所ほど、町民プールの設計も福島県支援機構です。福島県支援機構は多分県の外郭団体、いろいろ前からあだこうだ言われている団体でありますけれども、同じく防球ネット工事、これも同じ。これ今、教育課長あるいは都市建設の課長から説明いただきましたけれども、今泉議員も言ったみたいに、長田議員も言ったみたいに、これ、ここに任せたんではこういうことが起きるんです。こういうことについて、今後どういうふうを考えているのかという意見をお聞きしたい。これをまず一言お聞きしたいと思いますので、この辺の見解をお尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

副町長。

○副町長（小貫忠男君） 2番議員のご質疑に答弁を申し上げます。

今回の2件については、福島県市町村支援機構ということで、県のほうからいろんな価格等についても提供できるような団体、さらには土木部門、それから建築部門、全ての分野について、スタッフとか、さらには人材、人数等も豊富におりまして、経験的にも豊富でありますので、今後ともいろいろ土木、建築など複数なものとか困難なものについては、支援機構について、また指名というふうなことも考えてやっていくという現在の状況でございます。

さらには、先ほど価格差があったというふうなお話もございましたが、当然機械とかいろいろな備品等については見積もりを採用、さらには、それぞれの単価については歩掛というような県の単価表を使いますが、見積もりについては現在いろいろと価格が上昇している関係で、見積もり価格を100%採用するという段階とか90%採用するという考え方がございまして、多分見積もりの部分については、若干高い見積もりの額を参考に設定した関係もございまして、受け差等が多く出たのかなというふうに思います。

今後、今回のお話等もございましたし、決算が全部出たということもございまして、当市町村支援機構ともその辺もお話はさせていただきながら、委託をする場合には十分精査をしてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、副町長から答弁いただきましたように、何か一般質問やっているみたいになっちゃいましたけれども、今後の設計業務の委託についてはよく考えていただいて、こんなこと言うのは私、最後の議会かもしれませんので、ぜひ承っていただいて、考えていただければと思います。本当にこれ大事な問題だと思うんです。これだけの請け差、請け差は確かに説明を受ければわかるんですが、なるべく請け差小さく、あるいは見積もり価格等と、妥当な見積もり価格という手もありますので、ぜひお願いしたいのと、そういうことはこれで理解しまして、私が聞きたいこと細々とありますから、お聞きしたいと思います。

まず、私は支出の、歳出の面からお聞きしますが、81ページでありまして、これは教えてもらいたいんですが、この上のほうに岡ノ内の住宅団地訴訟とあります。これ、この前和解して解決したと思います。解決して、恐らく代理人のいわゆる弁護士さんに成功報酬みたいのを払ったんでしょうか、380万ぐらいですか。そうすると、ここまで払っていた分で終わりだと思うんです、この件については。トータルでこの訴訟を起こされて、訴訟を解決するまで幾らかかったのか。要するに、ここまで、例えば町でやった補修とかの工事費もかかっているでしょうし、あと細々と訴訟の実際の裁判事務についてもかかっているものもあるでしょうから、トータルで幾らかかっているのかということをお聞きしたい。

そして、83ページは地域包括ケアシステムの構築推進事業で、これ見ますと臨時主任保健師の賃金・手当で360万の減。この辺については、これどういうふうな減になっているのか。要するに、人の採用があったのか、なかったのか、あるいは、要するに事業が行われたのか、否かという点であります。

さらに、その下のほうの児童手当、1,296万の減。これは実績に伴うものというふうにあります。見積もりの段階、これも見積もりという話になりますが、大体概算で幾らという形で、毎年推測していると思うんですが、実際幾ら分ぐらい不用になったのか。要するに、逆に言ったらば、この分、子供が鏡石から減っちゃったんじゃないかなというふうには私は簡単に考えるんですが、その辺の見解を聞きたいと思います。

そして、85ページ。85ページは、真ん中辺の農業委員報酬という件です。農業委員報酬19万、これ何だべなと思って私も考えておったんですが、前回の臨時全協の説明書を見ますと農地利用最適化交付金の増と書いてあるんです。19万、農業委員の報酬ですか、これ、農地利用最適化交付金の増というのは。これ目的が違うような感じがしますが、この辺の説明を求めたいと思います。

あと、最後になります。87ページ、真ん中あたりの観光情報デジタルサイネージ導入、383万4,000円の減になっていますが、これ、当初予算幾らかかるものなのか、ちょっと私忘れてしまったんで、大変申しわけないと思うんですが、この辺の収支の関係、内容、お尋ね申し上げたいと思います。

以上、再質疑の中でお尋ね申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

81ページの岡ノ内住宅団地訴訟、訴訟代理人委任委託料でございます。お尋ねの岡ノ内住宅団地のこれまでのトータルの経費ということでございますが、この弁護士の委任委託料につきましては、今回の378万4,000円プラス当初の着手金300万で、687万4,000円が弁護士さんへの全てでございます。それ以外に、岡ノ内住宅団地の住宅地の修繕、さらには土どめ等の工事費でございますけれども、こちらのほうちょっと正確な数字持っておりませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番議員、後で知らせるということよろしいですか。

ほかの答弁は。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員の再質疑についてご答弁申し上げたいと思っております。

まず初めに、83ページの地域包括ケアシステム構築事業ということで、臨時保健師の賃金等で417万4,000円が減額になっております。これにつきましては、ケアシステムを構築するために協議体等、勉強会等、また地域における運動指導、いろいろな形で保健師を予定しておったわけですが、ハローワークのほうに求人募集を1年間かけて行ってまいりましたが、実際応募が全くなかったという状況でございます。よって、その事業につきましては、現有体制の中で消化したという状況でございます。

次に、児童手当の1,296万円の減につきましては、この残額で予定しますと大体1,705名分を支出予定しております。減額分については、約99名分の減額という形でご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

先日の臨時全員協議会の資料と本日の補正予算書の記載の違いでございますが、先日の臨時全員協議会の資料によりますと、農地利用最適化推進委員の報酬分ということで記載させていただきました。今回の補正予算につきましては、この記載につきまして、農業委員会報酬というようなことで記載をしてしまいました。これにつきましては、この予算の財政システム上のちょっとふぐあいといいますか、去年の7月からこの推進委員が新しくできたものですから、その辺のシステム上の項目のやりとりの手違いがあったものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○農業委員会事務局長（柳沼和吉君） 再度、2番議員の質疑にお答え申し上げます。

先ほどの答弁につけ加えて、補正予算書の記載につきましては、あくまでも農地利用最適化推進委員の報酬というようなことで補正をさせておりますので、ご答弁申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

観光情報デジタルサイネージの導入でございます。こちらは、当初の予算見積もりで考えますと1,047万6,000円の予算計上をしたところでございます。ただ、事業実施に当たりまして、再度、機器の再精査等も実際各業者等から見積もりを行いながら選定をし、さらには企画提案、プロポーザルによる業者選定を3者で行いまして、今回契約額が664万2,000円という形になりました。その関係で、383万4,000円を今回補正減でおとすものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の再々質疑の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 再々質疑ですので、もう後がないわけです。基本的にはここで最後の質疑にさせていただければと思うんですが、総務課長さん、後で資料お願いします。

あと、福祉こども課長さんの中で、児童手当のほうの99名分減額になったということで、実際に今、鏡石町は子供の人数が管内でも多い町です、ご存じのとおり。これ、鏡石町の誇るところなんです、子供の数が減っちゃうんでしょ。年々減っているんですか、これ。その辺の人口動態を教えてください。

そして、なおかつ、これは私から言うことではありませんが、臨時主任保健師さんの採用、ハローワーク、これ無理ですね。来ませんよ。医療職あるいはこういった職種、一本釣りしないと来ません。これどこの行政でも同じだと思います。ハローワークに出して来るとするのはほとんどないと思いますので、この辺はよくご検討されたほうがいいと思います。特に大事な事業ですから、この地域包括ケアシステムの構築というのは。これは、そういうふうなスペシャリストあるいはそういうふうな造詣がある人が来ないと、本当にでき上がらない。余りにも軽率だと私は思います。

あと、農業委員の報酬について、これはよくわかりました。誰でも間違いはありますので、過ちを直していただければそれにこしたことはありませんので、それで承りました。

以上の点につきまして、人口動態の件についてだけ教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺定己君） 再々質疑に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 2番議員の再々質疑についてご答弁申し上げます。

子供の数でございますが、ちょっとデータは古いんですが、29年末関係なんです、大体100名前後で推移してまして、6歳児で128名程度という形で、その間で推移しておりますので、そんなには減少傾向にはならないのかというように思っています。

ただ、児童手当の場合ですと、公務員の子供につきましては、町支給でなくて自治体の職員として雇用者のほうから支給されますので、そのぐあいとか、転入、転出の移動関係がありますので、そちらの動態を含めながら多く見積もっておりますので、最終的に2月で大体確定してきたものですから、確定ということで予算を減額させていただきましたので、ご理解のほどお願いしまして答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第194号 平成29年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第195号及び議案第196号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第25、議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び日程第26、議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25、議案第195号及び日程第26、議案第196号の2件を一括議題

といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、吉田賢司君。

〔参事兼税務町民課長 吉田賢司君 登壇〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ただいま一括上程されました議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書90ページをお願いいたします。

まず初めに、議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、年度末における国保税現年課税分の被保険者の減及び保険給付費等の実績による収納見込み、さらには療養給付費等の増額補正でありまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ951万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億5,574万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、96ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 次に、議案書103ページ、議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

103ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、後期高齢者医療保険料負担金及び基盤安定負担金の減額等による補正予算であり、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億282万円とするものであります。

詳細につきましては、108ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 以上、一括上程されました議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）並びに議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第195号 平成29年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第196号 平成29年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第27、議案第197号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、小貫正信君。

[都市建設課長 小貫正信君 登壇]

○都市建設課長（小貫正信君） ただいま上程されました議案第197号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、歳入歳出の総額に変更がなく、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年に繰り越して使用することのできる経費を計上するものでありま

して、理由としましては、積雪などの影響によりまして、地盤の軟弱化により造成工事等がおくれたことによりまして、工事の繰り越しをお願いするものでございます。

次ページになります。

「第1表 繰越明許費」、1款事業費、1項事業費、事業名、駅東第1土地区画整理事業。金額は1,785万2,000円になります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第197号 平成29年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第28、議案第198号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、角田信洋君。

〔教育課長 角田信洋君 登壇〕

○教育課長（角田信洋君） ただいま上程されました議案第198号 平成29年度鏡石町育英資

金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

115ページになります。

このたびの補正につきましては、平成29年度の貸付者の確定及び育英資金への寄附によるものでございます。第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ597万7,000円とするものであります。

歳入歳出の詳細につきましては、120ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（角田信洋君） 以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第198号 平成29年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第199号及び議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第29、議案第199号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び日程第30、議案第200号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第199号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から議案第200号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、122ページでございます。

平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、このたびの補正につきましては、流域下水道の維持管理負担金の確定により増額をするものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,431万7,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費でございますが、124ページになります。

「第2表 繰越明許費」でございますが、2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業でございます。金額が370万円でございますが、補助金等を確保して、次年度の事業費に充てるためのものでございます。

内容につきましては、128ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 次に、130ページをお開きください。

議案第200号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、浄水場及び取水施設の動力費の増額補正や事業確定によります工事請負費等の減額の補正であります。

第2条、資本的収入及び支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に74万円を増額し、2億1,613万5,000円に、第4項予備費の既決予定額から74万円を減額し、2,719万1,000円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金4,190万9,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2,280万9,000円」に改める。第1款資本的収入、第1項企業債の既決予定額から3億9,390万円を減額し、6,010万円とするものであります。第1款資本的支出、第1項建設改良費の既決予定額から4億1,300万円を減額し、1億423万6,000円とするものでございます。

詳細につきまして、132ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきましてご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第199号 平成29年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第200号 平成29年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第201号～議案第211号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第31、議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算から日程第41、議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、議案第201号から議案第211号までの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算ほか議案第202号から議案第211号までの平成30年度特別会計予算9件及び平成30年度上水道事業関係予算の11件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度鏡石町一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,300万円とするものであります。

第2条の継続費につきましては、6ページ、第2表といたしまして、農業振興整備計画総合見直し事業につきまして、総額、年度、年割額につきまして、記載のとおり定めるものであります。

第3条、債務負担行為につきましては、6ページ、第3表といたしまして、県営ため池事業ほか1件の期間、限度額について定めるものであります。

第4条、地方債につきましては、7ページ、第4表といたしまして、石綿対策事業費ほか10件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定め、第5条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものであります。

また、第6条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページ、「第1表 歳入歳出予算」によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。

1款町税といたしまして15億4,495万5,000円、2款が地方譲与税といたしまして6,550万円、3款利子割交付金としまして100万円、4款配当割交付金としまして160万円、5款株式等譲渡所得割交付金としまして96万円、6款地方消費税交付金としまして2億1,200万円、7款自動車取得税交付金としまして1,000万円、8款地方特例交付金としまして860万円、9款地方交付税としまして18億9,959万6,000円、10款交通安全対策特別交付金としまして174万円、11款分担金及び負担金としまして4,650万7,000円、12款使用料及び手数料としまして6,220万5,000円。

3ページになります。

13款国庫支出金としまして8億6,973万円、14款県支出金としまして5億5,766万円、15款財産収入としまして164万4,000円、16款寄附金としまして1,000万1,000円、17款繰入金としまして3億9,332万5,000円、18款繰越金としまして3,000万円、19款諸収入としまして6,537万7,000円、20款町債としまして4億1,060万円、合わせまして歳入合計が61億9,300万円でございます。

次に、歳出の部の説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款議会費としまして8,910万5,000円、2款が総務費としまして6億6,032万4,000円、3款民生費としまして16億9,676万2,000円、4款衛生費としまして8億130万9,000円、5款労働費としまして604万3,000円、6款農林水産業費としまして4億1万4,000円、7款商工費としまして1億1,431万1,000円。

5ページになります。

8款土木費としまして11億6,407万7,000円、9款消防費としまして2億8,662万3,000円、10款教育費としまして5億5,214万9,000円、11款災害復旧費としまして4,000円、12款公債費としまして3億9,090万円、14款予備費としまして3,137万9,000円、合わせまして歳出合計61億9,300万円。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

別冊の特別会計予算書の1ページをお開き願います。

まず初めに、議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億623万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

次に、2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。

1款国民健康保険税から11款の共同事業交付金まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、1款国民健康保険税が3億306万円、3款県支出金が8億9,196万1,000円、5款繰入金が1億1,065万8,000円、合わせまして歳入合計が13億623万円であります。

3 ページになります。

歳出であります。

歳出につきましては、1 款総務費から4 ページの14款共同事業拠出金まで記載のとおりであります。主なものといたしましては、2 款の保険給付費が9 億690万4,000円、3 款国民健康保険事業費納付金が3 億1,671万9,000円、5 款保健事業費が2,829万5,000円、これらを合わせまして歳出合計が13億623万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、31ページをお開き願います。

31ページ、議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億566万6,000円と定めるものであります。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの限度額を4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、32ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

32ページ、歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料から5 款諸収入まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、1 款後期高齢者医療保険料としまして7,520万1,000円、3 款繰入金としまして2,956万円、合わせまして歳入合計が1 億566万6,000円であります。

33ページになります。

歳出につきましては、1 款の総務費から4 款予備費まで記載のとおりであります。主な内容といたしましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金が1 億220万4,000円であります。合わせまして歳出合計が1 億566万6,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、45ページをお開き願います。

議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9 億7,800万円と定めるものであります。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、46ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

46ページであります。

歳入につきましては、1款の保険料から9款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1款保険料が2億2,673万3,000円、3款国庫支出金が2億2,146万9,000円、4款の支払基金交付金が2億5,455万4,000円、合わせまして歳入合計が9億7,800万円であります。

47ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、2款保険給付費9億1,050万4,000円であります。合わせまして歳出合計が9億7,800万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、73ページをお開き願います。

73ページ、議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,005万2,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、74ページからの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

74ページ、歳入につきましては、1款の財産収入から3款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款繰入金3,000万1,000円、合わせまして歳入合計が3,005万2,000円あります。

75ページになります。

歳出につきましては、1款の総務費から4款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、3款諸支出金3,000万1,000円、合わせまして歳出合計が3,005万2,000円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、85ページをお開き願います。

85ページ、議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,713万7,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、86ページの第1表によりましてご説明を申し上げます。

す。

86ページ、歳入につきましては、1 款の財産収入から 5 款使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、5 款使用料及び手数料が4,453万3,000円、合わせまして歳入合計が4,713万7,000円であります。

87ページになります。

歳出につきましては、1 款総務費から 4 款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、3 款諸支出金4,500万円、合わせまして歳出合計4,713万7,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、99ページをお開き願います。

99ページ、議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1 土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億3,960万円と定めるものであります。

第2 条、地方債につきましては、102ページの第2 表といたしまして、区画整理事業費の地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、それから償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、100ページの第1 表によりましてご説明を申し上げます。

100ページが歳入になりまして、歳入につきましては、1 款の繰入金から 7 款の使用料及び手数料まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、1 款の繰入金が6,334万3,000円、3 款国庫支出金2,708万7,000円、6 款財産収入が2,926万8,000円で、合わせまして歳入合計1 億3,960万円であります。

101ページになります。

歳出につきましては、1 款の事業費から 4 款の予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1 款事業費が1 億2,034万7,000円あります。合わせまして歳出合計が1 億3,960万円あります。

以上、計上させていただきました。

次に、117ページをお開き願います。

117ページ、議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ511万3,000円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、118ページの第1表によりまして説明を申し上げます。

118ページ、歳入につきましては、1款の繰入金から5款繰越金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、3款の諸収入が509万1,000円になります。合わせまして歳入合計が511万3,000円であります。

119ページになります。

歳出につきましては、1款の育英資金貸付金から3款諸支出金まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が510万円であります。合わせまして歳出合計511万3,000円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、129ページをお願いいたします。

129ページ、議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億880万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、132ページ、第2表といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成30年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条は、地方債でありまして、こちらにつきましても、132ページ、「第3表 地方債」といたしまして、公共下水道事業債ほか3件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

第4条、一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を5,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、130ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

130ページ、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から8款町債まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款使用料及び手数料が1億4,717万7,000円、5款繰入金が1億7,244万1,000円、町債が1億8,090万円、合わせまして歳入合計が5億880万円であります。

131ページになります。

歳出につきましては、1款総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款総務費が1億1,193万1,000円、2款事業費が8,437万4,000円、3款公債費が3億1,098万2,000円、合わせまして歳出合計が5億880万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、149ページをお願いいたします。

149ページ、議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,110万円と定めるものであります。

第2条、債務負担行為につきましては、152ページ、「第2表 債務負担行為」といたしまして、水洗便所改造資金利子補給事業（平成30年度貸付）ほか1件の期間及び限度額を定めるものであります。

第3条、地方債につきましては、同じく152ページ、「第3表 地方債」といたしまして、資本費の平準化債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものであります。

歳入歳出予算の概要につきましては、150ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

150ページ、歳入につきましては、1款の分担金及び負担金から9款県支出金まで記載のとおりであります。その主な内容につきましては、2款が使用料及び手数料864万7,000円、4款繰入金が4,315万円、7款町債が1,930万円、合わせまして歳入合計が7,110万円であります。

151ページになります。

歳出につきましては、1款の総務費から5款予備費まで記載のとおりであります。主な内容につきましては、1款総務費が2,640万9,000円、3款公債費が4,389万9,000円、合わせまして歳出合計7,110万円であります。

以上、計上させていただきました。

次に、167ページをお開き願います。

167ページ、議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものであります。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が4,611戸、年間総給水量が130万2,500立方メートル、1日平均給水量が3,568立方メートルと定めるものであります。

第3条、収益的収入及び支出の予算額につきましては、収入の部、第1項営業収益が2億7,521万1,000円、第2項営業外収益が871万5,000円、第3項が特別利益1,000円の合計といたしまして、水道事業収益2億8,392万7,000円であります。

次、歳出の部であります。

第1項が営業費用2億2,245万7,000円、第2項が営業外費用2,942万9,000円、第3項が

特別損失10万円、第4項が予備費3,194万1,000円の合計といたしまして、水道事業費用として2億8,392万7,000円であります。

第4条が、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が3億5,476万円と定め、168ページになります。資本的支出の合計を4億3,647万4,000円と定め、さらにまた167ページに戻っていただきまして、第4条の2行目になります。不足する額8,171万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,594万2,000円、建設改良積立金2,500万円及び当該年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,077万2,000円で補填するものであります。

168ページをお願いいたします。

第5条、企業債につきましては、第5次拡張事業費の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものであります。

第6条、一時借入金につきましては、限度額を1億5,600万円と定め、第7条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第9条におきましては、たな卸資産の購入限度額を746万4,000円と定めるものであります。

以上、平成30年度一般会計、特別会計、上水道事業会計、合わせて11会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより11件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、新年度予算、一般会計、そして特会9つ、上水道事業会計説明があったんですが、質疑といいますか、可能かどうかお尋ねしたいんですけども、これは、後で議長のほうから多分特別委員会設置されて付託という形になると思うんですが、その中で詳しくは聞きますが、今あった会計全てについての地方債あるいは企業債、制度下では企業債というんですけども、一覧あるいは残高、どれだけ残っているのか、そういったものの一覧をできれば、後でいいので、特別委員会の中の一番最初の総務課さんのところでいいので、資料をもってして説明していただきたいというふうに思います。その辺について可能かどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 2番議員の質疑にご答弁申し上げます。

ただいまおっしゃられました地方債の一覧表については、特別委員会のときに改めて説明させていただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております平成30年度鏡石町各会計予算11件につきましては質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって、議長において指名いたします。

平成30年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、小林政次君、2番、吉田孝司君、3番、橋本喜一君、4番、古川文雄君、5番、菊地洋君、6番、長田守弘君、7番、畑幸一君、8番、井土川好高君、9番、大河原正雄君、10番、今泉文克君、11番、木原秀男君の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため暫時休議いたします。

休議 午後 4時40分

開議 午後 5時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成30年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に菊地洋君、同副委員長に古川文雄君が選任されました。

先ほど、岡ノ内の訴訟についての説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） おそくなって申しわけございません。

先ほどの一般会計の補正の中で、2番議員の質疑にありました岡ノ内住宅団地訴訟に係る費用のトータルというところをごさいますて、結論的に言いますと、合計で6,868万6,691円をごさいますて、内訳で申しますと、まず訴訟前にあそこが崩れたときの造成というか復旧工事に24、25年とかかったんですが、3,160万5,000円、その工事の設計と管理のために477万7,000円がかかっておりまして、訴訟前に3,638万2,716円の費用がかかっている。それ以外に、弁護士訴訟になりましてから、先ほどありました弁護士の着手金が300万円、訴訟費用が今回補正しました387万3,975円をごさいますて、それ以外に、12月のときに和解しました解決金が750万円、土地を買い戻した費用が1,793万円で、訴訟後の費用としましては3,230万3,975円をごさいますて、トータル6,868万6,691円をごさいます。

以上、答弁といたします。

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第42、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第14号から陳情第16号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時03分

第 2 号

平成30年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年3月6日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |
| 7番 | 畑幸一君 | 8番 | 井土川好高君 |
| 9番 | 大河原正雄君 | 10番 | 今泉文克君 |
| 11番 | 木原秀男君 | 12番 | 渡辺定己君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|--------|--------------------|--------|
| 町長 | 遠藤栄作君 | 副町長 | 小貫忠男君 |
| 教育長 | 高原孝一郎君 | 総務課長 | 柳沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田賢司君 | 福祉こども 課長 | 関根邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地勝弘君 | 産業課長 | 根本博君 |
| 上下水道課長 | 吉田竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫正信君 |
| 教育課長 | 角田信洋君 | 会計管理者 兼 会室長 | 長谷川静男君 |
| 農業委員会 農事務局長 会長 | 柳沼和吉君 | 教育委員会 委員長 | 力丸次雄君 |
| 農業委員 会長 | 菊地榮助君 | 選挙管理 委員会 委員長 | 大河原八郎君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|------|-----|------|
| 議会事務局 局長 | 小貫秀明 | 副主査 | 藤島礼子 |
|-------------|------|-----|------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号より運営いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 吉 田 孝 司 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、2番、吉田孝司君の一般質問の発言を許します。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） おはようございます。

2番議員、町政刷新かがみいし代表、自由民主党鏡石町議会議員会長の吉田孝司であります。

議員就任後、公約どおり、一般質問には毎回登壇させていただいてまいりましたが、早いもので、この3月定例会で連続通算11回目になりました。

さて、私ごとではありますが、皆様ご存じのとおり、5月22日に告示、27日に投開票となる鏡石町長選挙に出馬を予定しております。しかしながら、私は、告示日までの議員在任中は、町民から負託された議員としての職務を全うさせていただきますので、ご了承願います。

なお、選挙に当たっては、私は政治生命をかけて背水の陣をしいて、正々堂々と選挙に臨む覚悟でありまして、いやしくも私が再び鏡石町議会議員となって戻ってくるという都合のいいようなことは、私はさらさら考えておりません。したがって、私、今回は、私にとっては生涯最後の一般質問になりますので、現執行部の方々にはどうぞご安心いただき、いや、逆に気持ちを引き締めていただき、厳粛なうちにも有意義かつ成功裏に終えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

したがって、今回も前回同様、町民誰もが聞いてもわかるように、わかるわからない、やるやらない、できるできないといった極めて簡潔明瞭な答弁を誰もが求めておりますので、

その点はしっかりご留意いただきますよう、重々お願いしておきたいところであります。また、今回はようやく時間を十分にかけて個々の質問を行うことが可能な状況にあると思いますが、質問が前後したり、つけ加わったり、時間配分をうまく調整しながら、持ち時間いっぱい進めてまいりますので、その点もあわせてご容赦願います。

それでは、前置きはこのぐらいいたしまして、私の最後の一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問のテーマの選定に当たりましては、先般の12月の定例会で議長の許可をいただきましたので、前回やらなかったことを今回やるということが一点でありますので、1番の質問をさせていただいております。2番の質問につきましては、今後の町政について現執行部にお伺いするというのもあったんですが、何せ先ほど申し上げましたとおり、私自身もそういう立場を考えておるということもありますので、そういった今後の町政について聞くのではなく、今の役場の町の事務の状況について確認したいということで、2番のテーマを選ばせていただいております。

それでは、早速であります、1番の一般質問に入らせていただきます。

第1の質問は、鏡石町における農業振興であります。もちろん農業は我が町の主幹産業であります。その農業振興に当たりましては、これまで一生懸命、執行のほうでも頑張っておられたと思いますが、そういう中で我が町の農業の現状、そして今後の農業のあり方について議論してまいりたいと思っております。

まず初めにですが、農業法人、あるいは大規模農家というような言葉があるかなというふうに思っております。まず私自身も定義が曖昧なんです、まず、町執行としてお考えになっておられるこの農業法人、あるいは大規模農家、こういったものはどのように定義づけなさっておられるか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

大規模農家の定義につきましては、その地方、地域によってさまざまな定義がございます。町の農家につきましては、主に大規模農家と言われるのが10ヘクタール以上の経営面積を有する農家が大規模農家という形で明記されております。

なお、農業法人につきましては、農業適格化法人という形で、農地を所有しながら農業を形態する法人という形で定義されておまして、それについては国の制度、法律に基づいて制度が設定されておまして、その中には役員の過半が農業に従事する構成になるということの定義等もございますので、そちらに基づきまして法人定義がされているということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、定義づけをさせていただいたところであります。

我が町においては10ヘクタール以上ということで承りました。大規模農家の定義ですね。その辺で、我が町の農家数全体、数、ちょっと今、私わからないんですが、農家数全体の数、そしてこの大規模農家の数、それぞれ割りますと割合になりますんで、どのぐらいの割合があるのかということをお教えいただきたいのと、農業法人の実態、今、我が町において、農業法人、どのような形であるのかなのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2015年の農業センサスによりますと、農業法人以外の農業経営体が377経営体ございます。そのうち10ヘクタールを超える経営体については8経営体。合計しまして、構成としては約2.1%の構成率という形になっております。また、法人化されている農業経営体につきましては、町の農業委員会のほうに届け出がなされておまして、現在2経営体がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今ご説明いただいたように、大規模農家が8経営体、2.1%、農業法人が2経営体あるということですが、まず農業法人について、概略で構いませんので、どのような経営体のものか教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、登録されている法人につきましては2経営体ございます。それぞれ経営体につきましては、大規模な経営ではなくて、ある程度個別なもので経営している2経営体ということになっていますので、個別分の情報になりますので、以上でご答弁させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 個別的なことでなかなか答弁しにくいのかなというふうに思います。

そういった状況、我が町においてはまだまだ少ないような感じがする農業法人、そして大規模農家ではありますが、それらに対してそれぞれ、通常の農家と違った支援、これまで我が町、

行政のほうでもされてきたと思いますが、これまでどのような支援が法人、あるいは農家に対して、大規模農家に対して行われてきたのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これまでの支援策でございますが、大規模経営体につきましては、それぞれの国・県、各種補助金がございます。例えばですが、経営体育成支援事業、さらには農業担い手経営革新事業など、このような各種事業を活用しながら、さらには農業関係の制度資金がございます。そちらの活用がございますので、そちらについても支援をしておるところでございます。さらには、国・県の補助事業も上乘せとして、町も補助事業として補助金の上乘せ、さらには利子補給などの支援も行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そのような対策なされてきたと。国・県の補助金をいただきながら、我が町としても対策を講じてこられたということだと思います。

そういう中で、皆さんご存じのように、全国的に見ましても高齢化が進み、なおかつ高齢化に伴う農業就業者の数も減り、そしてその反対に耕作放棄地がふえてくるというような状況はどこでも同じだと、我が町においても同じだというふうに考えております。そういう中においては、やはり小さな農家一つ一つではなくて、やはり農業の大規模化、いわゆる大規模農家をつくるとか、あるいは農業法人になってもらうとか、そういうふうなことも大切だなというふうに思っておるんですが、その辺の町の見解はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今ご質問にありましたように、大規模化することによって、経営の改善、経営が安定化するという状況もございます。その意味では、現在、国の進めております農地中間管理事業、さらには人・農地プランを活用しながら、農地の集積、さらには集約化を推進することによりまして、大規模農家の経営の安定化が進められるとも考えております。

また、農業法人につきましても、現在、まだ町のほうではそれほど多くございません。今後はさまざまな経営体ができ上がると思います。その意味でも、法人化の支援におきましては、引き続き情報収集をしながら、各種制度、資金、さらには情報提供をしながら、法人化を進めたいとも考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） さらに、ちょっとお尋ね申し上げたいんですが、今、やはり今の時代、そしてこれからの時代に合わせれば、大規模農業化、そして農業法人化というのは大事ななというふうに思っていると。町のほうでもそういう見解かと思えます。そういう中において、我が町の、これまで頑張ってきた小さな農家が、やはり大規模農家といいますと、一緒になってやるとか、あるいはやはり農業法人化してやるとか、そういったものに対する支援といいますか、その辺はどのようにお考えになっているか。これからの、特に農業法人化という点についてどういった支援策があるかと、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

法人に対する支援でございますが、先ほど来ご答弁させていただきましたように、具体的な支援という形ではまだ具体的なものはございませんが、国・県の補助の活用に対する情報提供、さらには制度資金活用に向けた支援、さらには小規模農家が大規模農家に土地を貸し付け使用をできるような中間管理事業、そういうものを活用しながら担い手の育成等含めて進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今後ということですので、ただ、今後と言いましても、もう喫緊の課題だとこれは私は思っております。何せ何回も申しますように、我が町の主幹産業は農業であります。これは町長もずっと前からおっしゃっておられたことだと思うんですが、やはりこれについてはもう日を待たずに、それこそきょうから新たな対策を講じられていただきたいと思えます。

といいますのは、私の手元にあるのは去年11月6日の民友朝刊であります。農業法人についての、湯川米の話であります。要するにふるさと納税で有名になった湯川村の湯川米の話で、湯川村はJAと共同で第三セクター農業法人をつくったというふうな先進例であります。この辺につきましてはご存じだと思うんですが、こういったものはどのようにお考えになっているか、見解を聞きたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、我が町は県内でも面積、全体の面積は3番目に小さい町であります。でも、農業に関しては、面積については1戸当たりの平均は県内で3番目に高い町であります。そういうことから、以前は農業においては県内一を誇った今でも上位の状態であります。そういう中であって、我が町は戦後開田というのは、大きく開かれてきたということになります。そういう中に、今は、ほ場ができた先ほどの湯川村にとっては、見通せばわかるように、大規模、いわゆる3反歩、5反歩、と広い我が町は、現在は確かに町全体は平たんかもしれないけれども、農地に関しては、棚田だというふうに私は感じております。農地はほ場整備が進んでいない、約半数にも満たない、そういったことだというふうでありますので、こういったところを解消していかないと、いわゆる大規模農業化、農業法人化、そういったことも含めて、進まないということでもあります。そういう中では、成田のほ場整備というものもそういったことがきっかけでありますし、高久田地区のこれからやろうとしていることもそうであります。ただ、残念ながら、土地改良区との関係でなかなかほ場整備がなかなか進まないというのが実態だということでもあります。そういう意味では、しっかりと改良区の副理事長ということでもありますけれども、そういった部分でいかにほ場整備ができるかということが、これからの我が町の農業のあり方、そういったことで、さらに我が町は県内でもすばらしい農業のきっかけにもなるのかなというふうに考えております。そんなことで、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長から答弁いただいたとおり、我が町の田んぼの実態ですね、そして先ほど産業課長から説明いただいたとおり、これからの課題として、ただ何回も申し上げますと、今現在起きている高齢化、そしてそれに伴う農業就業者の減少の問題というのはこれは大変な問題ですから、そしてなおかつ耕作放棄地の増加、こういったものについてのやはり対策も喫緊の課題として講じていただきたいというふうに思っています。

次に進みたいと思います。

続いての質問はGAP、いわゆるGAPについてであります。

農業生産工程管理、Good Agricultural Practiceというものであります。これは直訳しますと、よい農業の実践と訳すわけでありまして。先般、私も、友人である武部新さん、国会議員の、元農水大臣の息子さんであります。この人の話を聞いてきたんですけれども、GAPということについて勉強してきたわけでありまして。そういう中におきまして、以前に当議会におきましても畑議員さんがGAPについて質問なされた。このときは国・県の動

向を注視し、農協、あるいは普及所との関係、連携しながら進めていくんだと、これから取り組みを図っていききたいということで、概略の説明があったところであります。

きょうは、もう少しちょっと具体的な話をしたいというふうに思っておるわけでありまして。といいますのは、先ほど武部さんが、国会議員が言うには、GAPというのは実際に認証をとることが目的なんだというわけではなくて、実際にはGAPというものを実践することが大事であって、なおかつ認証をとることも大事であると。要するにそれぞれ大事であるということをおっしゃっておるわけですね。別に武部さんの考え方が通説であるとか、それが正しいとかは私は思いませんけれども、私は納得できる部分がある。というのは、どうしても認証をとろうとすると、それをとることばかりに集中して、やはり目的を果たせなくなるんですよね。名前のおり農業生産工程管理ですから、やはりそういう管理が行き届いた農業が実際に実践されればいいわけであって、その後に認証がついてくるんだと。

そして、皆さんご存じのように2020年、2年後の東京オリンピック・パラリンピックでは、このGAPのうちの特に日本版のGAPですね、あるいはグローバルGAP、そういったものを受けていないとそれが食材として提供されないというふうに話も聞いております。これは本当かどうかわかりませんが、そういうふうな話、方向だという話もありますので、その辺を前提にしながら伺ってまいりたいと思います。

まず、我が町において、そういうGAPが実際に実施されているのかどうか、そして既に認証をとったようなところがあるのかどうか、その辺の実態を聞きたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

GAPの現段階の認証状況でございますが、当町においてはGAPの認証取得を希望する、現在のところでございますが、希望している農家や生産団体は残念ながらございません。しかしながら、JA夢みなみ農協の管内では、白河地区で2件、矢吹、中島地区で2件、古殿地区で1件、すかがわ岩瀬管内では大東地区のキュウリ直販部会19名で、現在認証の取得に向けて事業をしているところでございます。ご存じのように、認証に当たりましては、ある程度の期間が必要だということでございます。今後のGAP認証に向けましては、鏡石町においても他地方の状況を鑑みながら、それを目指そうという農家も生産団体も出てくるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、認証の状況について本町、そして周辺の市町村の実態について説

明いただいたわけでありますが、まずそのGAPというものが何であるかということについて、町の農業者、農家の方々はご存じなのかどうか、この辺はどのようにお考えになっておるか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

GAPにつきましては、各種、生産団体さんを含めながら説明を行っている機会もございます。町においても普及所さん、県と協力しながら、さらには農協さんのほうでも当然ながら各部会等がございます、その中で随時GAPについては説明をしているところでございます。町においても引き続き、2月の経営安定対策の説明会においてもGAPについてのご説明をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） そういう状況なわけでありまして、町のほうとしても、我が町農家の方々に、このGAPというのが何であるかというものを認識してもらっていく必要があるということだと思います。

そういう中において、福島県においては、今、一生懸命このGAPをとらせようと、GAPには3種類ありまして、一番大きいものだとするとグローバルGAP、国際GAPですね、国際認証のGAP。あとはJGAP、日本版の国内版。あと最近の福島県GAP、FGAPと言いますけれども、3つあるわけです。今、我が県といいますか、今の状況で。その中において県としては、これ農林水産部を筆頭に一生懸命頑張っているわけです。農協と一緒にJAと。

こういうふうなものが2月1日に行われて、これ誰でも参加できるようなものは広告等に入ったと思うんです。そういう中において、こういうものへの、例えば参加を促すとか、あるいは今おっしゃったような周知のあり方も含めまして、今後、そのGAPを進めていくのに、例えば実際に試験的に、例えばここ何件、この方々にはちょっと試験的にテコ入れをしてやってもらうとか、あるいは実際に何件こういうふうな認証をとってもらうとか、いわゆるその数値目標ですね。件数だと思んですが、そういったものどのようにお考えになっているか、あるいは今申し上げたように、どのような形でそれを支援していくのかと。GAPをしてもらう、そしてGAPの認証をとってもらうために、どのような支援をしていくのかということ、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県においては、認証の目標は数値化しております。こちらは32年までに第三者認証、今申しあげましたようにJGAP、さらにはグローバルGAP、こちらについては141件、福島県GAPについては220件を、県のほうでは目指しているところでございます。

その中で、町としての目標値ということでございます。こちらにつきましても県、須賀川普及所、さらにはJA農協とも協力しながら進めていきたいと考えておりますが、やっぱりGAPを取得した効果については、GAPをとっただけでは当然ながらその目的が達成されませんので、その意味ではGAPを取得、その後推進していくという意味でも、産地としてある程度大きな塊の中で、産地化した中でGAPを取得していくのも必要かというふうに考えています。その意味では、福島県で行っている支援事業を活用しながらGAP促進について進めていきたいと思っておりますし、その上で町としてもさまざま情報提供を行いながら、農家に対してさまざまな情報を提供して支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、答弁を要約すると、私からすれば、情報提供と、そしてさまざまな支援というふうな形であったのかなというふうに思うんです。

そういう中で、もう少し具体的に、例えばですが、我が町の特産品、この前の一般質問でお聞きしましたけれども、それこそきょうも農業の話をずっとしているわけですから、いろんな農産物、農産品あるわけですね。果物類もあります。キュウリもあります。そしてお米もいいのもあります。そういったこともあると考えると、例えば町のほうから、そういうふうな特産品をつくっておられる農家なんですね、やっぱりピックアップといいますか、抽出して、例えば本当それこそ試験的でも構いませんから、こちら町のほうからもっと積極的に働きかけて、そのGAPを鏡石町初とかにはなるように、とるようにするために何かを考えておられるということはないのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町独自の支援策という形のご質問だと思います。現在のところ、具体的な支援策はまだ決まっておりません。現在のには、町の認定農業者の方が92経営体ございます。そちらの経営体に向けましては、GAPに対する周知活動をさらに進めていきたいと考えておりまして、確かに申し上げたとおり、果樹等の産地等もございますが、各農家、経営体の経営観念もご

ございますので、なかなかピックアップしてまで進めることまでは現在のところ考えてございません。

しかしながら、当然ながらGAPを取得することによって消費者、さらには販売業者、流通業者に対しても大変有効なものであるということでございます。ただ、取得に関しては、半年から1年ぐらい期間が必要ということも考えますと、それについても町だけではどうしてもできない部分がございますので、福島県、さらに農協さん、生産団体とも含めた中で推進をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） GAPですね、話戻しますが、GAPについてよく、専門家とか、ありとあらゆるいろんな人の話を聞きますと難しいように見えるんです、横文字ですから。ですけれども、これは考えてみたら当たり前なこととして、これは農業ばかりでなくて何にも共通することなんですよね。例えばGAPの中身、具体的に項目を言いますと、食品安全、これは安全ですよ。環境保全、環境。労働安全、これは労働安全ですね。これはどの職場でもあるでしょう。あと人権保護、農場経営管理、その他等々があって、実際何をやるかといったら、持続可能なそういう農業をやると。目的としてはですね。あるいは経営コストの削減、人材育成等々が上がってくるわけでありまして。要するにそんな難しいことではないと私は考えます。というのは、何の仕事をする、何の産業をするにおいても同じことを、普通やっていることでありますから、こういったことをやはりもう少しわかりやすく説明しながら、なおかつ先ほど課長さん答弁いただいたように、これから我が町の特産品、その産品等に合わせて、もう少し頑張りたいということに思っておるわけです。

そういう中において、我が町ばかりでなくて、やはり国・県との連携も必要ですし、あと農協という話も出てまいりました。また、農業普及所というところもございますので、そういったところ、その協力体制は今どのようなになっているのか、ちょっと説明はいただいたと思うんですが、農協や農業普及所からどのような、現実的な協力、どのようなものをいただいているのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

GAPの円滑な推進のためには、県が中心になって現在行っておりますが、県中地方のGAP推進協議会が県中管内で設置されました。町も構成員としまして、関係機関、県なり農協なり、さらには流通業者との連携を図っているところでございます。

GAP認証取得に対する指導体制につきましては、JA夢みなみにおいては、JGAP指導員、さらには産地リーダー監視員が設置されております。また、須賀川農業普及所においてもJGAPの指導員が設置されております。

町としましても、これらの関係機関と連携し、協力の中でGAP取得のメリットを、先ほど申したように、農家の皆さんへPRしながら、GAP認証を目指す農業者がスムーズに取得できるように、さらなる情報提供を行いながら支援をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ぜひ、そのような協力体制のもと、GAPの我が町第1号がいち早く出るよう頑張っていたいただきたいというように思っておるわけであります。

（3）の質問に移らせていただきます。

（3）の質問は、いわゆる地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊、あるいは地域おこし隊というものかと思うんですが、これは全国的にももう既に有名でありまして、最近の、私が手元にある直近のデータを見ますと、受け入れている自治体が、全国の自治体が1,788あるらしいんですね。都道府県、市町村、東京23区。都道府県、市区町村、全部合わせて1,788、うち1,000は受け入れていると、1,788分の1,000は受け入れているという状況にあると。いわゆる6割は受け入れている状況なんですね。そういうふうな状況のもとで、我が町ではそのような状況ではないという、その4割のほうに入っているというわけであります。

受け入れ分野を見ますと、第一次産業、いわゆる今申し上げた、きょうやっています農業の受け入れが最多なわけでありますが、その他観光、行政、教育等々にも受け入れ分野があるわけであります。また、一人の方がいろんな分野にかかわっているものもあつたりするわけであります。お隣の天栄村ですと、そういった方々がおいでになって、既にそういった方々が活躍なさって、米・食味コンクールで入賞されるとか、そういう方もおるわけであります。

まず、その地域おこし協力隊についての、町執行としてのお考えはどのように今あるか、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊は、今、吉田議員が申したように、全国各地域で導入されておりまして、隊員数も相当数の隊員がやられて、活動されております。福島県内でも、平成29年12月現

在では、30団体、92名の方が活躍されております。うち12名の方が農林水産業関連として活躍されておまして、農業以外としては、地域おこしの支援39名、空き家対策、教育振興、伝統文化の継承など41名が活動されております。

地域おこしの支援についてでございますが、町におきましては、現在、地域おこし協力隊の制度を活用するために新たな事業の展開を進めたいと考えております。そのためにも体制整備がまずは重要かと思っております。そういう意味では、体制整備を整えた上で、地域おこし協力隊の導入を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 受け入れに対しては前向きだというふうな話ではありますが、その体制整備というふうな説明いただきましたけれども、どのような体制かと。具体的にどのようにお考えになっているか、ちょっともう少しわかりやすくお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域おこし協力隊の受け入れに当たりましては、町のほうでも進めてもらう設置要綱等の策定がまず必要になってきます。その上で、どのような事業、どのような内容を地域おこし協力隊に協力していただくかという形での整理もしていかなければならないと考えております。でなければ、せっかくおいでいただいた地域おこし協力隊が、なかなか活動がし切れないという状況も全国の事案の中では発生したと聞いております。そういう意味では、今回、農業のみならず、さまざまな事業もございます。そちらについては十分、その事業を精査した中で募集をかけて、地域おこし協力隊に協力いただきたいというように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これからの課題ですね、実施要綱等の整備。そして、なおかつ受け入れられる分野の整備、必要だなと私も同じく思います。例えばよその市町村の例、先ほど県内の実態ご説明いただきましたけれども、例えば伊達市の例を挙げますと、伊達市では既に6人定住していると。要するに地域おこし協力隊で来た方が、いわゆる移住ではなくて、定住して住んでいるというふうな実態もありまして、人口の増加にもつながることです。我が町としましては、人口を受け入れるスペースは十分あるわけでありまして、あるいは立地条件もいいわけでありまして、そういったことも活用すると、やはり来てもらって、

そして、なおかつ移住だけじゃなくて定住ですね、移住・定住、これをしっかりやらなければならないと思いますので、そこまで考えた受け入れをぜひとも今後考えていただきたいというふうに思っておるわけであります。

さて、2番の質問に入らせていただきます。時間がちょうど半分あるわけでありまして、やってみりたいと。

このテーマ、我が町における税に関する個人情報保護についてであります。

個人情報保護全般を扱ってもよかったんですが、そのうちの税ということで特化させて扱わせていただいております。そういう中で、このテーマに決める前後に、この我が町の広報かがみいしが発刊されまして、2月号にも税の特集が組まれておったと。確定申告の話もありますし、その時期だからこそこういうことかなというふうに思います。今、この税の問題というのは本当に大きな問題であります。いろんな意味です。その中において、いろいろお尋ね申し上げたいと思っておるわけであります。

まず初めに、我が町における税に関する個人情報の取り扱いについての質問であります。特に町税、地方税、町税について我が町ではどのような取り扱いになっているかということにつきまして、まず初めに、その個人情報保護体制、どのようになっておるか、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方公務員におきましては、地方公務員法第34条によりまして、職務上知り得た秘密の漏えいを禁止しております。その範囲は地方団体のその行政運営上の秘密、いわゆる公の秘密に加え、職務上知り得た知人の秘密も含まれております。

税に関する業務につきましては、各税目ごとに、担当がそれぞれアクセスも制限されましたコンピューターにより台帳管理を行っており、税務町民課職員以外はその情報を操作することはできないようになっております。税に関する個人情報の保護につきましては、地方税法第22条の中で、秘密漏えいに関する罪として独自の守秘義務が規定されております。これら上位法と鏡石町個人情報保護条例に基づきまして、町税吏員として、町税の賦課徴収業務に当たっておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、我が町における体制、さらにはその上位法としての地方公務員法、さらに地方税法ですね、これ私も今勉強して、よくよくわかったわけでありまして。我が町の

税務職員は、要するに二重の法律の縛りを受けているというわけであります。ただ、②番の質問のお答えもいただいたというふうに、私認識しておったんですが、重ねてお聞きしますけれども、税務職員以外の職員の方々は、我が町の町民の税の情報を知り得ることは不可能であるというふうに考えていいのかどうか、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。

本町の職員におきましては、職員全員に町税吏員としての兼務辞令を交付しております。年に2回特別徴収強化月間を設けまして、収納率向上を目的として全町を挙げて収納徴収業務に当たっております。

このため、町税などの賦課徴収業務に従事する職員以外の町職員は、税務町民課と情報を共有いたしまして、未納者の情報を把握した中において同じ地方税の徴収業務を行っておりますので、何らかの税に関する個人情報を知り得ることは可能であります。そのほかにも業務上、個人の所得状況などを確認しなければならない業務がほかにもありますが、それらは法律に基づいた調査事業になりますので、地方公務員として守秘義務を遵守しておるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 実態はそのようになっておると。一応は税に関する職員しか使えない情報を持つてはならないことになっておっても、実際に職務上、そのように情報共有せざるを得ないと。これはある意味合法的な情報共有でありますので、何ら問題ないことであります。要するに、今答弁いただきますと、町役場の職員であれば、我が町の町民の方々の税の情報を皆さん方が何かしら知っている可能性があるというふうに解釈してよいのかなというふうに思います。

そういった中におきまして、私人ないし公人という言い方は、これはちょっと言い方は適切かどうかわかりませんが、我々議会議員も公人だというふうに考えておりますし、町長、副町長、教育長等の特別職もやはり公人かなと。あるいは行政委員の方々もある意味公人かなというふうに思っておりますけれども、その辺の、この税に関するプライバシーのあり方についてはどのような規定があるのか、同じ扱いがなされているのか、あるいは公人であれば、ある程度公開されてもいたし方ない部分があるのかどうか、その辺についての見解を聞きたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。

基本的なことですが、租税の意味といたしましては、日本国憲法第30条に、国民は法律の定められたところにより納税の義務を負うと定められておまして、さらに憲法第84条では、新たに租税を課し、または現行の租税を変更することは、法律または法律の定める条件によることを必要とするとされておりまして、納税の義務と租税法律主義がうたわれているところがございます。

ご質問の、国民または地域の住人として納税の義務を負うという観点から、ご質問のあった私人と公人のプライバシーの保護における法的な差異はないものと認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私もそのように思います。当たり前のことですよね。当たり前のことをお聞きして申しわけないと私は思いながら聞いておるんです。この辺のこと、当たり前だと私は思うんですが、そういうふうに思っていない人も中にはいるというふうに感じましたので、町当局としては、そのように当たり前の通常の見解を持たれているということは、私は安心したところであります。

例えば、そういう中において個人情報保護、特に今回、税に関する情報の保護についてやっておるわけですが、例えば、これ、あつてはならないんですが、町職員の方々が仮にも、その税に関する個人情報を第三者に知らしめてしまったと、そういう場合にどのような法的措置が講じられるのかと。法的な措置といいましても、我が町の条例にも抵触するでしょうし、上位法の地方公務員法、あるいは地方税法にも関係すると思いますので、その辺についての見解はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔「もらしてっぺ、こらー」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、地方公務員法におきましては、第29条で、職員の戒告、減給、停職または免職の懲戒の処分の規定がございます。第60条では、罰則規定で1年以下の懲役または3万円以下の罰金とうたわれております。次に、地方税法におきましては、第22条の秘密漏えいに関する罪として、2年以下の懲役または100万円以下の罰金とされております。

ここで地方税法が保護している秘密とは、納税義務者からの申告や賦課徴収に関連した調

査に限られる特別な状況のもとで知り得た情報もあることから、その漏えいに関する罰則に関しましては、税務職員に対しまして、納税者の秘密についてより明確な取り扱いを求めることにより、納税者の税務行政に対する信頼と協力を確保し、適正公平な税務行政に資する観点から、地方公務員法違反の罰則よりも重いものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、担当課長から説明いただいたとおり、法律には厳しい罰則があり、なおかつ地方税法の中では最も重い罰則規定があると承ったわけでありまして、なおかつそういう中で、慎重の中で町職員の方々は仕事をなさっているわけでありまして、なおかつそういう中でありまして、やはり町職員の方々には気を引き締めていただいて、業務に当たっていただきたいと思っております。一生懸命頑張っておられる職員の方に、さらにむち打つわけではありませんが、そういったことは原則、最低限のことだと思いますので、ぜひとも今後とも注意しながら頑張っていただきたいと思っております。

さて、次の質問であります。これは執行の方々にお聞きするかどうか私も迷ったんですが、ちょっとわかる範囲で結構ですので、教えていただきたいというふうに思ったわけがあります。

今は町職員の質問でありましたけれども、今度は違いまして、一般の町民の方々が何かしらの方法で他人の税に関する情報を知ったと。そして、それを第三者にさらに知らしめたとした場合にどのような、これは露呈した場合ですね、露見した場合にどのような法的措置が講じられるのか、あるいはどのようなことになるのかということをご存じでしたならば、教えていただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。

いわゆるプライバシーの侵害ということになります。プライバシーの侵害につきましては、民法上の違法行為として損害賠償などの対象になり得ると考えております。またこれが悪質なもの、意図的なものなどであれば、刑事罰も科せられる場合もあると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） わかりました。ありがとうございます。不勉強なんで、私ちょっとわからないものですから、教えていただいて助かりました。

同様に⑥の質問であります。例えば我々議会議員が、これ一般町民に含めてもいいんだと思うんです。しかし議員として取り上げましたけれども。我々議会議員が他人の税に関するプライバシーを第三者に知らせたという場合にはどのような措置になるのでしょうか。同じくお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。

議員の方々ということで、限定してのご質問でございます……。

〔「聞こえないんですけども、でかい声をお願いします」の声あり〕

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） 議員の方々という限定的なご質問でございますので、議員の方々についてのみご答弁申し上げますが、議員の方々には特別職の地方公務員であると、地方公務員法第3条第3項第1号に規定されております。個人情報漏えいに関する罰則規定等の法律の適用を受ける地方公務員であります。地方公務員法第4条第2項の中で、特別職に属する地方公務員には適用しないと規定されております。

したがって、議員の方が職務上知り得た秘密を漏らした場合、さきの答弁でも申し上げましたけれども、地方公務員法の第34条職務上知り得た秘密の漏えいに関する違反規定については、特別職の地方公務員である議員の方には適用されないというふうに解釈しております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほどの規定、地方公務員法の規定は適用されないと地方公務員法の第4条に書いてありますので、一般職でなくて特別職には適用されないと。この法律は。と書いてあったと思います。そのとおりかなと思いました。

しかしながら、例えば先ほどの⑤の規定を考えますと、一般町民同様プライバシーの侵害、あるいはそれに伴う民法における不法行為に相当しての損害賠償の可能性、あるいは刑事罰の可能性はあるということは考えてもよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長（吉田賢司君） ご答弁申し上げます。

2番議員のご指摘のとおりというふうに解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) これですっきりしました。課長答弁いただいたとおり、私が思っていたように同じようなことを多分答えていただいたと思います。一般的な法解釈からすれば、今のようなご答弁になるのかなと思いつつも、ある意味ちょっとわからない部分もあったものですから、確認させていただいたところでもあります。

要するに、我々議会議員、そしてなおかつ一般町民もそしてなおかつ町職員も人の税金の情報をあだこうだ言ったり、ましてそれを第三者にわかるような形で知らしめるというのは、これはあってはならぬことであって、ひどい場合には、それこそ民法における不法行為による損害賠償の対象だと、刑事罰の対象になり得ることもあるということでもありますから、本当に注意しなくちゃならないことだと改めて実感したところでもあります。

もう一点。ちょっとこの、議員の⑥番の点について、一個お尋ね申し上げたいのは、例えばですが、我々議会議員が町職員の方々に対して、その税に関する個人情報の提供を求めた場合、そのような場合、町の職員としては今どのような対応をなさっておるのかということをお尋ね申し上げたいと思います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○参事兼税務町民課長(吉田賢司君) ご答弁申し上げます。

なお、税務町民課の職員につきましては、税情報につきましては、これは職務上、その必要性がある限定された地方公務員の中において情報を共有するものでありまして、特別職である議員の方から、何かその情報を聞かれましても、それについては原則としてはお答えしないということになります。ただし、ご本人のものとか、あるいはご本人の家族の資産状況であるとか、そういったさまざまな税情報がございますので、そういったものについては個別に判断して対応しているところでございますが、原則としてはお答えしないということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番(吉田孝司君) 原則そのとおりでよろしいかと思つて、ぜひ。これは税情報に関係なく、我々議会議員、これは新参者の私が言うわけではありませんが、議会議員がやはり情報を町職員に求めるというのには、やはりしかるべきルートがありますし、本当に限られたものだと私は認識しておりますので、そういった点、今の原則のとおり、今後も税務事務に従事していただきたいと思つておるわけでもあります。

さて、ちょうど1年前の3月定例会になります。我々の仲間の議員が、12名全員仲間で

すけれども、町税を滞納したとされる議員がおったと。その人が辞職勧告決議をされるに至ったということでありました。私はこれに対しては個人的には反対し、なおかつ反対討論もその前に述べたわけでありまして。そういった事態を踏まえまして、あるいはそういった経緯を見ておった町執行の方々がおったわけですが、そういう経緯、そしてその結果等々について、町長はどのようにそのときお考えになったのかお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

議員の辞職勧告決議に関しまして、その経緯というか、そういったものが知りえないということでありまして、それに対して町長が切り出してコメントをするということは……。

〔「だめだぞ、教えたんだべ」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

再度申し上げます。3度目のときは退席を求めますから。よろしいですね。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 静かに冷静にやりましょうね。最後まで私も頑張ります。まだこれからありますから。

今、町長おっしゃったとおり、議会内部のことはコメントを差し控えるというのは、執行部のお考えとしてはあってもいいんでしょう。その中において、町長は今年の3月定例会の会期中の中で、総務文教常任委員会のほうに出席を求められておりますよね。これは税務課の課長の説明があった後に委員会として町長にご出席を賜った、わざわざいただいたわけですが、その中でどのようなやりとりがあったか、記憶の範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 正直、今、質問でわからないと。その質問をもう一度見ていかないと、そのとき何があったかと、正直思い浮かびません。これは見てからご答弁するしかないと考えています。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かに突然の通告外と言われても仕方ない、いや確かにこの項目の中には入っていますから通告外とは言い切れないんでしょうけれども、突然の質問で大変失礼しました。

このときは恐らく、私もうろ覚えではあって申しわけないんですが、いろいろあったんです。先ほど来からやっている情報の漏えいがあったんじゃないかとか、それに似たような問題、あるいは議員から税務職員に対して何かこう、そういう先ほどの情報提供を求めるような問いかけがあったのかどうかということが聞かれたんだと思うんですが、そのとき町長は、そういったものないんだというふうに答えたというふうに理解しておりますけれども、その辺の状況は私もうろ覚えですので、その辺はこれ以上お尋ね申し上げないことにいたします。

さて、②番の質問ですが、先ほどの、ある議員さんが辞職勧告決議を受けたわけです。町税を滞納したということを経由にですね。そういったその方の納税状況に関して、町長は、その人のその納税状況について、いつ、その実態を認識されたのかと。初めて認識したのはいつのことなのかということでもあります。これは税務担当職員じゃありません。町長がいつそういったことを認識したのかということをお尋ね申し上げました。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私も町長として、いわゆる職員と同じであります。個々の、いわゆる状況において、情報を漏らすということはありません。そういうことで、認識ということに問われても、それにも答えることはできません。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長は職員と同じだという話をされましたが、先ほどの課長の答弁、あるいは地方公務員法の規定では特別職は一般公務員ではありませんので、はっきりそれが逆に言えば説明する責任があるんだと私は思うんです。

何せ、町税を滞納したということが議会の中で議論になり、そしてそれが、要するに不納欠損等にはなっていないというような話もあったでしょうし、そういうことをお聞きになって理解しておられると思うんですよ。ですから、例えばその人の税金の整理、いわゆる滞納を処分するのに、差し押さえをすとかしないとか、どういうふうな手続をするんだというのは、これは町長の決裁じゃないですか。ですから、これは税務担当職員から既に上にいつているはずなんですけれども、それはどのようにお考えになったのかということでもあります。ご答弁を願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、こういった個人情報をどういった場合でも、長として、いわゆる話すると、情報を漏らすということではできませんので、こういった場所でも当然のことであり

ますので、個々の、町民個人個人のことをここで話すということではできませんので、それだけは申し上げておきます。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 確かに、町民個々の情報、個人個人の町民の情報を取り扱うのは、私もある意味不適切だと思うんです。そうして考えるならば我々議会だって同じで、やっぱり個人個人の情報というのは取り扱わないのが原則なんだというふうに認識しておると私は思います。私はそう思いますよ。そうじゃない人もいたらそれはわかりませんが。町長の考えだと、皆さんがいいなと思いますけれどもね。同じようだと。

そういう中において、今回のその一連のことが、これ③の質問に移りますが、今回、町税を滞納しているとかしていないとか、そういう情報が、そういううわさ話から始まり、それが実際にそういう話だという話になり、そしてその実態、滞納の有無というよりはその税金の納付状況についての説明が当該議員から説明があり、なおかつそれが議会の中で議論されたというふうな経過を見たときに、その発端が、要するに、いわゆる税金の情報が本人、あるいは町役場職員以外の方が知り得なければ始まらなかったと。この一連のことは。私は思うし、そういうふうに思っている町民がたくさんおると思うんですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

また、先ほど税務町民課長が言っているんですけども、職員が、いわゆる個人個人の情報漏らすということは法に触れるということですので、当然職員は守秘義務を遵守しておりますので、今、仮定の、そういった部分について、私がここで、こういった質問に対して答えるというのはできないと思います。

〔「調査しなきゃなんねべ、調査」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

そこの傍聴人に申し上げます。地方自治法第130条第1項の規定により、そこの傍聴人を退席願います。

暫時休議いたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時05分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 続いて、質問に行きたいと思うんですが、先ほど来から、なかなか個人的な情報をここでやりとりするのは、やっぱりできないと。これは私もある意味同じく思う部分もあるわけです。

そういう中において、ちょっと言い方を変えますと、④を飛ばして⑤に移ります。④は先ほどの上の（1）の⑥で大体わかっていますから。民法上の規定、あるいは刑事罰の話もあるということで、④は同じだと思えますから、④は今ちょっと飛ばしますけれども。

⑤の質問で、要するに私が言いたいのは単純なんです。要するにこの一連の結果が、第三者が当該議員の個人情報を知り得たために起きたんだというふうに私は考えるんですが、その中でやっぱりあってはならないんですけれども、可能性として、町の役場の職員の方々から、その議員さんと言わず、税に関する個人情報が漏えいした可能性があるんじゃないかということは、これ誰もが思うわけです。やっぱり第三者が知り得ないと、火のないところに煙立ちませんから、本人と町税務職員しか知らないんですよ。それなのに第三者が知っているという実態があるということは、もう明々白々になっている中において、町職員から第三者に対しての情報漏えいがあったものと、可能性があると考えられるわけでありましてけれども。あってはならないんですがね、何回も言うように。そういう中において、町長は税務職員を初めとする全ての町職員に対しての調査を行ったのかどうか、あるいは何かしらの対策を講じられたのかどうか、その辺をよくお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしてもさきほど税務町民課長からも話したとおり、地方公務員には法律によって守秘義務が課せられている。そして私としては税に関して職員はしっかりと守秘義務は守っているというふうに思っております。

そこでありますけれども、平成29年1月15日の新聞折り込み、うつくしま、ふくしま、かがみいし版、平成29年新春1号総責任者は吉田孝司後援会ということで、これは新聞折り込みでありますけれども、このことについて、議長、よろしいですか。

○議長（渡辺定己君） 反問権を許可します。

○町長（遠藤栄作君） このことについては、これは吉田議員の後援会の広報紙といたしますかね。それでよろしいんですよ。

○議長（渡辺定己君） 吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） まず、答弁する前にお尋ね申し上げますが、反問権というものの趣旨、今、議長は許可されましたけれども、反問権というものの趣旨を理解されておられないと町長は思うんですが。その辺についての、まず反問権のあり方についてお聞かせいただいでからにしてよろしいでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

いずれにしても、いわゆる税に関して漏らしたかもしれないとか、そういった話があったということでもありますので、これに関して、いわゆる1月のこういった情報によって、いわゆる3月の先ほどの質問にあった、いわゆる議会の議員辞職といえますか、そういった経緯につながっていくということでもありますので、ここで確認をしてきて、お話を聞かせていただくということでもあります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 今、町長の反問権というか、その内容についての、議長が町長に対して許可したわけですから、それをあえて私も答弁させていただきますけれども。

まず、それを町長に答弁するわけではありませんが、まず、私が聞いたことの趣旨がわかっているかどうか。反問権というのは、私が質問したことの趣旨をわからない場合に趣旨を問うものとして設けられるのが反問権だと私は理解しているし、法学者はそのように書いておるといふふうに思っておりますけれども。その辺の、まず私の質問自体がどこ行っちゃったんだと。質問に対して、答える答えない、まずそれを言ってから、私が言っている質問の内容がどこがわからないんだということを書いていただいでから、聞いていただければいいんですよ。そういったことがわかって、私が、あるいは言っていることがわからないことであれば、もう一度私は町長の質問に答えますけれども。私が質問した内容のどこがわからなくて、何が聞きたいのかを、質問した内容についてのみ聞いてください。それからでないともお答えできません。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 私の質問が続行しています。どういったことなのかということで、申し上げますと思います。この29年1月15日の新聞を見ますと、いろんな前談、後談等あるんでしょうけれども、その中に、ただ納期限内の納付に間に合わず、法定の延滞金を足した金額を毎年度納入したと、そういったことを、いわゆるここで誹謗中傷された当該議員に聞いたところ、ということを含めて、いわゆる税に関してのいろいろな発言をしているという、私はそのように、この中でね、いつから、こういうことがその後発展したのかなというふ

うに思っておりますけれども、この辺をしっかりとしていけないのかなど。私はこのチラシを見た限りにおいては、このような状況は私は滞納であるというように感じておりますし、こういったことが、このような考え方が新聞報道によって報じられたということが、町民のいわゆる納税に関しての考え方がいろいろ出てくるもの当然だと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） これは答弁ですか。

○議長（渡辺定己君） 答弁です。

○2番（吉田孝司君） 戻してください。まだ進んでいない。結構あと8秒もあったよ。8秒もあれば、大分しゃべれるから。

失礼しました。

今、町長の反問をあえてお受けして、お答えしたいと思います。

私とその折り込みの中に何と書いたかは今のところ、私手元にないですからね、それこそ逆にいろいろ言われても困りますから、答弁申し上げませんが、私の後援会の名前で、あるいは私の名前で発行したものについては、私は責任を持ちたいというふうに思っております。しかしながら、そこに書いてある内容のことは責任を持ちますけれども、その前後の一連の経過については、私は、それは逆に私がわからない。その内容については、私は責任を持ちますよ、幾らでも自分が責任を持ちます。ただ、それ以上のことは、私は今ここで答弁する立場にはないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質問。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 先ほど、私聞いたのは⑤番の質問なんです。何回ももう一回聞くのやんだな、時間もったいないから。要するに個人情報漏えいの可能性があったというふうに町は捉えなかったのかどうかと。そして捉えたのであれば、やはりそれに対する対策を講じるべきであったのかというふうに私は思うんですが、捉えなかったとすれば、捉えなかったでいいんです。捉えなかったために動かなかったわけですから。ですから、その辺についてどのように考えて、どのように行動したんだということをお聞かせいただければと思うんです。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 先ほどご答弁申し上げましたけれども、先ほど言いましたように、地方公務員は、いわゆる守秘義務がある。税務職員はしっかりとその守秘義務は守っているというように私は申しております。いわゆる議員が言う、漏えいがあったものと考えられるがと、そういったご質問、そういったことでありますので、その考えられる、何の根拠を持って考えられるのかということがわからない。それは、その事実に基づかない、いわゆる調査はできないということです。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） そうすると、漏えいの可能性はないと考えてよいということでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。
町長。

○町長（遠藤栄作君） 私はそのように思っております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 確かに、親方、町長が職員さんにそういうふうにする、法律でそうになっているからそういうふうにあってほしいと思うのはわかるんです。ですけれども、人間の集団ですから、人間は、きのう言ったとおりに間違いを犯すんです、誰だって。皆さん方も私もそういう認識はあると思います。そういう中でやっぱり最善を尽くすといいますか、最悪のケースを想定して、やはり事に当たるべきかなというふうにするんですが、そのような考えはなかったのか、改めてお聞かせいただければと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。
町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

再度申し上げますけれども、私は職員はそのようなことはなかったというふうに信じております。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） なかなかこのやりとりは結論を見ない、しどろもどろの質疑応答になっちゃって申しわけないと思うんですが、確かに親方、上に立つものは下を信じたいですよ。しかし見てください。どこも今いろんな問題、特に公の問題なんていうのは、下の役人が問題を起こすことがある。自治体によってはそういうことがあるわけですよ。毎日ありますよ。不祥事。

そういう中において、必ず上は責任をとる、とる義務があるし、責任者として任命責任もありますし、そういった総理義務といいますか、そういう全てを責任をとる義務があるわけですが、やはり私はそういう意味では、これは法律で守られているとかと言っておきながらも、私は町長自身が町職員を守ってしまっている。確かに守りたい気持ちはあります。親方が子分を守るという気持ちはあります。これはどの業界でもあると思いますけれども、しかし、職員にそういう可能性が生じた場合には、やはりそれを発見したり、あるいは是正、もしあった場合にはしかるべき措置を講ずるということはあってもしかりだと思っております、その辺の職員の管理体制はどのようになっておるのでしょうか。我が町の場合は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私も職員を信じたいという言葉を使っています。当然職員がそんなことを実際に行ったと、そういった事実があるとすれば、当然これは厳しく対応していかなければならないという考えであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 時間がないようなので。

町長、もう1回聞きますよ。じゃあその事実があるすればというのは、事実はどうやって見つけるんですか。これ教えてください、方法を。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

私の、特にそういった事実、そういったものが、いわゆる職員または町民、そういったことがあれば、あるいは具体的にあれば、当然これは調べる必要があるし、庁内間の中でもしっかりとやっていかなければならない。ですから、そういったことについては目は光らせていると。そういったことについては、常に私もそのようなつもりでやっておりますので、事実があれば、当然のことです。しっかりとその辺については対応していきたいという考えであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君。

[2番 吉田孝司君 登壇]

○2番（吉田孝司君） 時間がないのでこの辺で締めますが、私としては納得いかない

ので、あと、私の議員としての時間も限られていますから、できれば今議会の中で、調査権を活用して百条委員会でも立ち上げるべきだなというふうに私は思っています。この件については。

そういったことも考えまして、この議会、私にとって最後になると思いますので、最後まで一生懸命頑張ってまいりたいと思います。

本当にありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 2番、吉田孝司君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 長 田 守 弘 君

○議長（渡辺定己君） 次に、6番、長田守弘君の一般質問の発言を許します。

6番、長田守弘君。

[6番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） おはようございます。

気持ちを新たに、第11回の3月の定例議会に2番目に一般質問をさせていただきます、6番、長田でございます。

ことしの冬は、例年になく寒波が周期的に襲来し、寒さも厳しく、日本海側、特に北陸や北海道においては雪が非常に多かった冬でありました。しかし、3月に入り、寒さも一段落して、これからは桜の見ごろの話が話題になってくるような季節となってまいりました。

先月、韓国平昌で17日間にわたり、第23回の冬季オリンピックが開催され、日本選手団も史上最多の13個のメダルを獲得し、感動を与えてくれました。特に羽生結弦選手やスピードスケートの小平選手、高木姉妹、さらにはカーリング女子の選手たちの活躍には、多くの国民が感動と勇気を与えられたのではないかと感じております。そんな中で、平和の祭典を利用して、南北の朝鮮、特に北朝鮮を取り巻く外交が行われて、南北対話から米朝対話に発展するのかなというような状況が今続いております。しかしながら、米韓合同軍事演習に対し、また北朝鮮のミサイル攻撃があるのか、これからの情勢はどうか予断を許さない状況にあると思います。

変わって国内では、先ほど平成30年度の予算が年内成立を目指して衆議院で可決されました。約97兆7,000万円と過去最大のものであります。中身は、高齢化で膨らむ社会保障費が33兆円、北朝鮮の脅威を踏まえて防衛費が5兆2,000万円とどちらも過去最高の金額の予算となりました。そういった中で予算委員会では、国の目玉法案であります、位置づけされた働き方改革関連法案について、裁量労働制の不適切なデータの問題ばかりが審議されて、国民生活に密着した年度予算は満足な審議もされないということで成立をしてしまいました。そんな中、そういったことではいかなるものかというふうに考えております。そう考えます

と、この3月定例議会は、予算審査議会でありますので、我々はしっかりと来年度予算を精査していきたいというふうに考えております。

それでは、私の一般質問を通告に従いまして行っていきたいと思っております。

まず初めに、交通渋滞対策についてであります。

朝夕、4号線は非常に渋滞が発生しております。道路拡幅工事が長期化して、長年、北はイオンから、南は鏡田、高久田、鏡田の交差点の間は非常に渋滞がほぼ毎日あるような状況でございます。町として、この渋滞に対する対応策というのはどうしているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 6番議員の4号線拡幅工事による渋滞対策ということでのご質問に答弁を申し上げます。

国道4号鏡石拡幅事業は、国道4号鏡石地区の交通量の増加に伴う、交通混雑の解消や安全な交通と良好な交通環境の確保を目的としまして、延長4.5キロメートルの区間について、平成21年度から工事に着工してまいりました。役場前交差点からヨーク須賀川方面になりますが、これの2.3キロメートルについて平成31年度開通予定ということで、国のほうから報告を受けております。役場前交差点から南につきましても、完成に向け、現在工事が進んでいる状況でございます。国道4号鏡石地区は、拡幅工事以前から1日3万台以上の自動車が通過しており、上下2車線しかないため激しい混雑が生じております。この区間は県内においても、県内の国道4号の中でも最も混雑度が激しい場所でありまして、円滑な走行が阻害されているという状況であります。拡幅工事によりまして、須賀川方面の一部区間において4車線で供用を開始しましたが、残りの部分については、一般車両を通過させながらの上下2車線の道路を切り回しながら工事を進めているということでございます。

工事による渋滞対策であります。工事に伴い必要となる片側通行などの交通規制については、朝夕の通勤時を避け、規制時間を短くするなどの対応に努めながら交通渋滞対策を行っているというふうに国から報告を受けております。渋滞緩和、交通事故防止、災害時の円滑な交通確保を図るためにも、広域幹線道路としての機能を果たすために早急な工事進捗が必要不可欠であることから、これまでも増して、国に対して早期全線開通の要望活動を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 役場から北側は31年度の開通を目指しているということですが、南側

はなかなか、まだまだ開通の見通しが無いということでもあります。とにかく国に対して、町としてもいろいろ働きをかけて、渋滞緩和に対する対策をしているというふうに考えております。

次に、この拡幅工事が完了しますと、恐らく今ある交差点には新たな信号がつくというふうに、設置されるように聞いております。そういった新たに設置される箇所が当然出てくれば、またその分の渋滞も考えられるというふうに考えております。その信号機のふえる場所等お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

国道4号鏡石拡幅事業は渋滞対策としての事業であり、4車線化により交通量がふえ、交差点には右折レーンを設置し、市街地の一部には副道を設置することでスムーズな交通確保が図られるものだと考えております。現在、拡幅事業区間には信号機設置個所の交差点が7カ所あります。このたびの拡幅事業によりまして中央分離帯が設置されますので、町内の東西に通行できる交差点はこの7カ所のほかに、蒲之沢町地内の根本石油南の交差点、不時沼地内の国道4号線沿いセブンイレブンの交差点及びイオンスーパーセンター南側の交差点、この3カ所が計画されております。

なお、7カ所以外にこの3カ所に新たに信号機が設置されるかどうかにつきましては、須賀川警察署と協議をしながら、国と須賀川警察署公安当局、協議しながら進めているという報告を国から受けております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 拡幅が完了すると新たに3カ所ふえるということで、当然信号がふえればやはり車はとまって、それで渋滞が発生するというふうに考えられますので、そういった時差式、あるいはそういったことで渋滞の緩和に、警察、そういったところと協議をしてやっていただきたいというふうに考えます。

次に、当然4車線になれば通過台数もふえますので、ある程度全線開通すれば渋滞も緩和されます。ただ、そこで一番気になるのは、どうしても高速走行になって事故の発生の危険性が高まるということで、その辺の対策もよろしくお願ひしたいと思います。

4号線の拡幅工事に伴いまして、現在、旧道の蒲之沢交差点、そちらの朝夕の交通渋滞も非常に多くなっております。以前も数人の議員の方から質問が出ているというふうに思いますが、4車線化がなかなか思うように進まない、さらには高久田一貫線ですね、こちらもな

かなかめどが立っていない状況にあります。そういったことで、やはり旧道に岩農のほうから来て、あそこで合流してどンドン旧道のほうに車が入っていきますので、そうすると、当然その蒲之沢交差点の渋滞ということにつながって今きております。そういったことで、現時点でその蒲之沢交差点の渋滞解消ということについては、どういうふうな検討をされているのかお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご質問の蒲之沢交差点についてであります。この交差点につきましては、出勤や帰宅のラッシュ時に鏡石町内から須賀川方面に向かう車が渋滞するという状態につきましては、以前から議論しているというところでありまして、担当課としましても十分認識している状況であります。

渋滞の原因といたしましては、町道側の青色点滅時間が通行車両数に対して短いという印象や、須賀川方面に右折する際、対向車による一時停止や交差点手前が鋭角なので、カーブなどであることによる減速により、渋滞が発生することが原因であるというような考えを持っております。

交通事故防止や主道路である国道4号線のスムーズな走行を確保するために、須賀川警察署との調整により現在の形状になっているということですが、町では、蒲之沢交差点の南側に位置する大池交差点について、4号国道拡幅工事に合わせまして、町道接続工事を平成30年度に着手いたします。この工事では、東西町道に右折レーンを設けて、よりスムーズに交差点通行ができるような改良をいたします。

この交差点の完成により、蒲之沢交差点の渋滞を回避する車両が分散することが期待できますので、しばらくこの改良に様子を見守っていきたいと考えております。また、国道4号拡幅工事完成により、国道側の渋滞も緩和することから、交通の流れが国道側に分散するということも期待しております。

なお、国道工事の完成後の利用状況については、今のところ予測でありますので、その辺の状況もさらに検討して、次の対応を事前に検討していかなければならないというように思っています。

ご指摘の、蒲之沢交差点の信号機の関係につきましても、町の交通対策協議会を通じて警察署のほうには要望、右折信号及び青色信号の時間延長などの要望をしております。これらの対策を今後も粘り強く努めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

[6 番 長田守弘君 登壇]

○6番（長田守弘君） いろんな対策があると思います。拡幅工事が完了すれば、あそこの交差点の渋滞も緩和されるというふうに考えておるんですが、やはりそれまで、また1年、2年先ということになれば、なかなかあそこの交差点の渋滞の解消もされないんじゃないかなというふうに考えております。

実は、ここに調査をした結果があるんです。これが4号線ですね。これ旧道です。教習所で、教習所蒲之沢方面から来るやつが青、旧道から4号線、あるいは蒲之沢方面に行くのが赤というグラフで、朝7時から夜の8時14分、さらには夕方の15時16分から18時5分、これで、交通量、あそこの交差点でやった結果です。やった方がいて、私に、これ使ってくださいと言われたものですから。

見てわかるように、この朝ですね、朝のグラフを見ると7時19分、あるいは20分ぐらいから8時ぐらいまでは青が多いんですよ。夕方は大体赤が多くて、青もやはり5台から7、8台なんですね。この交差点は、4号線側が3分、旧道側が45秒なんです。そういったことで、45秒で交互に大体台数が22台から24台なんです。だから片方が多いと、片方は当然少なくなるんですよ。そうすると、蒲之沢方面から来る車は真っすぐがほとんどです。旧道から行くのは8割右折ですね。そうすると、朝は非常に長いんですよ。信号3回ぐらい待たなくちゃならない。夕方は大体2回ぐらいですね。

先日も、私、日中なんですけれども、交差点で4台目ぐらいに待っていました。あそこで5分待ったんですよ。なぜかわかりますか。昼間は感知式なんですよ。そうすると、一番最初の車がずれているといつまでも青にならないんですよ。そういったことでやはり、わからない人だと、ますます日中でも渋滞は起こるなというふうな考えはあります。そういったことで、そういった信号機の時間的な差、そういったこととか、あるいは蒲之沢方面から来る車を若干規制するとか、そういった方策はとれないのかお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ただいまは貴重な調査結果をお聞きしまして、大変ありがとうございます。

先ほど答弁の中でも渋滞の原因について申し上げましたが、対向車の直進による一時停止で右折できないという渋滞が発生するということが一つの原因だということについても十分認識しております。データとして今回そういった情報をいただきましたことは、非常に有効だと考えております。そのようなデータを持って、須賀川警察署等との協議をなお一層強くしてまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 国道ということですので、なかなかこちらが一方的に要望しても難しいような状況にあるかと思えます。そういったことで、道路状況を見れば、どの交差点も利用者の身になって道路行政を遂行していただきたいということを考えております。道路を管理する国・県、市町村をつかさどる執行の方々、さらには各行政機関の方々、それぞれの立場で車社会に対応した各関係機関の連携を図っていきながら、道路行政をしていく必要があると思えます。そういった中で今後も執行にはよろしく願いをしたいと思えます。

次に、住みやすい町づくりについて。

（1）の空き家の実態調査についてであります。核家族化や高齢化が進む中で、町内においても空き家があると思えます。そこで、どこまで調査をしているのか、お聞かせを願いたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきます空き家につきましては、国勢調査の内容や行政区長さんを通じて、空き家と思われる家屋につきましては約100件程度把握しているところでございます。

町といたしましては、所有者に対しまして、その家屋が空き家なのか、さらには今後どうしたいのかの利用の状況につきましてお知らせをする予定でございましたけれども、調べてみますと、所有者が現在では存在しない法人や行き先がわからない法人もあるものですから、今のところ所有者への調査には至っていないというような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、約100件ぐらいの空き家があるということでございました。多分これからまたふえるかなというふうな気はしております。

来年度の予算で200万円、空き家対策として計上されております。その200万円の予算で、どの程度までを調査するのか、今言ったように、持ち主等の所在確認とかそういったことまでやるのか、その結果どういうふうな対策をするのか、ご答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度、200万円の空き家対策調査ということで計上してございます。先ほど答弁申し上げ

げましたように、約100件ほど把握している状況でございまして、この調査費を使いまして、正確な戸数等を調査を、今しまして、その後、所有者に対しまして、空き家対策推進法の趣旨を文書で周知しながらアンケート調査を行って、その後の活用方法を調査してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 所在調査ということで、そういったことで200万円で調べて対策をするということでございました。

最近の報道等を見ますと、空き家の所有者が、先ほど言ったように、世代が何代も変わっちゃって詳細がわからない、そういった事例が大分あるようでございます。そうすると、行政としても、例えば歩道をちょっと広げたいとか、道路を拡幅したいといっても、その実態がわからないと建物も土地も、そういった行政のやることに対してなかなか支障を来すのではないかなというようなことで報道もありました。さらには、所有者がわかる家については、これは人口減少対策として、空き家をリフォームして移住者の確保のための居住や一定期間の移住体験のための住居に利用するというようなことも活用をしているようでありますので、そういった活用の方法はお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（柳沼英夫君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全国の自治体で調査をやった後については、当然ながら利活用を進められるということで、国のほうの国土交通省におきましても、空き家バンクを昨年の10月から全国一元的にお知らせするものが試行で実施されているところでございまして、我が町におきましても、所有者へのアンケートを通じまして、空き家が活用できるものにつきましては、空き家バンク等の利用を今後検討していくことになるのかなど。さらには空き家の管理等につきましても、シルバー人材センターや不動産屋さんを紹介できるような体制を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） いろいろな方法があると思います。震災前は、福島県は首都圏から近いこともあって移住先のトップクラスだったんですね。そういったことがあります。しかし、震災以降はどうも敬遠されて、大分ずっと低い位置にいたそうですけれども、またことに

なってベスト10に入ってきたということで、人口増には非常に有効な活用方法を考えてやっていただきたいというふうに考えております。

次に、（3）の町の共同墓地に関してご質問をしたいと思います。

現在、共同墓地にあきがどの程度あるのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（菊地勝弘君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

〔「聞こえないよ」の声あり〕

○健康環境課長（菊地勝弘君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、町では、お寺が2カ所、そのほかの各地域にある共同墓地が11カ所で、合計13カ所の墓地があります。ご質問の共同墓地の空き状況については、各共同墓地の管理者の方々に、先月から墓地に関する調査協力の依頼をしているところでありますが、現時点での正確な空き状況は把握できていないところがございます。しかし、お寺以外の共同墓地は、地域の方々の墓地として存在していることから、空きがある墓地は少ないと考えられます。

また、直近では、牛池墓地で平成15年に160区画拡張した経過がありますが、現在は空きがないことを管理組合から確認しており、いずれにしても町内にある墓地の空き状況は少ないものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） お寺のお墓で先祖代々からある方はそのお墓にずっと祭るといふか、あれですね、埋葬するので問題はないかというふうに思います。でも、最近ではお寺の檀家制もなかなか年会費、あるいは互助会費ということの問題がやっぱりありまして、檀家制もなかなか維持するということも厳しくなっているところもあるやに聞いております。

さらには、先日の全協でお聞きしましたけれども、ここ二、三年、100件程度の新築があるというふうなことが言われております。さらには、これから境地区にも家は建ってくるだろうし、駅東地区区画整理事業の完成ではさらに新築件数がふえるというふうに考えられます。ですから、町外から町内に転入してくる方がふえてくれば、当然墓地を求める需要というものが非常に多くなるのではないかなというふうに考えますので、将来、その共同墓地の造成などは町としてお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

墓地のあき状況につきまして、今、担当課長から、状況としては少ない、あき状況が少ない、また、議員のほうから、最近、住宅の建設の状況ということに対して、必要ではないかということでもあります。そういう中で、新年度におきまして、墓地需要の整った事業を調査しまして、墓地に関する町民ビジョンというんですか、こういったことを把握しまして、墓地の必要性について調査をしてまいりたいと。そういう中で、事業調査の結果、需要が見込まれることになれば、事業手法、さらには財源等も含め、具体的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 恐らく将来は、当然需要はあると思います。そういった中で調査をしながら、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、観光振興についてお尋ねしたいと思いますが……。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時57分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） それでは、午後からの質問を続けさせていただきます。

次に、3の観光振興についてお尋ねいたします。

田んぼアート事業ということで、もう6年目を過ぎております。そういった中で、①のこれまでの来場者の推移と町内外の比率はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアート事業につきましては、平成24年度から事業が始まり、今年度で6回、6年間実施いたしております。来場者につきましては、平成24年度が5,776人、25年度が1万3,092人、26年度が1万6,943人、27年度が2万924人、28年度が2万2,436人、きらきらアートを含めると2万4,848人、29年度が初めて3万人の大台を超え3万591人、きらきらアートを含めると3万2,771人となっております。また、今年度8月13日には事業開始以来、累計観覧者数が10万人を達成したところでございます。

町内外の比率につきましては、今年度からは観覧者数の増加により、統計はとっておりませんが、28年度までの状況によりますと、観覧者数の約18%弱が町内からの方で、残り82%が町外となっております。さらに、そのうち町外者のうちの約15%が県外からの観覧者となっております、このような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 推移ということで、27年度からは2万人を超えて、昨年は3万人の大台になったということでございます。さらには、町内外の比率を見ると、約80%以上の方が町外から来ているということで、交流人口が大分増加しているというふうに考えられます。それに伴って、そういった来町者がふえるということで、経済効果はどの程度あったのか、検証はしているか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

交流人口の増加に伴う経済効果については、具体的な数値としてはなかなかお示しすることができませんが、商工会が作成した最新の情報を掲載したグルメマップや各種パンフレットを田んぼアートの展望台などに配置し、観覧者に対し町内の飲食店のPRを図っているところでございます。

また、本年度は商工会と連携し、田んぼアートグルメ券としてグルメマップ掲載店で使える町内飲食店で50円の商品券を配ったところでございます。町内飲食店においてご利用いただけるよう努めておるところでございます、町内周遊を促したところでございます。

また、今年度グルメマップ掲載の飲食店43店舗に、田んぼアート事業効果アンケートを実施したところでございます。その中で約3割の店舗が売上げがふえたというご回答をいただいたところでございます。いきなり大きな経済効果が発揮できないところでございますが、確実な周遊効果、経済効果が上がっているものと検証しております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） グルメマップとか、そういったことで経済効果は若干上がっていると、ただ、はっきりした経済効果ということは、なかなか金額とかそういったものでは示せないというふうに考えております。ただ、昨年実施しました50円引き券ですか、それは多分7月から8月にかけて来場者5,000人、ちょうど5,000人の方に50円の割引券という形で配った

ということで、その回収率、商工会のほうでグルメマップ掲載店でやった結果、回収率が22%ぐらいだったんです。1,100人の方が町内のそういったお店を利用していただいたということで、はっきり言ってこれ割引券、高々50円なんですけれども、そういった割引券を22%、1,100人の方が町内のお店を利用していただいたということで、非常にこれ効果があったんじゃないかなというふうに考えられます。

その高々50円なんですけれども、それだけ利用していただいたということであれば、それを100円に上げたらどうなのかなということになれば、その回収率というものは恐らくもっと上がるのではないかなというふうに考えられます。ですから、そういったことの例えば去年あたりは50円券ですが、1,100人利用していただいたらば、実質5万5,000円の負担なんです。5万5,000円は、これは商工会のほうからお店のほうに配ったということで、その負担をしております。来年度からはそういった町の重点事業であります、まちの駅のかんかんてらすの活用にも、そういったものは非常に寄与できるのではないかなというふうに考えられます。ですから、その商品券、100円にしてその商品券を利用していただければ、非常に助かるのではないかなということで、その財源、そうするとその財源はどうするんだということになります。そうすると入場者にその100円分を負担していただくということで、そういったことも含めながら、今後田んぼアートの有料化、そういったことは考えられないのかなというふうな気がします。実質100円いただいても100円お返しするわけですから、実質は無料なんです。ですから、そういったことも含めて、どういったお考えがあるのか、執行のほうにお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアートにつきましては、全国200カ所以上で実施されております。全国の田んぼアートにおける観覧料の徴収状況については、青森県の田舎館村、さらには埼玉県行田市の2カ所のみで観覧料を徴収している状況にあります。いずれも立派な展望台を有しているところでございます。

現在、鏡石町の田んぼアートにつきましては、図書館展望台室を活用しており、観覧料は無料でございますが、観覧者による協力金、いわゆる募金をお願いしているところでございます。なお、平成29年度ですと、協力金として31万201円ほどのご寄附をいただいております。

観覧数が増加している傾向であります田んぼアートの観覧料の有料化につきましては、事業の運営においても貴重な財源として、大変な有効手段として考えているところでございますが、現在、ご存じのように観覧スペースは繁忙期には多くの観覧者により混雑し、手狭で

ある状況でございます。展望台の活用方法も含め、関係機関と調整を図りながら、調査研究をさせていただきたいと考えております。

なお、6番議員からご提案があった100円券についても、今後、実行委員会なども含めながら、商工会とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 検討するというところでございました。ただ、先月観光協会のほうで、実は行田市の田んぼアートを視察してまいりました。確かに立派な展望台があって、そこにエレベーターで行くんですけども、50メートルぐらいだったですかね。とにかく行田市はもう規模は鏡石の約3倍ぐらいの面積があって、やはり高いところからだと非常にすばらしい田んぼアートが見られるのではないかなというふうに考えております。もう行ったときには田んぼアートはないので、ちょっと見られなかったのですが、そこでは一応400円徴収をしておりますということでした。

約10万人の観覧者がいるということで、もうそれで4,000万円も行政に入ってくるんですね。下には当然物産館もあれば売店もあるので、その売り上げも当然あると思うので、そういった中でいうならば、非常に10万人の方が利用しているということで、それだけの収入もあるということでございます。田んぼアート、この事業には町としても500万円近い事業費を一応かけてやっているわけです。そういった中で、多少来場者が少なくなるというリスクはあるのですが、経済効果を考えると非常に有料化ということも考えられるのではないかなというふうに考えております。ですから、実施をするというような方向で検討はしていただけないのか、もう一度お尋ねいたします。町長にお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

今、初めて商工会のいわゆる50円ですか、こういったことが22%の方が利用されているということをきいたわけでありまして、大変、議員が言われるように効果のあることかなというふうには思っております。そういう中で、当初、私も実行委員会の会長、実行委員長ということで町長がなっておったのですが、昨年からは実行委員長ではないということでありまして、いずれにしても当初24年5,600人、それで25年が1万3,000人、現在3万人を超えるということでありまして。これは今までかつてない我が町の観光の目玉になっている。そういうことではしっかりと今後、行田市ではありませんけれども、そういった方向、今おっしゃられた観覧料ですか、または整理券、そういったものについては私は必要だ

というふうに思っております。

そういうことで、さらにこの田んぼアートについて磨きをかけていく、そして当然、町のほうもお金がかかってくるようになるわけですから、それを穴埋めをしなければならないし、そしてそういったことを含めて、町内全体に経済効果が波及されるということが必要だということでもありますので、その辺についてはしっかりと、私は必要であるというふうに考えておりますので、担当課ともよく相談をしながら対応していきたいということを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ぜひ、金額はそんなに幾らでもいいと思うんです。ただ、約2万人の方が100円でも払っていただければ200万円なんです。そういったことを考えると、エレベーターも昨年は随分来場者が多くて修理費もかかっております。そういったことを考えると、維持するのなかなか大変ですので、逆に金額に見合う、払っても見たいなというふうな田んぼアートにしていけば、減少するようなことはないというふうに考えておりますので、よろしくご検討いただきたいなというふうに考えております。

次に、（2）の岩瀬牧場との連携についてお尋ねをいたします。

当町と岩瀬牧場は切っても切れない関係だと思っております。そういった中で、町の観光振興における岩瀬牧場との連携は、これまでどのようなふうに行ってきたのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

岩瀬牧場は本町にとっては観光資源としてではなく、歴史的・文化的資源として非常に価値のある施設であり、年間約4万人の方が訪れております。さらに、岩瀬牧場との観光の連携については、本町だけではなく、須賀川・岩瀬地域の広域観光としても非常に重要な観光スポットでもございます。今年度については、須賀川市、天栄村との3市町村で組織する岩瀬地方広域観光連絡協議会において、岩瀬牧場と連携し、東京での旅行商談会や都庁やコラッセふくしまでの物産販売などを行うなど、鏡石町と岩瀬地方の観光とあわせて、岩瀬牧場のPRを努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 観光振興には、岩瀬牧場さんは歴史的にも文化的にも、非常に有効な資源だと思っております。お互いにその資源を活用しながら、観光交流人口をふやしていければ、またそこで経済効果がもっとふやせるのではないかなというふうに考えております。

今後、そういったことで町としては、牧場さんとのそういった活用というわけではないんですが、お互いの有効活用という部分では、今後はどのようにやっていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

観光客が年間3万人を超える田んぼアート、さらには鳥見山公園などございます。町での周遊時間や滞在時間をふやしていく上でも、岩瀬牧場は本町において重要な観光スポットであると考えております。岩瀬牧場の観光資源としてだけではなく、歴史的・文化的資源として非常に価値のある施設であり、地域の有益な資源でもあります。歴史的な遺産でもある岩瀬牧場については、現在、民間企業が運営しておりますが、岩瀬牧場を地域資源として活用していくには、町や一企業のみでは限界がございますので、地域住民の皆さんにもっと興味を持っていただき、産学官、そして地域住民が連携して岩瀬牧場の活用について取り組んでいくことが必要と考えております。その中で、町行政としてサポートできる分について、関係団体と連携して今後も進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、ご答弁をいただきました。非常に重要な観光資源だということがあります。産学官、あるいは地域住民との連携を図りながら、そういったことで取り組んでいきたいということでもございました。相手はやはり民間企業でございますので、やはりその資本投下、その回収、あるいは利益重視という営利がかかわっております。

そこでお伺いいたしますが、岩瀬牧場の町営化ということは、町ではお考えになっていないのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問のありましたように、岩瀬牧場は民間企業で運営をしております。最近では、歴史資料館の修復や世界最古の量産型トラクターの復活、さらに80人が使用できるバーベキューファミリーテントの整備などを行って、大変話題となっております。日本初の国営牧場の伝

続を守りたいと、運営企業の頑張りにより昨年の売り上げは震災前の水準まで回復したと伺っております。

岩瀬牧場の町営化については、広大な敷地や施設を取得し、さらには事業運営するまでのことを考慮いたしますと、現在のところ町営化については考えておりません。しかしながら、一企業としての取り組み、企業努力では限界がありますので、先ほどの答弁でもお答えいたしました。町行政としてサポートできる分については、関係団体と連絡しながら引き続きサポートしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） そうですね、町営化といってもなかなかこれ、お金が絡む問題でございます。そういったことで町営化するには、私も金がかかるのであればちゅうちょしてしまうなというふうに考えております。ただ、譲渡ということになれば、これ話が変わるんじゃないかなというふうに考えております。実際、旧大信村ですか、あそこには民間で運営されていたゴルフ場が、今、白河市になりました。市でやっているというふうなお話も聞いております。そういった中であれば、その大信村のときは多分、町に譲り渡したというふうなことでお聞きしております。ですから、そういったことを考えましても、譲渡ということになれば、また話は変わるのではないかなというふうに考えますので、その辺、町として譲渡であればどうなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

岩瀬牧場さんが町に譲渡するというのであれば、当然これは積極的に考える部分かなと思っておりますけれども、そういった話はございませんので、いずれにしても今、町の田んぼアートの期間が長い、岩瀬牧場もあれだけ期間が長いと、そういう中ではお互いにその相乗効果を生かしながら、今は協力連携しながらしていくと。先ほど課長が言いましたように、量産型トラクターの復活ですか、そういった部分も含めて、まずは改めて手をかけているということですので、そういった現岩瀬牧場さんという関係にあった中で、これから連携をしていくと、そしてその中で譲渡があれば当然考えていくということで、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） ここで、相手もない場で町営化といってもなかなか、考え方はそういったことでお聞きしておいて、そういったことで若干交流がありまして、なかなかやっぱ

り企業としても運営は非常に大変だというふうな話は聞いております。そういった中でそういうお話があれば、執行としても研究、検討をいただきたいというふうに思います。

次に、産業振興についてお尋ねをいたします。

(1)の企業誘致に対して、震災以降これまでどのような対応をしてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

企業誘致につきましては、現在、町が所有している造成済みの工業団地用地はございませんが、工業団地内の民間利用地や駅東第1土地区画整理事業内の準工業地域について、県や町のホームページへ、さらにはリーフレットを活用し、県の企業立地セミナーや東京事務所などに情報を提供し、企業誘致活動を図っております。各工業団地内の民間未利用地や東部工業団地内の旧日本画材工業跡地などについては、県企業立地課や東京事務所を經由し、企業からの問い合わせもあることから、その都度情報提供に努めているところでございます。準工業地域については、駅東土地区画整理事業と進捗との兼ね合いがございますので、企業進出までまだ至っていない状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 以前から企業誘致に対しては、ほかの議員さんも質問していると思います。そのときの答弁は、やっぱりホームページやリーフレットでの情報提供ということしかやっていないかなというふうに考えております。はっきり言いまして、企業誘致に対しては震災以降、それほど力を入れて取り組んでいないというふうに考えられます。予算を見ても、企業誘致は工業団地の特別会計の中で10万3,000円でした、計上されているのは。そういったことで10万3,000円ということであれば、どういう企業誘致を図っていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

30年度予算等でも今後ご説明することになりますが、現在、企業誘致につきましては、既存企業を中心に支援をしつつ行っておりますし、さらには先ほど申したように情報提供なり、さらには企業立地セミナー等に参加して企業誘致活動をしているところでございます。

今後は工業団地等、そういうものを造成することが発生すれば、当然ながら積極的に企業

誘致活動、そして他県等の企業に出て情報発信をするなど、進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 特別会計の10万3,000円ですが、普通であればやる気があれば、一般会計の町づくり調整グループの予算で計上されるべきではないかなというふうに考えます。さらに現在、駅東第1土地区画整理事業内には準工業地域も確保されているんですね。そういったことを考えれば、既存のあいている団地なんていってもないんですよ、実際。ですから、そういったことで企業誘致を図って、早くあそこの準工業地域も工業団地にできるような考えを持たないと、はっきり言って駅東第1土地区画整理事業は、50年たっても完了することはないんじゃないかなというふうに考えております。そういったことで、企業誘致をもっと積極的に行うべきと思いますが、その辺、執行のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

企業誘致ということでありまして、まず1つには資金的な部分がございます。これは議員さんご承知と思っておりますけれども、我が町ではいわゆる郡山土地開発公社から借りて、いわゆる今のイオンがあるあの敷地を造成してきたわけなんです。今回、郡山土地開発公社を解散をしたいという、そういった申し出があつて、実際は解散はしなかったのですが、あつて、いわゆる去年、おとしですか、3億6,000万円の一括返済をいろいろな資金を財調も含めて返済をしてきたということでありまして。財調もつかったということでありまして、当然資金はなかなか余裕がないという状況であります。

それが支払いが一旦終わりました。そういう中では、今度そういったものにこれから戻しながら、資金を出す覚悟をしながら、そしてもう一つは先ほど言った郡山土地開発公社、これについては須賀川市長と私も含めて、まずあるものをなくす必要はないんじゃないかということで、郡山市長に掛け合つて、そんな関係から土地開発公社は残ったということでありまして。ですから、町がいろんなものを含めて活用する気になれば、活用できる状況にもなっております。ただ、先ほど言った資金は基金ですからよいではない、もう一つ、駅東については、今回実施名義は3工区しました。これはいわゆる健康福祉、町のために重点を置いたものにしていきたい、そういったものを確認しながら、3工区を伸ばしたいということが1つ。

もう一つ、その南側にある人口、こういったものについては、まさに都市がばらばらになる。これも合わせながら、都市をまずまとめたい。まとめておけば、町をまとめておけば必ずや、いわゆるその土地については問い合わせがあると。今の状況ではどうしようもない。そんなことも含めて、まずまとめたい。そして、その3工区以外についてもどのような意向、どのような方向も含めて検討していく。まずは土地をまとめたいと、そして、活用できない今の状況を克服していきたい。さらには、もう一つはそれ以外の部分で町内の中で、より開発の余地があるかどうか。それは当然県外からの企業誘致の状況もございませう。そんなことで対応していきたい。

もう一つ言わせていただければ、いわゆるこの震災の中において、ご承知のように我が町では企業立地補助金を活用して、これはあとで多分出てくると思うんですが、私は130人と思ったんですけども、今165人と書いてありますけれども、いわゆる既存の企業をしっかり守るということで、この企業立地補助金を活用しながら130人、165人、こういった新たな雇用も生まれているのも事実であります。そういったことで、既存の工業、いわゆる企業を離れないようにする、そういった引きつけておくことも大事な仕事ではないかなと、感じております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君。

〔6番 長田守弘君 登壇〕

○6番（長田守弘君） 今、既存の企業も守るということでご答弁をいただきましたが、確かに企業がなくなってしまったんでは、これは何ともしようがないということでございますので、なくなった分を補充するといってもすぐは補充できない、そういったこともありますので、企業誘致にも積極的にもうちょっと力を入れていただきたいなというふうに考えております。

福島県は震災以降、非常に人口減少が甚だしくて、今ワースト何番目というふうな状況にあります。そういったことを考えまして、今回渋滞もなくて、交通の便もよい。さらには緑豊かで牧歌的な環境があり、働くための企業もあって、非常にコンパクトで住みよい町であるということで、一連で質問をさせていただきました。

そういった少しでも、人口減少は我が町は少ないんですけども、逆に人口増加を図って、財政的にも非常に豊かな自治体だというふうに言われるような、そういった自治体を目指しての質問でございました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 6番、長田守弘君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 古川文雄君

○議長（渡辺定己君） 次に、4番、古川文雄君の一般質問の発言を許します。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 皆さん、こんにちは。4番議員、古川でございます。

3月定例会一般質問、今回はくじ運がよかったのか、3番目の質問順になります。といたしますのは、過去2回連続で大トリを務めさせていただきました。今回はくじ運よく3番目の登壇でありますので、そこまで皆さんをお待たせせずに済みました。ほっとしておるところでございます。

さて、3.11から間もなく7年目を迎える我々、いろいろなところから勇気をもらい、現在に至っておるわけではありますが、特筆すべきは4年前のソチ五輪、仙台出身の羽生選手の金メダルだったのではないのでしょうか。先ほど長田議員からもありましたが、2月9日から25日までの17日間の日程で、平昌で開催されました冬季オリンピックで金メダル獲得、しかも66年ぶりの連覇、さらには故障明けの決して万全とは言えない状況での金メダル獲得という、まさに漫画のような勝ち方で、我々被災地を初め、日本国中や世界中の人々に驚きと感動、そして勇気を与えてくれました。個人的には女子カーリングのそだねージャパンの活躍に、非常に興奮させられました。イギリスの最終戦、イギリスの最後の一投は、まさに解説者もあつと驚く、まさに奇跡の一投で、心底興奮したことを覚えております。

ご存じのとおり、日本代表選手団は過去最高となる13個のメダルを獲得しました。長田議員からもありましたけれども、小平選手、高木姉妹、平野選手、渡部選手、高梨選手、羽生選手、宇野選手、原選手、そして女子カーリングがメダルをそれぞれに獲得したわけでありましてけれども、女子の選手の活躍には目を見張るものがあり、実に8つものメダルを女子の選手が獲得しておりました。男女区別すること自体、ナンセンスなのかもしれませんが、女性が活躍する社会を象徴していると感じるのは、私だけではないと思います。今後、我が町でもますます女性に活躍していただくことを、そういうことを思いながら、通告に従い質問に入りたいというふうに思います。

初めに、1番の水田農業振興についての（1）の水稻の振興策についてであります。

遠藤町長はさまざまな会合などの挨拶の中で、町の面積の半分は農地であり、農業は町の基幹産業であると、農業が元気にならなければ町が元気になりませんと、そういった趣旨の挨拶をされており、私もまさにそのとおりであるというふうに思うところであります。そうした中、平成30年度からは国の米政策の見直しにより、主食米の生産数量目標、いわゆる減反が廃止になり、かわって生産数量の目安が示されたというふうに聞いております。

そこで、①についてでありますけれども、29年度の生産数量目標と30年度の実績の

目安の差がどの程度あって、減反達成、未達成であった場合、ペナルティー、あるいはインセンティブ、いわゆる出来高についてですけれども、この部分がどういうふうな違いになるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員の質問にご答弁させていただきます。

29年度と30年度の生産目標の、29年だと生産目標数量という形になりますが、30年は目安という形になります。29年ですと、当初地域間調整をする前ですと、米を、主食米をつくる面積としましては57.9%の主食用米の生産という形になりました。今回、目安という形になりまして、地域間調整も加わりまして、目安の生産数量としましては65.6%という形になります。29年度までは生産調整が達成していないと、米の直接支払交付金が受けられない。7,500円、一反歩当たり。そういうものがございました。ただ、30年からは米の直接支払いが廃止になりまして、そちらは30年産からなしという形になります。さらには地域間調整というものもなくなるという形で、30年度はそういう点が大きく変わっていくという形になります。

そういう意味では、今まであったペナルティーというものが30年産からは大きくないという形になります。ただ、ないからといって主食用米の生産が過剰になった場合には、当然ながら米価が下落するという問題も生じるということです。そういう意味では、町ともども国から示された全国の需給見通しや、県の示す生産数量の目標目安に基づきまして、今回、町のほうでも生産数量の目標も目安を設定させていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 米の直接支払交付金、そして水田活用の直接支払交付金の産地交付金、それと今、話ありましたように地域間調整も廃止となったというわけでございますけれども、この政策転換によって補助金、交付金の町の持ち出しが減額になるというふうに思われますけれども、これらは幾ら減額になるのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の持ち出しということでございますが、昨年まで、29年まで、今年度ですか、行っている米政策においては、全て国のほうから直接支払いということで、直接農家のほうに交付されるという関係で、町を経由した交付金ということでございません。ただ、それとは別途に

町のほうで水田農業の振興という形で、別途町単独事業として実施はしているところでございますし、そちらについても平成30年度も29年同様、予算額を確保しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今の話ですと、幾ら減額になるのかというのはわからないということですね。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁します。

個人の農家さんにはお配りしていた直接支払交付金、米のですが、こちら10アール当たり7,500円の交付金が交付されました。町内ですと133名に対して1,780万の直接支払交付金が交付されたところがございます。そういう意味では、そちらの直接支払交付金が廃止されるということによりまして、その分の農家への所得は減るとい形になります。しかしながら、国・県でも進めております、また町でも進めております水田を活用した直接支払い等については、引き続き産地交付金を含めてでございますが、それは引き続き活用されるということでございますので、そちらに取り組むことによっては、当然ながらそれを賄えるものの、交付金も受けられるという形になっています。そういうことで今のところやっておりますので、ご答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） それだけ農家に渡る金額がそれぞれに減額になると言えるかというふうに思いますけれども、農業振興を図る上で、減額されれば経営が成り立ちいかなくなったり、離農する方々がふえるというのは、至極当然の流れであるかというふうに思います。

そこで、②番になりますけれども、町として個別の農業経営に与える具体的影響を試算、または検討したのかについてお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の米政策に伴いまして、農家の受ける影響については、先ほど申したように直接支払いがなくなるということで、大規模農家については大変大きな影響を及ぼすものというふうに考えます。しかしながら、先ほど申したように、その他の経営所得安定対策は今後も継続

されるということでございます。その中でも国のほう、県のほうでも飼料用米を初めとした新規需要米の取り組みもさらに推進するというので、そういう意味では水田活用の直接支払交付金、さらには畑作物の直接支払交付金、産地交付金を活用することによって、引き続き所得の安定の確保には向けられるのかと思っております。

さらに来年度から、30年度からは町のほうでも飼料用米に転向の方に対して、町単独での助成を行うことで、現在検討しております。そういうもの各種交付金を活用しながら、農業経営の安定を図っていきたいと考えております。

さらには、当然ながら米価下落ということも考えられますので、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策、さらには平成31年から始まる収入保険制度などのセーフティーネットの加入も促進させていただきながら、技術提言を図っていただきながら、有効な手段として考えておりますし、その上で農業経営の安定を図っていきたいというふうに町のほうでも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 今、課長の答弁の中に多少なりとも影響があるというふうにありましたが、では、政策廃止に伴っての減収補填となる町独自の新たな取り組み、そしてそれによって新年度予算計上等は行われているのか、答弁願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

減収補填についての30年度の予算は、現在のところ予算の計上はしておりません。しかしながら、耕作放棄地がそのためにふえてくるということも予想されますので、そういう意味では農地再生プロジェクト事業を29年度は実施しております。その中で土地利用型の作物の転換も今後考えております。そういう意味では、なるべく経営の安定、さらには、水田を活用しながら農地等をして活用しながら、農業経営に取り組めるように支援をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 農業振興を本当に図るならば、やはり経営が成り立つということが絶対条件であるというふうにも思います。以前にも質問の中でもうかる農業、そういうのをテーマに質問をさせていただいておりますけれども、もっと農家に寄り添った対応をお願いし

たいというふうに思います。

続いて、(2) 油田計画についての①についてです。

以前、全員協議会で説明は受けておりますけれども、その後、現在までの進捗状況も含め、29年度の実施状況の総括をお聞かせいただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度の油田計画の状況でございますが、菜種やエゴマの栽培促進として現在進めておりまして、その中で鏡石油田計画として作成したところでございます。本年度の実施状況ですが、町内では現在、搾油用の菜種栽培農家がないことから、菜種栽培技術実証展示圃を町内2団体へ委託し、池ノ台と中町地内に設置したほか、町の未利用地の景観対策としてボランティア採用により東町地内に播種を行い、3カ所合計65アールほどを設置したところでございます。また、南町地域の有志の方の皆さんによりまして、油田計画にご賛同いただきました、約1ヘクタールの耕作放棄地に菜種の播種をしていただいたところでございます。ことしは例年より寒さが厳しいことから、心配な部分もございますが、来月4月の開花、そして7月の収穫、その後の搾油と期待を寄せているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） では、②の質問でありますけれども、今後の作業も残っておりまして、29年度の新規事業として展開された事業ですから、当然今年度も継続するというふうに思いますが、今年度の取り組み面積や今年度以降の取り組み方針についてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成30年度以降の取り組み状況、方針でございますが、菜種にかかわらずエゴマの栽培者については、町内でまだまだほとんどいない状況でございます。そういう意味では、当面は機械化による省力化や多収栽培技術の実証、さらには収益性を検証しながら栽培を促進し、毎年1～2ヘクタールの作付け増を目指し、作付け状況によっては機械導入も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。また、搾油された菜種油は、地域で生産された安心安全な菜種油として特産品化するのはもちろん、学校給食等でも活用し、使用した油については回収して燃料等で活用する、資源循環型社会を目指して寄与することも考えております。

なお、30年度の作付け予定でございますが、まず29年度に実際播種したところが、実際

今度は搾油という形になります。搾油の部分については、65アールについて搾油を行い、さらには引き続き菜種の作付け実証展示として、30アールを2カ所ほど予定したいと考えております。さらには、実証としましてはエゴマについて、機械化について実証を今後考えていきたいということで、約20アールほど考えているところでございます。

さらに、鏡石油田計画の作付けに対して助成を考えておりまして、今回、菜種の栽培につきましては、約2ヘクタールの作付けに対して助成を考えておるところでございます。さらに、菜種の収穫調整としまして、29年度で実施した南町地域につきまして、約1ヘクタールでございますので、そちらの収穫調整の助成も考えているところでございます。また、新たにエゴマの作付け助成として80アールほどを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 毎年度取り組み面積を拡大していく、目指す、そして機械導入も視野に入れ検討するという答弁をいただいたところでございますけれども、確かに人の力、いわゆる人力には限界があるので、当然、機械化そのものに異を唱えるものではありませんけれども、コンバイン1つとっても大変高価なものでございます。収益性を検証しながらというふうにもお話の中にもありましたが、投資したならば、当然ですけれども、回収しなければ事業として成立しないということは、言うに及ばないというふうに思います。事業着手に当たりまして、最低でも全体の青写真のものを作成して、その中で機械導入のいわゆる損益分点の設定などがあると思いますけれども、そういった計画をお持ちならば、公表できる範囲内でお答え願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど申したように、将来的には機械化していくことによって面積が拡大するというところでございます。当然ながら作付け面積を拡大させるためにも、機械化が必要になってくるという形で考えております。そういう意味では、国・県の補助事業を活用しながら機械化の導入をしつつ、当然ながら収益性の高いものから、収益性が上がるような形で商品化、6次化を進めていきたいというふうに考えております。まだそこまでの収支計算までは、現在のところできておりません。それについても随時収支計算をしながら、皆さんの農家が取り組みやすいような形で進めるように推進していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番(古川文雄君) そういった設定がないということでありましたけれども、もう一点お尋ねします。

今後の取り組み面積の拡大を目指すということでありましたけれども、その場合、集団的、要は一団で取り組むほうが、私は効果的ではないかというふうに思うんですけれども、どういったやり方で補助を選定していくのか、お聞かせ願います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長(根本 博君) 今、4番議員のおっしゃったように、面積を拡大するなら一団の土地のほうが当然好ましいということでございます。そういう意味では、先ほどの水田農業の改革とも平行するところがございますが、畑作物についても菜種やエゴマについても助成というものがございます。そういうものを活用しながら行いつつ、さらには賛同いただける方を募りながら、推進の協議会みたいなものを組織して、そういうもので進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(渡辺定己君) 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番(古川文雄君) この油田計画、農地保全、特産品の開発、6次化にも当然つながります。町民の方々の健康増進とさまざまな効果が期待できる、大変魅力のある取り組みだというふうに感じております。いろいろなクリアすべき課題は大変だというふうに思いますけれども、関係各所、連携を図りながら事業推進、または成功していただきたいというふうに思います。

次に、大きな2番の学校教育についてであります。

まずは1の学力調査結果についてであります。中、中学校2年になる私の娘も受けたと聞いておりますけれども、小学生と中学生を対象に実施された学力調査、その結果について町全体の総評と分析結果についてお尋ねいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成29年度の学力調査の結果につきましては、昨年11月に小学校5年生と中学校2年生で実施された福島県学力調査の結果をもとに申し上げます。

この学力調査では、目標値が設定されており、目標値は学習指導要領に示された内容について、正しく答えられると期待した児童生徒の割合となっております。この目標値と比較し

た本町の結果につきましては、小学生では国語は目標値より高く、書くことの伸びが見られました。理科は目標値とおおむね同じくらいでしたが、出題領域による点数のばらつきが見られました。算数は出題領域全般で目標値を下回っており、算数の基本事項の定着に課題があるということがわかりました。中学校では国語、数学、理科、英語、どの教科も目標値を上回っており、特に国語の話すこと、聞くことが高いという結果になりました。また、学力調査時のアンケートによりますと、小学生では課題がある教科の関心意欲が低く、中学生では全教科で関心意欲が高い傾向にあり、教科への関心が学力調査の結果にも反映されていると見ることができます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの教育長の答弁の中にありました、中学生では目標値を上回っている、そして小学生の算数が多少難ありという、そういった結果を踏まえまして、次の今後の学力向上策についてお尋ねいたします。

この学力調査では、正解回答者率が目標値と設定されているとのことでありましたが、正解しなかった子供たちをまずはどうするのか。特に算数、数学というものは、例えば家づくりに例えるならば、基礎、土台からしっかりつくらなければどうにもならないというような科目なのかなというふうに推測いたしますが、その土台になる小学校の算数で難がある。これは将来にわたる重要課題であるといっても過言ではないと思います。今後どういった対応をお考えなのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご質問にご答弁申し上げます。

今後の学力向上策としましては、次期学習指導要領を見据え、授業のポイントを示した福島県の授業スタンダードによる教師の指導力の向上と授業改善を図ってまいります。特に児童生徒の興味関心を高める取り組みを共通課題とし、授業時間内に演習の時間を設けるなど、「わかった」だけでなく、「できた」と言える児童生徒を育成してまいります。また、福島県の家庭学習スタンダードを活用して、児童生徒だけでなく、保護者にも周知徹底して自己マネジメント力、いわゆる自分で学習や生活を改善する力、この力の育成を仕掛け、特に解き直して覚える、このことを約束として家庭学習を進められる児童生徒も育成してまいります、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番(古川文雄君) 確かに授業で理解でき、完結できることが一番の理想型であるというふうに言えます。そういった意味からも、喫緊の課題といえる小学校において授業のこま数をふやすということはまず可能なのか。また、ふやした場合、先生にかかる負担というのは大幅に変化するのか。大まかな印象で結構ですので、お答え願います。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

28年度の小学校5年生というのが、一番時間がきつきの学年ということなので、小学校5年生の余剰時数が一番少ないと言われておりますので、その学年で例を出しながらお話しさせていただきたいというふうに思います。

国が求める各教科の時数は980時間、年間で求めています。28年度、第一小学校では5年生が1,006時間学習しております。第2小学校では1,005時間学習しております。つまり、日課表どおりに、時間割どおりに普通に授業を実施していれば、国が求めている各教科で実施しなければならない、いわゆる標準時数はクリアできるようになっています。インフルエンザであるとか、あるいは大雪とか台風とか、そういった自然災害によって学級や学校が二、三日休みとなっても、必要な教科時数は確保されています。その中で、繰り返しての演習やレベルアップの取り組みを深めていけるよう、教育委員会としては学校を指示しているところでございます。ちなみに、教職員の負担についてですが、普通どおりに行って、いわゆる26時間、25時間の大幅な増になっておりますので、負担は少ないかと捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番(古川文雄君) 教育の素人が言えることではないというふうに思いますけれども、子を持つ保護者の一意見として聞いていただければ幸いなんですけれども、やはり学力はあるにこしたことはないというわけで、一朝一夕に身につくものでもありません。それこそ小学校からの積み上げ、先ほど述べさせていただきました土台、あるいは基礎が大変重要だと認識しております。テストの順位がどうこうではなく、学ぶべきことをやはりきちんと身につけることが一番重要ではないかと思うところでございます。

余論ではありますが、大学の就活、エントリーが出身校だけで、もう既に振り落とされるというふうな話も聞いたことがあります。そういうことを踏まえれば、やはりなおさら学力が高いことにこしたことはないと思います。当町の子供たちの将来の、未来の可能性を

広げるためにも、高い基礎学力等を身につけられるよう、積極的な支援を要望して、この質問は閉じさせていただきます。

次に、3番の高齢者福祉についてに入らせていただきます。

最近1地区の老人クラブが解散したということを目にしました。また、会員数も減少傾向にあるというふうに聞いております。少子高齢化が進み、今後ますます高齢者が増加する流れに逆行するのではないかというぐらいの動向であるというふうに思いますけれども、実際のところはどうか。そしてその原因、課題についてどういうふうに分析しているのか、お聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

老人クラブはおおむね60歳以上の高齢者が身近な地域を基盤として自主的に参加、運営する組織で、会員同士の親睦、健康づくり、地域貢献などの活動を行っております。

当町の老人クラブ連合会については、平成29年4月現在、各行政区に11クラブがありまして、会員数が858名となっております。町社会福祉協議会で事務局を担当しております。昭和39年4月に町老人クラブ連合会が設立されて以降、会員数については年々増加してまいりましたが、平成15年の1,548人をピークに近年大幅に減少しております。

現在の課題としましては、60歳代の新規加入者が少ないこと、各地区の老人クラブで役員の引き受け手がなく、組織の維持に苦慮しているということが考えられております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） その老人クラブの課題に関しましては、今答弁いただいたことも大きな要因であるかと思えます。そこで私が考えるに、それ以外にも思い当たる節があるのですが、まず第1に老人クラブの老人という響きに抵抗がある。そして第2に、高齢化社会でありますので、場合によっては自分の親と子供が同時に在籍する可能性がある、そういったことに抵抗を感じる。それと第3に、それまでの社会では当然上位だった立場の方が、60過ぎになって一番下の立場になるということに抵抗を感じるのかなど、こういったことも要因の1つではないかというふうに思いますが、当局のご意見をお聞かせ願います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今ほどの議員のおっしゃりました3点につきましても、減少傾向の一因というふうにも事

務局のほうでは理解しております。なかなか親子世代で同時に加入するとか、会社組織とか、そういった上下関係を維持するのが大変難しいというふうな意識を持っている方もいるのかなということで、その辺についても今後のクラブ活動の参考として、反映させていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ぜひ検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

次に、（2）高齢者の外出機会の創出についてでありますけれども、やはり高齢者といえど、外出するとなると当然服を選んだり、女性であれば当然化粧をしたり、外出するのに心が弾むというか、そういった傾向が見受けられます。それに伴ってではないんですが、外出できるということは、当然元気で健康だということの裏返しだというふうに言えると思います。

町として元気な高齢者をふやし、それを維持するために外出する機会を創出する計画、考え等はあるのか、お聞かせいただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（関根邦夫君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の高齢者の外出機会の創出対策についてですが、高齢者になりますと老化によって体力が低下したり、疾患などで外出が自由ができない場合があります。外出や買い物が困難な高齢者については、利用の要件はありますが、町社会福祉協議会で運用しておりますお出かけ支援ゆうあいバス運行事業を利用されるなど考えております。また、体の事情で自宅に閉じこもり、周囲との関係が途絶えてしまう場合がありますが、町ではそのような高齢者への対策として、現在、行政区に住民主体のふれあいの場サロン事業を展開している最中であり、サロンに参加していただくことで高齢者が地域で孤立することなく、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ゆうあいバス、サロン事業等を計画して実施しているということでしたが、最近たまに聞く言葉が「高齢者にとって大切なのはきょうようときょういくです」というふうに聞いたときがあります。初めて耳にしたときは、やっぱり一般教養と学校教育を連想したわけでありましてけれども、その意味合いはそうではなく、きょう用事がある

「きょうよう」と、きょう行くところがある「きょういく」という意味だそうです。それを聞いて、なるほどうまいことを言うなというふうに思いましたけれども、確かに用事があったら行かなければならないところがあれば、外出することになります。町でも先ほど答弁いただきましたが、サロン事業等を積極展開しているということでありましたが、横断的な連携を図りつつ、高齢者が集う場や用事をつくっていただきたいというふうに要望しておきます。最後になります。

女性の活躍できる場の創出について、今後の町づくりにおけるさらなる女性の参加についてです。冒頭にも述べましたが、平昌オリンピックにおける女性の活躍は非常に素晴らしいものがございました。それとこれを結びつけるのはちょっとどうかというふうに思いますけれども、世の中の男性と女性としかいない中で、町における各種委員などへの女性の参画率を見ますと、まだまだ低いのではないかとこのように感じておるところでございます。極論、日本の人口における男女の構成比は男性48.67%、女性51.33%。当町の構成比も同じような割合で男性47.61%、女性52.39%と、人口割合からすれば5対5があるべき姿かとも思います。

今後、成熟した社会を目指し展開していくためには、女性目線であるからこそその意見が必要不可欠ではないかと思うところでもあります。今後、さらなる女性の参画について、どのような考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

平昌オリンピック、まさに女性が主役でした。また、町の老人クラブも多分女性が圧倒的だということでもあります。そういう中で、町づくりにおける女性の参画につきましては、町では平成11年6月23日に施行されました男女共同参画社会基本法に基づきまして、男女差別や必要以上の男女による分け隔てなく、さまざまな場面で生き生きと活躍できる各種団体や組織などで、行政計画の検討に当たっての女性参画を実施しているところでもあります。

また、具体的には町の総合計画を検討する際の町づくり委員会、ここにおいては25名中女性が12名、これに新年度オープン予定のまちの駅かんかんてらすの運営委員会では、20名中女性が6名、魅力ある町づくりを検討するためのいわゆる魅力ある町づくり実行委員会におきましては、19名中女性が6名。農業委員会、これも9名中女性が2名など、そういったことで各種団体、組織で多くの女性が活躍しており、町づくりに対し貴重なご意見をいただいているところでもあります。

また、新年度の予算におきましては、全国でも増加傾向にある女性農業者の活躍を支援するため、女性農業者活動組織育成事業を地域の事業として女性農業者同士の連携、積極的な

農業経営の参画、そして農業所得の向上、農業のイメージアップなどを図るための事業を展開してまいりたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 人口構成比からの5対5からしますと20分の4、19分の6、9分の2と、ちょっとかけ離れておりますので、その辺も検討していただきたいというふうに思います。

今、町長の答弁の中で農業分野での事業を新規展開予定ということでありましたけれども、まずは農業分野という位置づけにさせていただき、今後さらに対象を拡大していただきますよう、お願い申し上げます。

今回の一般質問では、町の将来を大きなテーマとして質問を構成させていただきました。元気な高齢者が生き生きと生活しながら、多方面で活躍いただき、女性目線の意見を取り入れた町づくりを展開しながら、農地とまたは農業を維持しつつ、農業を初めとし、多方面で活躍する未来ある子供たちに引き渡す。そんな流れを想像しながらの質問でありました。ぜひ検討していただきますよう重ねてお願い申し上げます。私の質問を終了させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の一般質問はこれまでといたします。

ここで議事の都合上、10分間の休議をしたいと思います。

休議 午後 2時18分

開議 午後 2時29分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、10番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） こんにちは。10番、今泉でございます。

3月定例議会、最後の質問になります。

けさほど新聞を見ておりましたら、我が鏡石町の消防団の記事が載っておりました。全国消防長官賞の旗を授与されたということで、大きく掲載されておりました。先日は団長であります小林勇雄氏が叙勲の栄を賜り、我が鏡石町の名前が新聞に出るということはいい

ことでありますので、うれしく思いました。

それと、振り返りますと今度の日曜日が3月11日、東日本大震災、そしてそれに伴って発生した事故の東京電力福島原子力発電所の問題がありました。大変なことが起き、この議場も天井のこのつり天が落ちたり、あるいは額が落ちたり、それから至るところにひびが入ったりして、大変悲惨な大震災でありました。あれから7年を経過して間もなく8年目に入ろうとしております。この8年間で振り返りますとたくさんのことがあり、そして多くの町民が震災の影響を受け、中には人生までもが変わった方も何人もおいでになられます。そういうふうなことを考えますと、我々町議会としましては、あるいは議員の一人としてはしっかりとした町づくり、それから町民の方々に喜んでもらえる地域づくりを進めなくてはというふうに、改めて心に感じているところでございます。

先ほども前の議員の方々からもありましたが、冬季オリンピックが先日終わりました。私が言おうとしたことを4番の古川議員が全部言ってしまったのですが、確かに羽生選手というのは2回のオリンピックで金メダル、それも12月のあの大けがから復帰して、見事に多くの国民を沸かせてくれました。それから、スピードスケートの小平選手、すばらしい姿を見せてくれました。自分が1番のスピードで走った後に、観客がその喜びを大きく喜んでいるときに、唇に人差し指を当てて、次走る韓国の選手の心を乱さないように静かにしてくれというふうな態度をとり、かつ全韓国民の期待を背負って500メートル1本に絞った選手の記録が2位であったことに対して心から慰めるという、日本人としてすばらしい姿を見せてくれたなと思いました。

また、カーリングにおいては負けても笑顔を絶やさず、そしておいしそうに赤いサイロやイチゴを食べている姿を見ると、ほのぼのとしたことが感じられ、その中で本橋選手を初め、カーリングの女子選手たち、その中で吉田選手が言った言葉が忘れられません。北見に帰られて最初マイクを持ったときに言った言葉が「常呂は何もない町だよ」と言いました。あの一言はすごく印象に残りました。私は何もない町でなくて、その町にカーリングという、あるいはオリンピックで銅メダルというのを選手の方々がもたらして、その波及効果が一気に、ふるさと納税が電話が鳴りやまないというふうな結果を生みました。やっぱり町民一人一人の参加、あるいは何もなくても、本橋選手が地元で1つのチームをつくりたいという思いや、それに賛同した町民、市民の方々があのようなすばらしい結果をつくってきたということは、町づくり、地域づくりは行政、あるいは議会だけじゃなくて、町民あって初めての町づくり、地域づくりになってくるんだなということを強く感じたところでございます。

そのほか、たくさんの選手の方々がいろんなステージで活躍してくれました。メダルを取れなくても、彼らは、彼女らは精いっぱい自分の力を出して、心残りなく頑張った選手たちであります。心からご苦労さまという言葉、私は年寄りとしてかけてやりたいなというふ

うに心より思っております。

そして、この3月、4月は町民の多くの方々が入学、進学、あるいは就職などで新たな人生を歩み始めるスタートの季節にもなっているのかなと思います。この新しい時代をつくるため、そして次の子供たち、若者たちの未来のために、我々は多くの点を議論し、かつ提案をして一歩前に進むべき鏡石町、福島県で一番小さな町、鏡石をしっかりと築いていく責務が、私どものこの議場の中には立ち込めていると思います。そういう思いを語りながら、あるいは心に誓いながら、通告に準じて一般質問に入らせていただきます。

まず、一番初めは駅東開発の進捗状況についてお尋ねいたします。

これは私が申すまでもなく、我が町最大の事業であります。また、平成に始まって計画された長年の懸案でもあります。この本体は駅東185ヘクタールという広大な面積が計画されていることは、皆さんも周知のことと思います。しかし、現在はその一部、4分の1ぐらいになります。第1区画整理事業として56.3ヘクタールの面積が、今我々は議論しているところでございます。その中には公共用地11.3ヘクタール、それから準工業用地が26ヘクタールと、そして道路や住宅用地が残りにあります。

このような、我が町始まって以来の大規模開発、かつ、次の町づくりに向けた大きな指針となる駅東でございます。今、30年を迎えて振り返ってみますと、長かったな、本来であればとうに換地処分まで終わっていきなかつた土地であります。関係者の地権者の方々には大変なご苦勞をかけて、あるいは相続税やら固定資産税やらご負担をかけて、今日の町づくりで我々はやっているのかなということを考えますと、早急な解決をやっぱりすべきだろうというふうに改めて感じております。

実は、けさの新聞ですか、月々4万円台で耐震プラス制震の家が買えるという広告が入りました。皆さんも見ているかと思いますが。この裏を見てみますと、一番上に東町第1という形で4号棟の広告が載っております。これだけではないです。最近、ここにはいろんな宅造の会社からたくさんの広告が入っておりまして、鏡石町東町全7棟、あるいはこれでも鏡石町1,780万は先ほどのあれと同じなんです、2,080万というふうに広告が入っております。このように、新しい住宅づくりがあそこで進んでいるところでございますが、この約第1工区、10ヘクタールの分譲開始が進んでおりますが、町が窓口となって販売している面積、この第1工区中どのぐらい実際のところ住宅地の面積としてあるのか。価格設定は評価額によって差があると思うんですが、これらは高いところと安いところ、どのぐらいの価格になっているのか。全部同一価格ではないと思います。

それから集合住宅もここで作られておりますので、集合住宅なんか、ひょっとしたら個人所有のものが販売されているのかなというふうにも感じております。そうすると、この個人所有の販売も実際あるのかどうか。もしあるとすれば、それらの面積と価格設定はどのよ

うになっているのか。把握されていることと思いますので、その点をまず第一点にお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業は、平成12年8月に福島県より事業認可を受けて、町が施行をしております。第1工区につきましては、約10ヘクタールを施行面積として平成26年6月に仮換地指定を行い、工事に着工をいたしました。土地区画整理事業につきましては、事業資金とするため、減歩で得られた土地の一部を保留地と定め、町が販売することになっております。第1工区には25区画、1万135平方メートルの保留地を計画しており、災害公営住宅として町が買い取った1区画3,658平方メートル以外に、24区画6,477平方メートルを1区画70坪から110坪で、町が窓口となり、一般に販売するというをしております。

保留地価格の設定についてであります。鏡石駅東第1土地区画整理事業施行規程第8条に、保留地の処分価格の決定方法を定めております。1、面積及び近傍類似の取り引き状況等を総合的に考慮し、評価委員の意見を聞いて販売する予定価格を定めるということであり、具体的には不動産鑑定による町内の市街化区域内の不動産取り引き事例調査から、第1工区の標準的価格を1坪当たり7万3,000円、1平方メートル当たり2万2,000円になりますが、に決定しまして、実際に販売する保留地単価は標準単価から、その位置、地形、形状等の補整を行い、評価委員の意見を伺いながら、販売単価を毎年度販売する時期に決定しているということであり、

また、個人の所有地につきましては、自己の利用や販売は各所有者の考えとなります。町で把握しているのは、第1工区全体で113区画、2万5,007平米余りであり、およそ1区画60坪から100坪に分割して販売されておりました。建て売りの住宅であったり、条件付きの土地販売であったりということから形態はチラシをごらんとおりいろいろな形態がありますが、単価につきましてはチラシなどの情報から坪当たり6万から8万円で販売されているという状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 町のほうは決めた値段、そして評価委員の当然のことながら、ここでご議論されて値段が決まるということですから、そんなに動きはないと思います。しかし、個人所有については、個人の方の基本的な価格の考え方はあるんでしょうけれども、売るとき状況によって、かなり動きが出てくるのかなというふうにも思います。先月の27日の新

間に県の固定資産税の評価発表がありましたね。これを見てもみると、鏡石は平米当たり1万23円、前年比4.6%アップしているということです。矢吹は平米当たり8,027円ということになりました。この場合、鏡石の基準地というんですか、この価格の発表となる場所はどこになっているのかということも、お伺いしたいところでございます。この矢吹の差を坪当たりにするると約7,000円近く格差が出てくるんですね。そうすると、100坪換算すると70万円の差が出ます。1つの住宅が100坪と簡単に換算すると、矢吹は70万円安く買えるというふうなことになります。

住む人の考え方、あるいは場所的なことはあるかもしれないんですが、同じ住宅地として見た場合に、隣町よりもかなり高い値段になってきているというふうになります、我が町の固定資産税の評価価格は。そうするとかなり、私は厳しい条件で矢吹と戦わなくちゃならないなというふうに感じたところです。ただ、ただいまの答弁にありましたが、個人所有地の販売で、売り急ぎが生じてくると安値販売も行われますね。集合住宅なんかは幾らぐらいで実際売っているかもわからないんですが、坪6万から8万というお話ですけれども、これは建物をつくった値段しかここには、建物も含めた値段ですから、私らの広告に出ているのは。そうすると幾らで売っているかというのは把握できませんね。

だから、そういう場合に私がここで心配しているのは、そのの部分に対する町の指導とか、あるいは評価委員会からの意見とかというものが、生かされないのかなというふうなことを危惧します。なぜかといいますと、我が町が今から20年以上前に販売したところの境の土地組合があります。これは当初17万で販売計画をしましたが、最終的に全部販売が終わりに近づく段階では、坪7万というふうに半分以下まで落ち込んでしまいました。これはバブルの影響とかいろいろあるかと思うんですが、このように負のスパイラルでどんどんお互いがダンプ競争みたいになってしまって、価格が下がり、工事費の捻出ができなくなって、町からもいろんな名目を出して3億円ほど境組合に交換金も含めて助成しましたね。こういうふうな大きい問題がまだまだ我々の頭の中には残っているわけです。

だから、このような場合、個人所有の販売については、町としてはどこまで指導できるか。あるいは町は工事費に、ここに最終的に60億ぐらいかかってしまうんじゃないですか、これからこの56町歩開発していくかと思うと。50億以上はかかりますよね、今までだっただけかなりの額をつぎ込んでいるわけですから。だからそういうふうな価格について、町はどこまで関与できるか。あるいは個人の方々に指導していけるのか。これは非常に難しいことかと思うんですが、その辺の対応をどうするのか、まず1つはお伺いします。

あとそれから、今、町が買っている11町3反の土地があって、今回いろいろそこに施設をつくりたいということで、町長も新しい計画をお持ちのようです。しかし、まだまだこの11町歩の中には空き地があって、前の議員のある方が言うておりましたが、鏡石百名山という

名前つけてありましたが、今はそれもかなり用途が利用されて平地になっております。

先ほど古川議員が質問された中で油田計画、あそこ田んぼですから、あそこに景観作物として、あいている土地には菜種をまけばよかったんじゃないのかななんて、私も感じたわけなんです、そうすれば周りに菜種の花が咲くきれいな景観がつくられて、今までクレームばかりだった雑草をどうするんだとか、景観が悪いとかというところから少しでも脱却するための方策の一観点で、この駅東開発の周りが花が咲いているとか何とかになれば、環境的な聞こえもよくなりますから、その辺をよくご検討する必要もあるんじゃないかなというふうにも思います。

あとそれから、工事を着手するころに大震災の浜通り地区、特に大熊町から多くの移住者が鏡石に見込まれるという発言が何名かの方からありました。大変期待をしておりました。鏡石に来てもらえるんだなと思って。ところがその実績は余り聞こえないんですね。余りというか全然聞こえないんです。私のいとこの者も鏡石を見たんですが、あそこではなというふうな、あの荒地を見た状態で、須賀川のおおぼ台に家をつくってしまったんですよ。なかなかこういうふうな、実は向こうから受け入れるための宣伝、これは町は何をやりましたか。被災者の向こうの原発、あるいは津波で住宅を失った方々が、こちらに住みたいという方々に我が町はどんなふうなアプローチをしましたか。何か全然聞かれないです。二本松や大玉ではかなりの住宅がそのことによって販売されて、住民が住み着いたというふうなことは伺っております。やっぱり町は大熊から来るんじゃないかな、浜通りから来るんじゃないかなというふうな予測でばかり言ったってしょうがないですから。実践、どのようにしてその方々を我が町に呼び込むだけの土壌をつくって、アプローチをして、そして来たらばこういういい点がありますよ、工業を誘致すると同じようなやっぱり心構えで、あるいは予算化をして、その方々が鏡石に定住するような施策というのが、今日までなかったと思うんです。

ですから、もう8年目に入りますから、今ではちょっと遅いかもしれないんですが、それらももっと見えるような施策を、執行はしっかりと考えていくべきであろうというふうに私は思います。更地にすれば売れるんじゃないかと、そこに住んでもらいたいというふうな気持ちで働かなければ、前には進みませんから。そういう観点から、やはりもっと鏡石町を宣伝して、いいことをアピールして、テレビで大賞を鏡石はもらったりもしていますが、やっぱりそれだけでは、田んぼアートありますよと言ったってだめだから。やっぱり住むにはそれだけの生活する裏づけがないと住めないというふうに思います。

あとそれから、早目にやっぱり必要なのはインフラの整備というか道路、水道、下水道、そういうやつの線を引いて、それでそれを造成していかないと、買う人はここにこういうものができるんだと図面で見せてもらったって、どこにできるんだかわかんない。今や第1工区が売れているというのは、現地を見て「ここに学校があるんだな、ここにこの立派な道路

があるんだな。こっちに幹線道路があるんだな」というふうなことがわかれば、自分としても平坦だし、穏やかだし、交通の便もいいし、鏡石のいい点が十分に理解されて、住宅の購入ということにつながってきていると思いますから、やはりインフラの整備をもっと明示して、あるいは看板を上げたりして、やっぱり進めるべきだと思います。

特に今回、消防署のところから北に向かって、鳥見山に行く道路に歩道をつくられるそうですが、その歩道もつくるだけじゃなくて、あれはメインの通りになりますから、あそこの一番の。ですから、やっぱり駅東のメインの通りとしてつくるのであれば、2車線化にするためもっと拡張して、そして安全性と、特にあそこは子供たちが鳥見山の体育館やらグラウンドなんか練習に通いますから、中学生とか。だからやっぱり今から、後から整備するんじゃないくて、歩道をつくるのであれば、同時に整備をやっぱり考えていく必要があるだろうというふうに私は感じておりますが、その辺、執行のほうの考え方を伺いたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克さんにお話しするんですけども、申し合わせ事項にいくと、質問方式は項目ごとに一問一答方式に行うと。今、4通り質問しました。都市建設課、産業課、町長、それから上下水道課と項目に皆わたっています。やはり、一問一答というふうに我が議会は決まっているものですから、この次はそうようにお願いします。

○10番（今泉文克君） 議長、あのね。一問一答というのは、私は駅東開発の、これをトータル的な話をしたんであって、それ、こういうやつどうするんだとか、ああするんだとかじゃなくて、駅東の中にこういうものを設置して、あの一体をやるべきだろうということを提案しただけであって、議長、ちょっとそれは……

○議長（渡辺定己君） 休議します。

休議 午後 2時59分

開議 午後 3時00分

○議長（渡辺定己君） 会議を開きます。

執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、私のほうからご答弁については、いわゆる大熊町の関係について申し上げようと思っております。

これにつきましては、当時、大熊町は駅東とちょっと違うかもしれませんが、そういう中で、大熊町については当初、災害公営住宅でできないかということで考えたところです。ただ、ご承知のように我が町で災害公営住宅について、いわゆる公民館とか成田のグラウンドとか、

そういった限られた用地であるということなんで、まずはそちらのことがしなかったということも第一点になります。そういう中では、いわゆる先ほど言った大玉等含めて、これについては浜のほうから避難された災害公営住宅もあったということも事実であります。そういった関連にいろいろおられたということでもありますので、その辺はちょっと理解をいただきたいなというふうに思います。

また、大熊の町長にも直接私は仮設の庁舎に行って話もさせてもらいました。でも、やはり例えば私も大熊の町長であるとするれば、わざわざ他の市町村に住民をやるという、こういった発想にはならない。やはりいかに大熊は大熊で、しっかりと住民を戻すかということでも最善を尽くすということではないかなというふうに思っております。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

ちょっと駅東と変わったんですが、そちらの件は担当課長から申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、1つ目であります。県が発表した基準地の場所ということではありますが、この点につきましては、こういう固定の1カ所ということではないということでありまして、私どものほうでは県が調査の上、発表したというふうに存じております。地価公示の場所とか、そういったところとまた違うものなんだろうなというふうに理解をしておりますということでございます。

2つ目の個人所有の方への土地の販売計画、価格等への指導ということが可能であるかどうかということではありますが、議員さんもおっしゃられましたが、大変非常に難しい、個人の資産に意見をすることでもありますので、非常に難しいということが事実であります。ただ、昨今の不動産の取り引きの状況を見ていく中で、評価委員さんの意見の中では、町は保留地にある程度の値段設定の中で、そういったことを含めた考慮をする必要があるというご意見もいただいておりますので、町は保留地の価格決定の中で、そういった意思表示をしているということも1つあるということでございます。

インフラ整備を早期に進めて、目に見える形で販売促進をしていくことが、事業の進捗にとって大切だというご意見であります。現在、第1工区が目に見える形で道路が整備されてきたということで、非常に注目を浴びているということでもありますので、新年度予算で計画をしていく予算の中でも、なるだけそういった姿が見えるように事業を組んでいくということが必要なのかなというふうに思います。そういったことで、職員は鋭意前に進めるべく職務に当たっておりますので、ご理解をお願いいたします。

そのインフラ整備の中で、消防署から先の歩道整備の延長線のところで、町づくりが大切だというような話もいただきました。全体計画の中では、そういった大きな構想の中で計画

が進められております。ご意見のようになるだけそういった目に見える形、将来像を見据えた中で事業を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） まだやるの。一問一答なんだよ。課がまたがるから、私言ったんですよ。一問一答というのは課がまたがってはならないんだよ。1つの問題に対して1つ答えるんだから。そうでしょう、私はそう思います。

○10番（今泉文克君） 議長はそう思っているけれども、あそこの景観を、56町歩の空き地の景観をよくするための施策だから、それも考えられないかというふうなことだから、そこで議長が答弁しちゃってはだめなの。

○議長（渡辺定己君） それはそのとおりだと思うんだけど、その質問を1回やって、それから次の質問とやったらどうでしょうか。

もう一回質問してください、その答弁に対しては。

○10番（今泉文克君） もう一回、その56町歩をどうするかということは何っているわけであって、ほかのことは聞いていないんだよ。ここの中にあのような話をしておいて、こうなんだと。景観作物として考えられないかというふうなことを聞いただけで、それを議長が……

○議長（渡辺定己君） 議長が答弁させないじゃなくて……

休議します。

休議 午後 3時08分

開議 午後 3時10分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま答弁が終わりましたので、10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） なかなか議事運営が難しいようですが、これはそうすると通告していないと、今度は質問したら出てくるんじゃないのか、この菜種については。だからだめですという話になってくるんじゃないの、そうなる。じゃ、それはいいわ。執行のほうでどう対応するか見せてもらうというふうなことで、それはやめます。今度はまた次から次とそういうふうな、通告がないからだめだとかということになるんだろうから、今の議長さんではね。

それでは、先ほど都市建設課長が県の固定資産税評価について、これは県が発表しているからわからないというふうなお話だったですね。これはとんでもないですよ。県が発表してわかんなかったら県に問い合わせ、どこを基準に発表しているのか、担当課が知らない。

町が知らないで新聞発表になっていて、それをそのまま流したらだめですよ。やっぱり裏づけだけはとっておいてくださいよ。どこだったからどうなんだなんていうことは言っていないです。やっぱりこういうのは県が発表したからわかんないじゃなくて、当然のことながら我が町の中のことなんですから、担当課長がわからなかったらば話にならないでしょう、これ。我々町民に聞かれたって、何もこれでは「この価格はどこからきているんですか」と聞かれたとき、この役場の周辺なのか、それとも市街化区域の一番外れのほうのところなのか、何を基準にしてやっているのかということが、話のしようがなくなりますから、それはしっかりと早急に把握して、次の機会に答えてください。

それでは、(2)番に入ります。9項目になるのかな、これは。

まず、これは準工業用地、確保されております駅東の中で。これは今度、工場誘致、先ほどこれは長田議員さんが質問されて、答弁しているからそれで終わりにになってしまうぐらいかもしれないんですが、私の視点からお伺いします。

まず、町長が説明の中でも当初言ったとおり、東京一極集中が拡大して、福島県は町と一番というふうな位置づけになっている。当然のことながら、この3月、4月は卒業者、あるいは進学者、就職者が首都圏とかそういうところに流れていって、私も毎週東京へ行っていますが、さすがに余りにも極端な差があり過ぎます。特に私は銀座周辺にいるものですから、よくこれほどの人が、鏡石のオランダ祭りのような人混みが休みのたびに、特に先週なんか土日は天気がよかったものですから人が出ました。あれだけの集中力があれば、何をやっても産業として成り立つ、あるいは地域が活性化するというふうなことを目の当たりにしてきました。

3月で学校が終わって大卒の方々がUターンして、鏡石町に戻ってくるというふうな話は余り聞きません。皆さん、聞いておられますか。ほとんどが向こうで就職して、先ほど長田議員が言いましたが、空き家ができてしまっているというふうな心配しておりましたが、全くそれが私の家も今、家内と2人です。あと5年たったら私がいなくてもいいかもしれません。そうすると家内1人になります。また5年たったら家内もいないかもしれないです。西光寺さんにお世話になっているかもしれないですからね。そうすると我が家も空き家というふうな形、これ本当の話だからね、なる可能性があります。というのは、若者が昔は学校終わればUターンという形でどんどん来たんです。なぜUターンしないのかというと、先ほどもありましたが働く場がないのです、鏡石町には。既存の会社は、もう人員はいっぱいいっぱいの状態でみんな運営しております。

やはりあそこに26町歩の準工業団地を設定した段階で誘致活動が始まっていなくちゃならないんです。それがことしの30年の予算を見てみると、ほんの微々たるもので、それらについては先ほどの答弁だと、そういうふうな企業誘致の説明会に参加しました、あるいは県の

ほうに要請しました。これは町長、やっぱりトップセールスじゃない。やっぱり担当課としては今、町長の命を受けて駅東だ、かんかんかんだとか言って、忙しくやっています。一生懸命になって遅くまで。そうするとやっぱりそれをフォローして、企業誘致をどうするんだというときには、やっぱり町長みずから出席、出ていかないとだめじゃないかな。やっぱりこれは私は町長の力不足だと思います。力不足、これはみんなの力が足りないからそうなったんだけど。

それで、今町長はわかんないかもしれないんですが、私らより上の方々はわかります。今から50年前に鏡石町に開発公社というのがありましたね。職員の方々はひもといわかっていられるかもしれないんですが、その大きい部分は杉林地区、町長のうちの前のほう、あそこに清水食品、私が働いていた会社なんです、それを誘致してその周りに住宅をつくる。そして鏡田には大池団地にワタナベ繊維を誘致して、住宅団地をつくるというふうな、住と勤務と2つを同じエリアでできて、その工場も従業員がそこから来る。それから働く者がそこにあるというふうな構想があったんですね。それでできたんですよ。これはすばらしい今考えてみると発想だったと思います、あの当時にとしてみると。やっぱり住むところと働く場というふうに、これがあったから。

鏡石は働く場をつくる土地は確保しました、駅東に。だけれども、そこには働く箱がないですよ。やっぱりこれはスポットでは土地はつくりました、企業来てくださいと言って、ここでお願いしますなんて言ってみたってだめだと思う。やっぱり外に足を出して、そして駅東開発の穴を埋めるのをどうしていったらいいかということ、日々、やっぱりいろんな企業と考えなくちゃならないんじゃないかなというふうにも思います。だから、このようなことを駅東のあそこに10年ですか、26町歩の面積を確保してからたっているわけですが、全然変わらないというのは寂しいものがあります。やっぱりこれは町はもっと積極的に、これに対しては取り組む必要性を強く感じておりますが、どのようなお考えであるかといっても、さっき答弁しているから同じ答弁しか出てこないのかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（根本 博君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業内の準工業地域26ヘクタールについては、進出希望の企業の要望に応じたオーダーメイド方式での対応として、企業誘致を行っているところでございます。しかしながら、駅東土地区画整理事業の進捗状況との兼ね合いもあり、企業誘致まで至っていない状況でございます。現在、第1工区の進捗も進み、住宅の建築が進んできており、工区内の景色も大分変わってきております。

今後、周辺地域の環境も変わってくると思われます。進出企業としては即効性を求めている部分もあり、オーダーメイド方式はリスクが少ない手法ではございますが、大企業が周到な進出計画にもとに対応することしかできません。一般的には地方に進出する企業の場合は、レディーメイドによる工業団地や受け入れ体制の充実も不可欠であると考えております。

今後この準工業地域のあり方、事業の進め方について、県内近隣市町村の工業団地の動向にも注視しながら、土地区画整理事業の進捗に合わせて、担当課と連携しながら引き続き誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足しますけれども、いずれにしても企業誘致ということと、第1工区の駅東の住宅区画整理事業、これは大きく関連しております、ご承知のように。そういう中で、いわゆる企業誘致については、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この震災の中では160名分の新たな雇用が生まれていること、あともう一つは大きな大手の企業が震災前230人が今は650人と、要するにそれだけの雇用はの中で生まれているということをまずご理解いただきたい。

もう一つは、これ4号線も含めてです、郡山、白河、こういった利便性をしっかりと図ること。いわゆる4号線4車化が早く図られる、これはいろんな意味で流通ができるということもあります。もう一つは先ほど言った、いわゆる町のほうでの企業のいわゆる東部じゃなく南部ですか、南部工業団地、あれについても投資をして、お金をかけて実際にやって、そしてやっと2年前にその借入金を返済、そういう実態がある。もう一つ、この駅東について言いますと、いわゆる56ヘクタールのうち、やっとこの震災の中にあっても29年度においてほぼ1工区が完了するということになったと。残るは残りということで、3工区をいわゆる起爆剤として、いわゆる南についてもしていきたい。

ただ、問題はそれをいかにまとめるかと、地権者の同意を得ながらまとめるかと、まず町の用地が1カ所に固まっていれば、いろんな面で交渉はできるわけです。今の区画整理という事業地内では、やはり地価が高いということも含めて、そんなもろもろのこともございますし、あとさらには水利の件、いわゆる調整池の関係、こういったことも含めてしっかりとやっていかなければならないという、そういった大きな課題の中に今あるということであります。例えば、企業誘致をいろいろ歩いても、まだその整備がされていない、または調整池の問題、いろんなことがかかわってくると、そういったものをクリアするにはどうするかということも、おわびしていかなければならない。そういったことを今、次の工区も含め、さらにその次の工区も含めて検討しているということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 残り時間がわずかになってしまいました。余計なことを言っているからかもしれないけれども、新企業誘致についてはまだまだそこまでいっていなかったと、幾つかの企業が拡大しているから、それで苦勞してきたというふうな答弁でございます。しかし、それは雇用の場があるというだけであって、私が言いたいのは、あそこに新しい企業が工場を設置してくれるのであれば、一番町長がわかるようにイオンがそうですね。来てくれていることによって固定資産税が入り、多くの面で町は潤って、借入金を返済したといつも町長は言われております。ということは、あそこに大企業なりあるいは工場ができれば、固定資産税とかそういうやつでプラスアルファができてきますから、むしろ私はあの土地は企業に来てくれるところがあれば、ただでもいいから寄贈して、そして工場をつくってもらって雇用の場をやってもらう。

そのぐらいのやっぱり町としてのアピールをしていかないと、今の時代、福島県に、そしてこの地方に来てくれる企業は少ないと思います。ですから、やっぱりそういうことももっと考えていかないとまずいんじゃないかな。まだまだクリアすべきことがたくさんあるからできないなんて言っていたんでは、もう本当にあと20年、30年かかってしまうと思うんです、現状の中から言うと。

だからその点をしっかりと見据えた企業誘致には力を入れることを強く私は求め、そして、鏡石の場合にはニプロがあってあれだけ大きい会社できて歓迎されております。医療の会社があれば医療の会社も、私はあってしかるべきだろうと。あれに関連したような企業に来てもらうとか、あるいは実は先日もテレビでやっていましたが、東京の杉並区が伊豆のほうに特老をつくりました。それでこれからの高齢者社会に向けた杉並区の高齢者のための施設を伊豆につくったというふうなことで、そんなふうにして我が町としてやっぱり高齢化が進みますから、あるいはほかの町の高齢者を受け入れてもいいですから、こういう特老のようなものをまた設置するとか、いろいろ方法は私なりに述べることができます。その辺を検討して、どんなふうな道がいいのか、やるべきことがたくさんあるかと思いますが、進めてほしいなというふうに私は強く感じております。

それでは、随分かかっちゃったけれども、大きい大項目2番の県中地区都市計画の対応についてお尋ねいたします。

これは前も何回か質問しておりますが、今から50年ほど前に制定された町づくりの県と国と鏡石の、しかしこれが今、足かせになっておりまして、町づくりでもできること、できないことが全部規制されております。やっぱりこれは早急に外して改善すべきだろうというふうに感じます。町内の多くの町民からも苦情が来ております。特に鏡田のほうでは多く聞か

れます。全然鏡田だけなぜ変わんないんだということが言われております。ですから、一番伸びていいはずの4号線沿い、かつ須賀川・郡山エリアに近いエリアの鏡田が全然、何十年も変わんないでそのまま今、これといった公共施設もない、そこの中で多くの方々から「おまえ一体何やってるんだ、町会議員のくせに」とよく言われます。やはりこういうことは、町づくりの中から考えると、この県中地区都市計画の除外、これをまずすべきだろうというふうに思いますので、それを除外する気があるかどうか、執行のほうにお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫正信君） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町は昭和45年に県中都市計画区域に編入されまして、市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる線引き都市計画となっております。県中都市計画は県が決定者であり、都市計画の基本方針は県が定める県中都市計画マスタープランに線引きが位置づけをされているところであります。

町では、第5次総合計画に都市計画における施策の基本方針として、市街化区域と市街化調整区域の区分を基本的に堅持し、市街化区域における都市基盤の促進、市街化調整区域における農地や樹林地の保全を図ることを目標としております。

町づくりといたしましては、都市計画事業により街路、公園、区画整理事業などの整備を図ることで無秩序な開発を抑制し、鏡石駅と国道4号を中心とした良好な市街地を形成してまいりました。

なお、市街化区域、市街化調整区域における土地利用の規制につきましては、都市計画法で定める開発許可制度の中で、厳しい立地基準となっており、ご不便をおかけしているのは承知しております。都市計画編入から48年経過しておりますので、県に対してこの開発許可制度の緩和について、強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） たくさんの整合性がなされていないというのが、我が町の都市計画でございます。開発許可制度等の言葉も出てきておりますが、特に私が感じている点は、下水道エリアとそれから住宅エリア、このエリアが下水道が全体的には452ヘクタールの流域面積を今計上しており、最終全体的には651ヘクタールということになっていきます。しかし、その中に市街化区域の面積というのは幾らぐらいあるのか。そして、それらに基づいて町としては開発許可制度をどんどんやる気があるのか、あるいはこの県中地区都市計画から除外するための働きかけはしてきたのか。あるいは今後する気があるのか、それをお尋ねいた

します。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、この市街化区域から除外していくのかと、そういうことなんです、私はこの鏡石町がこのように発展したと、コンパクトにできたということは、やはりこの都市計画区域に入っておって、それなりのいわゆる土地の補助そういったものが入ったことによって、駅を中心として半径1.5キロメートルに75%の世帯、71%の人口があるということは、県内にも多分ないんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、今後もこの市街化調整、市街化区域について、いわゆる除外するという事は、私はないというふうに思っております。

ただ、残念ながら48年市街化区域を設定しておいて、残念ながら当初から都市計画税を課税をしなかったということに関しては、私は大変残念だと。ただ、今ここでどうするという事は、今申し上げられませんが、この都市計画税を課税しておいたならば、もっともこの町は発展したというふうに私は思っております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君。

〔10番 今泉文克君 登壇〕

○10番（今泉文克君） 県中都市計画は除外しないというふうな町長の考えですね。確かに町長うちの付近が市街化区域になって、たくさん住宅があるからそれでいいのかもしれないんですが、市街化区域の外の方々の思いというのは、全然町には理解されていないというふうに、私は今強く感じました。それで、鏡田地区も4号線と旧4号線の間が市街化区域に編入されましたが、あそこに道を1本通すというふうな話がありましたが、それが通っておりません。非常にこれが地域の方々からも大きなクレームが出ております。それは通す気があるのかどうか。それから、旧国道の東側について……以上です。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 答弁申します。

今、議員さんがおっしゃられた、私のところが市街化区域になったからという話で、私がしたわけではありませんので、そこは間違えないようにしていただきたいというふうに思います。ただ、今議員さんがおっしゃられたことは、私もそのとおりだと感じてはおります。ですから、そういう中でいかに開発ができるのであれば、地区計画も含めて、これは当然のことでもありますので、あともう一つ、市街化区域においては調整区域があります。例えば、

住宅が跡取りがいなくて、それを売買したい、そうすると同じくできないんでね、今は。そういうことを含めて、この今の都市計画の細かい見直し、そういうものについてはやはり国・県に要望しながらやっていくことかなと、そのようなことを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 10番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす3月7日から3月15日までの9日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす3月7日から3月15日までの9日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

第 3 号

平成30年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成30年3月16日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 3 発議第 22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
産業厚生常任委員会委員長報告
- 日程第 4 平成30年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員会委員長報告
- 日程第 5 発委第 1号 鏡石町議会基本条例の制定について
- 日程第 6 発委第 2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
議会改革特別委員会委員長提出
- 日程第 7 請願・陳情について
各常任委員会委員長報告
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第 9 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第10 決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

追加日程第11 意見書案第12号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書(案)

意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書(案)

出席議員(12名)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 小林政次君 | 2番 | 吉田孝司君 |
| 3番 | 橋本喜一君 | 4番 | 古川文雄君 |
| 5番 | 菊地洋君 | 6番 | 長田守弘君 |

7番 畑 幸一君
9番 大河原 正雄君
11番 木原 秀男君

8番 井土川 好高君
10番 今泉 文克君
12番 渡辺 定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------------|---------|----------------|---------|
| 町 長 | 遠藤 栄作君 | 副町長 | 小貫 忠男君 |
| 教育長 | 高原 孝一郎君 | 総務課長 | 柳 沼英夫君 |
| 参事兼 税務町民課長 | 吉田 賢司君 | 福祉こども 課長 | 関根 邦夫君 |
| 健康環境課長 | 菊地 勝弘君 | 産業課長 | 根本 博君 |
| 上下水道課長 | 吉田 竹雄君 | 都市建設課長 | 小貫 正信君 |
| 教育課長 | 角田 信洋君 | 会計管理者 兼室長 | 長谷川 静男君 |
| 農業委員会 農事務局長 農事務局長 | 柳 沼和吉君 | 教育委員会 委員長 | 力丸 次雄君 |
| 農業委員会 農事務局長 | 菊地 榮助君 | 選挙管理 委員会委員長 | 大河原 八郎君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------------|-------|-----|-------|
| 議会事務局 局長 | 小貫 秀明 | 副主査 | 藤島 礼子 |
|-------------|-------|-----|-------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎追加議案の報告

○議長（渡辺定己君） 初めに、追加議案1件が提示されておりますので、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

6番、長田守弘君。

〔議会運営委員長 長田守弘君 登壇〕

○6番（議会運営委員長 長田守弘君） おはようございます。

それではご報告いたします。

第11回鏡石町議会定例会議事日程（第4号の追加1）平成30年3月16日金曜日、午前10時開議。日程番号、件名の順でご報告いたします。

第1から第9におきましては、先日ご報告のとおりであります。

追加議案として、日程第10、決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議について。

以上、ご報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 議会運営委員長の報告のとおり、追加議案1件を本日に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、追加決議案1件を本日に追加して審議することに決しました。

本日の議事は、議事日程第4号の追加1により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第177号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） おはようございます。

それではご報告申し上げます。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

議案審査報告書。

本委員会は、平成30年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

開催月日、平成30年3月8日。開議時刻、午前9時56分、閉会時刻、午後3時46分。出席者、委員全員。開催場所、議会議室。

説明者。福祉こども課、関根課長、緑川副課長、須賀副課長、北畠主任主査、舘川主任主査。

付託件名。議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

審査結果。議案第177号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第177号は、担当課（福祉こども課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第177号 鏡石町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第178号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） ご報告申し上げます。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

議案審査報告書。

本委員会は、平成30年3月5日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成30年3月8日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後3時46分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、柳沼課長、面川副課長。産業課、根本課長、小林副課長、真壁副課長。

付託件名。議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定について。

審査結果。議案第178号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第178号は、担当課（産業課、総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第178号 鏡石まちの駅の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎産業厚生常任委員長報告（発議第22号）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、産業厚生委員長の報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） ご報告申し上げます

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

発議審査報告書。

本委員会は、平成30年3月5日付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成30年3月8日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後3時46分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。提出者、2番、吉田孝司議員。総務課、柳沼課長、面川副課長。健康環境課、菊地課長、矢部主幹兼課長。

付託件名。発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

審査結果。発議第22号は、否決すべきものと決した。

審査経過。発議第22号は、発議提出者及び担当課（健康環境課、総務課）の意見、説明を求め審査した結果、全会一致で否決すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま発議第22号に関して、産業厚生常任委員長から委員会審査についての報告があったところであります。その審議の経過についてご質疑を申し上げたいと思います。

先ほど、審議の中においては総務課及び健康環境課の職員の同席を求めて意見並びに説明を求めたというような話をいただきましたけれども、どのようなご意見、ご説明があったのか、またそれについては委員側からどのような質疑があったからそのような意見、説明があったのか、その辺の審議の経過についての説明を求めたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

まず、審査経過につきましては、所管からの意見徴取、当該施設以外の公共施設における政治家活動の可否について、提出議案の条例の審査について、それと過去に開催した個人演説会について選挙管理委員会より説明を受け、その内容について委員会で審査いたしました。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

2番、吉田孝司君の討論の発言を許します。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 私からは、委員長報告が否決すべきものということに対しての反対討論であります。

先ほど委員長から委員会報告の中で、委員会質疑の中では意見、担当課の職員の説明を求め、また全会一致で委員の中では否決という結果に至ったということをお聞きいたしました。

過去においても、私もこの場所を利用させていただいて政治活動を行っている、行いたいと思ったこともありましたけれども、なかなかその条例等で抵触するということでそれがかなわなかったということもございます。また全国的に見ましても勤労青少年ホームというのが全国的にあるようですけれども、ほとんど、いろんな施設、私も条例見ましたけれども、政治活動を許可していない施設はほとんどない状況だというふうに認識しております。そしてまた、公の施設でありますから、確かに過度な状況を逸脱するような政治活動であればそれは許可されないというののもあってもいいのかなと私は思いますけれども、しかしながら、やはり公共施設をいろいろな方のためにいろいろな目的のために利用させるというのが原則だと私は考えておりますので、私が提案したとおり、そして委員長報告に反対意見という立場から討論させていただきました。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、委員長報告に対し賛成の討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

発議第22号 鏡石町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は、否決すべきものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は、否決されました。

◎予算審査特別委員長報告（平成30年度鏡石町各会計予算審査について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

日程第4、平成30年度鏡石町各会計予算審査について、議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算から、議案第211号 平成30年度鏡石町浄水場事業会計予算までの11件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第201号から議案第211号までの11件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

5番、菊地洋君。

〔予算審査特別委員長 菊地 洋君 登壇〕

○5番（予算審査特別委員長 菊地 洋君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成30年度各会計予算審査特別委員会委員長、菊地洋。

平成30年度各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成30年3月5日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順でご報告いたします。

平成30年3月9日。午前9時57分。午後4時28分。委員全員、議長。議会会議室。

平成30年3月12日。午前9時57分。午後4時16分。委員全員、議長。議会会議室。

平成30年3月13日。午後1時。午後3時20分。委員全員、議長。議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、各課長、各課副課長、各担当職員。

付託件名。議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算。議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算。議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算。議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算。議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算。議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算。議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算。議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算。議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算。議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算。議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算。

審査結果。議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算については可決すべきものと決した。議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につい

ては可決すべきものと決した。議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算については可決すべきものと決した。議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算については可決すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各担当課長、各担当副課長、各課担当職員に説明を求め、各会計ごとに予算審査を行った。

議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は挙手全員により可決すべきものと決した。議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算は異議なく可決すべきものと決した。議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算は異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりです。

意見なし。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算について、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論なしと認めます。

次に、法案に賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第201号 平成30年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算についての討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第202号 平成30年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第203号 平成30年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第204号 平成30年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第205号 平成30年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第206号 平成30年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第207号 平成30年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第208号 平成30年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第209号 平成30年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第210号 平成30年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算について討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第211号 平成30年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、発委第1号 鏡石町議会基本条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、11番、木原秀男君。

○11番（議会改革特別委員会委員長 木原秀男君） 議会改革特別委員会委員長、木原秀男でございます。

ただいま上程されました発委第1号 鏡石町議会基本条例の制定について、提案の趣旨説明をいたしたいと思っております。

それでは、議案書1ページをごらんください。

平成29年9月定例会におきまして、議会改革特別委員会を設置し、全8回にわたり委員会を開催し、鏡石町議会基本条例の制定に向けて調査、検討をしております。

地方分権と地方自治の時代にふさわしい、町民と身近な意思決定機関としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めていることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とした鏡石町の持続的で豊かな町づくりの実現に寄与するため、この条例を制定するものであります。

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに鏡石町議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものであります。

3ページをごらんください。

次に、提案いたしました条例の内容について主な概要を申し上げます。

本条例は、前文と全7章からなる本文30条の構成となっております。

前文の前段は、2元代表制のもと、議会の役割を表記しており、後段は、条例制定の趣旨と町民に信頼される議会を築くよう努めることを表記しております。

第1章、総則においては、第1条の目的は、本条例が発揮できる内容の概要を示し、制定の目的を明らかにしております。

4ページをごらんください。

第2条の定義は、町民及び町についての定義を定めております。

次に、第2章、議会の活動原則においては、第3条は、町民に親しみ、関心を持たれる開かれた議会運営のための5つの活動原則を定めており、第4条は、委員会の活動を明らかにしております。

次に、第3章、議員の活動原則においては、第5条は議員の活動原則について3つの原則を定め、第6条は会派の結成と役割について定めております。

5ページをごらんください。

第7条は、5つの政治倫理基準を定め、議員はそれぞれを遵守しなければならないとしており、第8条は、その基準を遵守する者への誓約書の提出義務を定めております。

第9条は、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員がある場合、町民及び議員が議長に対し、審査の請求ができること及び請求された以降の議長の処理、広報について定めております。

第6ページをごらんください。

第10条は、政治倫理審査会の設置について、第11条は、審査会の組織について、第12条は、審査会の会議について、それぞれ定めております。

第7ページをごらんください。

第13条は、審査会の委員の守秘義務等についてを定め、審査対象となった議員の審査会議の審査への協力の義務を、そして第14条では、審査対象議員の協力義務、第15条では、釈明の機会の付与を定めております。

第16条は、審査会から審査結果の報告を受けた後の議会及び議長の措置を定め、第17条は、審査対象となった議員からその報告に対する意見書を提出できる旨及びその意見書を公表する旨を定めております。

次に、第4章、議会と町民の関係においては、第18条は、町民の参加及び町民との連携について定めております。

8ページをごらんください。

地方自治法に規定されている公聴会等参考人の制度を活用し、町民の意見や専門的、政策的見識を議会の討議に反映させることや、町民の請願、陳情を政策提案と位置づけ、請願者の意見を聞く機会を設けることなどを定めております。

第19条は、議会議員としての説明責任を果たし、町民との信頼関係を構築し、多様な町民の意見を聴取する場として議会報告会を開催することとし、開催方法については別に定めるとしております。

次に、第5章、議会と行政の関係においては、第20条は、議員と町長及び執行機関の職員の間を定め、常に緊張関係を保持するため、本会議における一般質問の一問一答方式や、議員の質問に対する町長の反問権について定めております。

第21条は、議会審議における論点情報の形成について定めております。

9ページをごらんください。

第22条は、予算及び決算における政策説明資料の作成について定めております。

次に第6章、議会の機能強化においては、第23条では、議会の合意形成について定めており、第24条は議員定数及び議員報酬について改正する場合の理念などを定めております。

第25条は、議員研修の充実強化について定めております。

10ページをごらんください。

第26条は、議会広報・広聴の充実について定めております。

第27条は、災害発生時の対応について町長等と協力し、総合的かつ機動的な活動が図られるよう体制整備に努めることとしており、第28条は、議会事務局の体制強化について定めております。

次に第7章、他の条例との関係及び見直し手続においては、第29条、議会に関する条例事項は、この条例との整合性を図ることと定め、第30条は、見直し手続として条例の定期的な検証と随時の改正について定めております。

最後に附則として第1条は、この条例は、平成30年4月1日から定めて施行することとしており、第2条では、施行に当たっての経過措置を定めております。

12ページをごらんください。

第8条で提出義務を規定している誓約書の様式について定めております。

以上、鏡石町議会基本条例の制定について、趣旨説明を申し上げました。

これからの議会がこの新しい条例のもと、町民に開かれた議会、信頼される議会、そして町民の信託に的確に応える議会と進化させていくことを全議員の皆様と確認し合い、ここに議会基本条例の制定について全議員からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発委第1号 鏡石町議会基本条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、発委第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員会委員長、11番、木原秀男君。

〔議会改革特別委員会委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（議会改革特別委員会委員長 木原秀男君） 議会改革特別委員会委員長、11番、木原秀男でございます。

ただいま上程されました発委第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定に

ついて、提案の趣旨説明を申し上げます。

それでは、議案書13ページをごらんください。

この度の改正は、先ほど可決いただきました鏡石町議会基本条例第20条第1項第2号で規定している町長からの本会議における議員の質問に対する反問権について、議会会議規則第57条第5項で既に規定しておりまして、削除する必要が生じたので、この規則を制定するものであります。

鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則。

鏡石町議会会議規則（昭和42年鏡石町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第57条第5項を削る。

附則としてこの規則は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上、鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について趣旨説明を申し上げます。

先ほどと同じく、全議員からのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発委第2号 鏡石町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質

疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に対し、まず初めに陳情第14号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情」について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔総務文教常任委員長 木原秀男君 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 木原秀男君） 平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

総務文教常任委員会委員長、木原秀男。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成29年12月11日付、付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定によりご報告申し上げます。

記。

開催月日、平成30年3月8日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午前11時44分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。総務課柳沼課長、橋本主幹兼課長。

付託件名。陳情第14号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情」について。

審査結果。陳情第14号は、継続審査すべきものと決した。

審査経過。陳情第14号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

意見なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第14号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情」について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第14号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は継続調査とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり継続調査とすることに決しました。

次に、陳情第15号 「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出を求める陳情」について及び陳情第16号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」についてを産業厚生委員長より一括報告を求めます。

4番、古川文雄君。

〔産業厚生常任委員長 古川文雄君 登壇〕

○4番（産業厚生常任委員長 古川文雄君） ご報告申し上げます。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

産業厚生常任委員会委員長、古川文雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成30年3月5日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、平成30年3月8日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後3時46分。出席者、委員全員。開催場所、議会議室。

説明者。福祉こども課、関根課長、緑川副課長、須賀副課長、北島主任主査、館川主任主査。産業課、根本課長、小林副課長、真壁副課長。

付託件名。陳情第15号 「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出を求める陳情」。陳情第16号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」について。

審査結果。陳情第15号は、採択すべきものと決した。陳情第16号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第15号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で採択すべきものと決した。陳情第16号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上、報告といたします。

- 議長（渡辺定己君） これより委員長報告に対する一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第15号 「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出を求める陳情」についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第15号 「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書提出を求める陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第16号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第16号 「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

- 議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会の所管事務調査を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎決議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） 2番議員の吉田孝司でございます。

ただいま上程されました決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議につい

て、議案趣旨をご説明申し上げます。

議案書をごらんいただければと思います。

平成30年3月6日に私吉田によって行われました一般質問におきまして、税に係る個人情報漏洩が町当局から第三者に漏洩された可能性があるにもかかわらず、その最高責任者である町長がこれまでに内部調査を行うこともなく、また、今後もその意思がないことが明らかになった。その道義的責任は非常に重く、さらには、「地方自治法」とありますが「地方公務員法」の誤りです。地方公務員法及び地方税法、鏡石町個人情報保護条例等の関係法規に抵触する違法性が極めて高いと判断されるに至ったことから、地方自治法第100条により議会に与えられた権限である調査権を発動すべく、特別委員会を設置して、当該事項に関する調査を行うものであります。

議案書の2ページ目をお開きいただければと思います。

議案に従いましてご説明申し上げます。

税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり、税に係る個人情報漏洩の調査を行うものとする。

1、調査事項。

(1) 税に係る個人情報漏洩に関する事項。

(2) その他、(1)の事項に関連して調査が必要となる事項。

2、特別委員会の設置。

本調査は、地方自治法第109条及び鏡石町委員会条例第4条の規定により、委員11名で構成する税に係る個人情報漏洩に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3、調査権限。

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を、税に係る個人情報漏洩に関する調査特別委員会に委任する。

4、調査期限。

税に係る個人情報漏洩に関する調査特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費。

本調査に要する経費は、議会費の中から支出する。

以上、決議する。

平成30年3月16日。

福島県岩瀬郡鏡石町議会。

以上、上程させていただきます。皆様方、慎重審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、古川文雄君。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） 4番、古川でございます。

ただいま上程されました決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議について、質疑させていただきます。

決議案についてであります。2の特別委員会の設置の中で、委員会は11名で構成するというふうになっておりますけれども、具体的には議長を除く議員11名のことであるのか、それと、またその11名とした根拠についてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま、4番、古川議員からご質疑があった件について、ご答弁申し上げたいと思います。

2の特別委員会の設置の中におきまして、議員11名の構成でありますけれども、特別委員会を立ち上げる際は、原則として議長は委員にならないということになっておりますので、本鏡石町議会は12名で構成されていると、その中において議長を除く11名だということになります。古川議員が前段でおっしゃった内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 4番、古川文雄君の再質疑の発言を許します。

〔4番 古川文雄君 登壇〕

○4番（古川文雄君） ただいまの答弁ですと、特別委員会条例にのっとっているということですが、再質疑させていただきます。

違う質問になりますけれども、趣旨説明の中で、税に係る個人情報が当局から第三者に漏洩された可能性にもかかわらずというふうにありますけれども、その可能性というのは何をもちってその可能性があるかと判断されたのか、具体的な根拠をお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 再質疑の答弁を求めます。

2番、吉田孝司君。

〔2番 吉田孝司君 登壇〕

○2番（吉田孝司君） ただいま古川議員、4番議員から再質疑がありました件についてご説

明申し上げたいと思います。

私の書きました趣旨説明の1行目から2行目にかけて、税に係る個人情報町当局から第三者に漏洩された可能性があるにもかかわらずということをございます。これにつきましては、私の一般質問の中でやらせていただいた内容になりますけれども、議会の中でも全員協議会、あるいは本会議等でこういったことが既にいえる議題になったということで、皆さんご理解いただいていると思います。また、町内におきましては、いろいろなビラ等々の配布もあって、皆さん方もよくご理解いただいているというふうに思います。

先日一般質問の中で、町長から反問権という形で、私がビラを配って、それが逆に町民に知らしめたのではないかとというような趣旨の発言もあったわけではありますが、しかしながら、それに先立ちまして数々の町民がそういったことを言っているということが私の耳に入っておりますので、議会の中でもそういったことも踏まえ、なおかつそれに基づいて私が書いたことも踏まえるかもしれませんが、議会の中で、全員協議会の中でそういったことに関する審議が行われ、最終的にはそういったことによって、ある議員に対する議員辞職勧告決議案までされたわけであります。従いまして、同意されたという定義はなかなか難しい。しかしながら、可能性は幾らかではあるのではないかと、1%でも2%でもあるのではないかと。そういう中において、その可能性をないと、なかなかゼロを証明するのは難しいではありませんけれども、しかし、可能性があるものについては、しっかりと調査して、できるところまで調査してそれを示すのが我々議会の役割じゃないのかなというふうに考えておりますので、こういった書き方をさせていただいたわけであります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより決議案第7号 税に係る個人情報漏洩の調査に関する決議についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立少数]

○議長（渡辺定己君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

ここで、意見書の配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時09分

開議 午前11時10分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、日程第11として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、日程第11として議題とすることに決しました。

◎意見書案第12号及び第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、意見書案第12号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）、意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の2件を議題といたします。

提出者から意見書（案）第12号及び第13号についての説明を求めます。

4番、古川文雄君。

[4番 古川文雄君 登壇]

○4番（古川文雄君） ご報告申し上げます。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第12号。

待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）。

2015年子ども・子育て支援新制度実施以降も待機児童は増加している。

国はこの解消を3年先送りしたが、待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備はまったなしの課題である……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（古川文雄君） はい、朗読省略、まとめさせていただきます。

1、待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画をたて、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。

2、保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月16日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

財務大臣 麻生太郎様。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

文部科学大臣 林芳正様。

内閣府特命大臣（少子化対策） 松山政司様。

衆議院議長 大島理森様。

参議院議長 伊達忠一様。

以上であります。

次に、最低賃金のほうを報告いたします。

平成30年3月16日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、古川文雄。

賛成者、鏡石町議会議員、木原秀男。

賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第13号。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保証するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃

金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この……

〔「朗読省略」の声あり〕

○4番（古川文雄君） はい、まとめさせていただきます。

1、福島県最低賃金については、政府が掲げる「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1,000円を目指す」との方針に沿って、相応の引き上げを行うこと。

2、福島県の復興促進、労働人口の県外流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

3、中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。

4、一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣 安倍晋三様。

厚生労働大臣 加藤勝信様。

福島労働局長 島浦幸夫様。

以上、報告といたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、意見書案第12号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員閣議は、去る2日から本日までの12日間にわたり、平成30年度各会計予算等の重要案件を初め、全36議案につきまして、本会議並びに予算審査特別委員会等を通じて慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり議決賜りました。

ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

本定例会で成立いたしました平成30年度各会計予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

また、会期中にお寄せいただきましたご高言等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

3月も中旬となり、日増しに暖かくなってまいりました。議員各位には、ご多忙のこととは存じますがご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第11回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成30年3月16日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 吉 田 孝 司